

令和元年第3回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（9月4日）（水曜日）		
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	一般質問	7
	幸 千恵子 議員	7
	会計年度任用職員制度について	
	「障害者控除対象者認定制度」について	
	高齢者の負担軽減について	
	幼児教育無償化について	
	子育て支援について	
	新庁舎建設について	
	（嶺山総務課長補佐、高岡町長、豊島介護福祉課長、 尚学校教育課長、中村税務課長、向井企画課長、 亀澤建設課長、幸野副町長）	
1. 散 会	40
第2号（9月5日）（木曜日）		
1. 開 議	43
1. 日程第 1	一般質問	43
	宮之原 順 子 議員	43
	SDGs（持続可能な開発目標）について	
	食品ロスについて	
	亀津新漁港に公衆トイレの設置を	
	高齢者対策について	
	福祉行政について	
	（向井企画課長、高城農林水産課長、	

政田住民生活課長、尚学校教育課長、福教育長、
幸野副町長、秋丸地域営業課長、芝健康増進課長、
豊島介護福祉課長)

勇 元 勝 雄 議員	55
------------	----

子育て支援について
庁舎建設について
町政について

(芝健康増進課長、高岡町長、尚学校教育課長、福教育長、
向井企画課長、高城農林水産課長、福田農業委員会事務局長、
幸野副町長、亀澤建設課長、福耕地課長、秋丸地域営業課長、
瀬川花徳支所長、茂岡社会教育課長、安田収納対策課長、
芝健康増進課長、政田住民生活課長、中村税務課長、
清瀬水道課長、嶺山総務課長補佐)

1. 散 会	87
--------	----

第3号(9月6日)(金曜日)

1. 開 議	92
1. 日程第 1 議案第40号 専決処分について承認を求める件	92
1. 日程第 2 議案第41号 徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の制定について	93
1. 日程第 3 議案第42号 徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例の 制定について	96
1. 日程第 4 議案第43号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例について	98
1. 日程第 5 議案第44号 徳之島町税条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例について	99
1. 日程第 6 議案第45号 徳之島町立学校設置条例の一部を改正する条例に ついて	100
1. 日程第 7 議案第46号 令和元年度一般会計補正予算(第3号)について	101
1. 日程第 8 議案第47号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号)について	129
1. 日程第 9 議案第48号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算	

		(第2号) について	130
1. 日程第10	議案第49号	令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) について	131
1. 日程第11	議案第50号	令和元年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について	133
1. 日程第12	議案第51号	令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) について	135
1. 日程第13	議案第52号	令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	137
1. 日程第14	議案第53号	令和元年度水道事業会計補正予算(第2号) について	138
1. 日程第15	議案第54号	平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第16	議案第55号	平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第17	議案第56号	平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第18	議案第57号	平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第19	議案第58号	平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第20	議案第59号	平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第21	議案第60号	平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第22	議案第61号	平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について	140
1. 日程第23	報告第2号	平成30年度健全化判断比率	144
1. 日程第24	報告第3号	平成30年度資金不足比率	144
1. 日程第25	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	145
1. 散会			146

1. 開 議	150
1. 日程第 1	議案第 5 4 号 平成 3 0 年度一般会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 2	議案第 5 5 号 平成 3 0 年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 3	議案第 5 6 号 平成 3 0 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 4	議案第 5 7 号 平成 3 0 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 5	議案第 5 8 号 平成 3 0 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 6	議案第 5 9 号 平成 3 0 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 7	議案第 6 0 号 平成 3 0 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 8	議案第 6 1 号 平成 3 0 年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について	150
1. 日程第 9	陳情第 9 号 徳之島自動車学校存続について	154
1. 日程第 1 0	陳情第 1 0 号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出について	155
1. 日程第 1 1	請願第 1 号 『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について	156
1. 日程第 1 2	請願第 2 号 さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについて	158
1. 日程第 1 3	発議第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書について	159
1. 日程第 1 4	発議第 3 号 『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願に関する意見書について	160
1. 日程第 1 5	発議第 4 号 さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについての請願に関する意見書について	161
1. 日程第 1 6	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	162

令和元年第3回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和元年第3回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和元年9月4日開会～令和元年9月11日閉会 会期8日間

月	日	曜日	会議別	日程
9	4	水	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（広田・幸）2名
	5	木	本会議	○一般質問（宮之原・勇元）2名 ○各常任委員会
	6	金	本会議	○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○平成30年度決算上程（特別委員会設置、付託） ○報告 ○諮問
	7	土	休会	
	8	日	休会	
	9	月	委員会	○決算審査特別委員会
	10	火	委員会	○決算審査特別委員会
	11	水	本会議	○決算審査特別委員会 ○委員長報告 ○発議 ○閉会

令和元年第3回徳之島町議会定例会

第1日

令和元年9月4日

令和元年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和元年9月4日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開 会
- 開 議
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

幸 千恵子 議員

- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（1名）

11番 広田勉君

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主 幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長補佐	嶺山恵子君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番竹山成浩議員、13番福岡兵八郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月11日までの8日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から平成30年度、令和元年5月分の例月現金出納検査の結果報告及び令和元年度5月、6月、7月、8月分の例月現金出納検査の結

果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。

今期定例会におきまして、本日までに受理した陳情・請願は、会議規則第92条の規定により、陳情・請願書の写しの配付とともに、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたので、御報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳しいことにつきましては、お手元に資料として配ってありますので、主なものを申し上げます。

6月の18日～6月の21日、第10回学校・教育総合展及び公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会令和元年度の定時総会等に出席。

7月の20日～7月の22日、福岡徳之島会 in はろじ、福岡に出張しております。

7月の24日、新庁舎建設住民説明会を花徳前川生活館にて行っております。

7月の25日、日本赤十字徳之島分区防災学習会を社会福祉センター、新庁舎建設住民説明会、井之川公民館。

7月の26日、令和元年度徳之島町農業者年金受給者協議会に出席。新庁舎建設住民説明会を生涯学習センターにて行っております。

7月の27日～7月の31日、関東徳之島町会第51回総会並びに懇親会に出席。大島郡町村会中央要望活動で東京に出張しております。

8月7日～8月の9日、鹿児島県離島振興協議会、令和元年度鹿児島県市町村長防災研修会、令和元年度市町村政研修会に出席するために鹿児島市に出張しております。

8月の28日～8月の29日、令和元年度地方自治振興促進懇談会に出席しております。そこで県の方向性が農産物及び加工品の外国への輸出について力を入れる重点施策として取り組む旨の説明がございました。今後の奄美の農産物及び加工品についても、徳之島においてもしっかりとその対策を打たなければいけないと感じております。

8月の31日～9月の2日、徳之島3町郷友会に出席しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これで、行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第5、一般質問を行います。

幸千恵子議員の一般質問を許します。

○9番（幸 千恵子君）

おはようございます。

初めてトップバッターを務めます。

ことしは9月1日の防災の日を、九州北部を中心に襲った猛烈な雨による被害が佐賀県などを中心に続く中で迎えました。

豪雨、台風、地震、津波、火災、火山噴火などにたびたび見舞われる日本、去年は6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨を初め、9月には高潮、強風被害をもたらした台風21号の襲来や、北海道胆振東部地震が相次ぎました。ことしも大雨、台風が各地に被害をもたらし、6月には最大震度6強の新潟・山形地震もありました。災害級の猛暑も深刻です。日本が災害多発列島である現実には浮き彫りになるばかりです。

防災の日は、10万人以上が犠牲になった関東大震災発生の日に合わせて1960年に決められました。この日の制定の大きな契機となったのは、前年に日本を襲い、甚大な被害を生んだ伊勢湾台風でした。

台風災害としては明治以降最大とされる死者、行方不明者5,098人に及んだ伊勢湾台風の最大の特徴は、高潮による被害です。9月26日夕方に紀伊半島に上陸した強い台風によって、名古屋市を中心とする伊勢湾奥部に、それまでの最高潮位を1メートル近く上回る観測史上最大の高潮が発生しました。それが防災対策が不十分なまま、市街化してきた海拔ゼロメートル地帯を襲い、貯木場から押し流された大量の木材が被害を一層拡大させました。浸水面積は310平方キロメートルに上り、浸水期間は2カ月以上も続きました。台風や強い低気圧が接近、上陸して、短時間のうちに急激に潮位が上昇し、海水が堤防を越えて一気に浸水する高潮の破壊力と恐ろしさをまざまざと示しました。

伊勢湾台風から60年となる節目のことし、東海地方を中心に被害の教訓に学ぶ防災の取り組みが行われています。悲劇を繰り返さないために、情報伝達や避難の仕組みの点検と見直し、まちづくりのあり方など、知恵と力を合わせていくことが求められています。

昨年9月の台風21号では、高潮によって大阪湾の関西空港が大規模浸水で機能マヒに陥りました。兵庫県芦屋市の人工島にある住宅地などでも高潮で浸水被害を出しました。首都圏でも高潮や洪水の危険は指摘されており、地域の実情に即し、住民の命を最優先にした対策をとることが欠かせません。

気候変動の影響で、過去に経験のない様相を見せる災害も起きています。従来の枠だけに捉われない備えも迫られています。

東日本大震災を初め、各地の被災者に対する国、自治体からの支援を弱めることがあってはなりません。避難生活の中で命が失われる災害関連死につながらないように、きめ細かな支援体制の構築を目指すべきです。住まいの再建を支える被災者生活再建支援法の抜本的改革も必要です。被災者に寄り添い、被災者の生活再建と被災地の復興のために力を尽くすのが災害大国日本の政治の責任です。

徳之島でも昨年9月、台風24号による大きな被害が出ました。

以上は9月1日の防災の日の新聞赤旗の主張から紹介をいたしました。

それでは、東総務課長の一日も早い回復と復帰を願いながら、9番、日本共産党の幸千恵子が通告の6項目について質問いたします。

きょうは総務課長もいらっしやいません。全項目について町長からの責任ある答弁を求めたいと思います。

まず1項目め、会計年度任用職員制度について。

2020年度の制度導入まで残り7カ月、来年度の実施計画等をお伺いしたいと思います。

来年4月から実施となっている会計年度任用職員制度は、非常勤職員について育児休業の対象にしたり、諸手当の支給を可能にするもので、一見すれば処遇の改善と見えますが、会計年度ごとの任用と雇いどめを自治体の判断で進めることを可能にするもので、決して改善とは言えない内容もあります。この制度の実施を目前にした現在の実施計画内容を説明をしていただきたいと思います。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

令和2年4月1日から施行される新地方公務員法第22条の2第1項によって会計年度任用職員が創設されます。会計年度任用職員は、1つの会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の臨時職員は原則として本制度に移行することになります。

計画といたしましては、9月の条例の制定、9月下旬各課説明、10月各課からの要望、11月査定、12月募集、1月書類選考、必要に応じて面接実施、3月上旬、中旬に通知発送の予定となっております。

○9番（幸 千恵子君）

聞きなれない言葉で、難しい内容だと感じているんですが、この制度のことについて知らない職員も多いでしょうし、議員の中にも知らない方が多いと思います。

会計年度を超えない範囲でという説明がありましたけれども、調べの中で空白期間は定める予定がないという回答をもらったりしていますけれども、任用回数の制限予定はないというこ

とは、2年目もスムーズに、更新というか再任用できるということで、これは毎年度同じような形でできると考えてよろしいのでしょうか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

来年度につきましては、新たな職の設置として考えておりますので、その方が必ずしもそこにとということではありません。選考をして実施しなければならないとなっておりますので、選考を通してしていきたいと思っております。

○9番（幸 千恵子君）

2年目も任用されるとしても、同じ部署に行くことはないというような話も聞きました。必ずしも同じ部署ではないけれども、同じ部署であることもあると思いますが、来年度については選考ということですが、来年度以降、再来年以降ですね、スムーズに同じような形で任用されるというふうな保証はないということなんですかね。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

毎年審査をしなければならないとなっておりますので、必ず審査をして選考をして任用という形になります。職についても、吟味をして職の設定をするということになっておりますので、お願いいたします。

○9番（幸 千恵子君）

先ほども言いましたけれども、一見すれば育児休業があったり諸手当の支給が可能になったりすることで処遇の改善とも見えるんですが、そういうような育児休業であるとか諸手当の支給は可能になるわけですか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

特別休暇等の設定につきましては、国の非常勤職員と同様に考えております。手当につきましても、期末手当、通勤手当の支給可能となっておりますので、考えております。

○9番（幸 千恵子君）

自治体の窓口業務というのは多種多様ありまして、いずれも住民の生活にかかわる極めて重要なサービスだと考えています。そういう意味では、長年働いてきた臨時の方とか、専門的知識や経験などを要する判断に満ちた業務が多いと思います。そこが今後制度が変わる中において、住民サービスの低下につながるようなことがあってはならないと思いますが、町長、この制度についてどうお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

私の見解は、臨時職員に対してのその職務については非常に改善されているなというふうに考えております。

そして、今後の課題といたしましては、本職の本採用の職員と、この任用での職員の仕事上での格差というものは、縮まるようで実はさらに課題として本採用の職員の責務が非常に重くなってきたなというふうに思いますし、重くしなければいけない時代が来たなということをおもっております。

当然、地方交付税制度の中で、今後私どもが議会の皆さんとも理解を得ながら要望しなければいけないのは、この人件費の増に係るものの地方交付税の措置をしっかりとしなければいけないというふうに考えておりますので、御協力のほどを心からお願いを申し上げたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど今後の予定が説明がありましたけれども、国の計画では30年度は制度改正内容の説明を行い、制度周知期間ということになっておりますが、その対象者に対するその周知徹底はどのような状況になっていきますか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

今回の9月の条例の制定を受けて説明をする予定にしております。9月末に各課の説明、周知につきましても、そこで各課の説明が終わり次第、また周知していきたいと思っております。お願いいたします。

○9番（幸 千恵子君）

正規職員と同じような仕事になっている方が多いと思いますけれども、これは国の方針等いろいろ変わってきていますが、国の集中改革プランの押しつけなどで正規職員の定員削減が行われ、その分を臨時、非常勤職員をふやして穴埋めをしてきたというような経過があると思います。この非常勤の方たちが不利な対応を受けないような、今後できれば常勤化、正規化していく形が考えられないものかなと私は思っております。

そういうことで、来年度スムーズにこの制度がスタートできるように、細心の注意を払って進めていただきたいと思います。

2番目に行きますが、障害者控除対象者認定制度についてです。

介護保険制度開始から20年経過しました。当初1割だった利用負担は、今2割、3割負担も導入されており、医療費負担と合わせると高齢者の生活は圧迫されている状況です。要介護高齢者の経済的負担軽減につながる制度である障害者控除対象者認定制度の利用について伺います。

この制度は、障害者手帳の交付を受けていない高齢者でも、介護保険の要介護認定を受けた方で、障害高齢者の日常生活自立度がA以上または認知症高齢者の日常生活自立度が2以上である場合、市町村から所得税法等の障害者控除の対象者となる認定書を交付する制度です。こ

の障害者控除対象者認定制度の認定書を受けている人の状況はどうなっていますか、お尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

徳之島町では、この制度の認定を受けている方はいらっしゃらないということで、高齢者の介護の申請のときでも、障害がある方は障害者手帳の申請とか、そういうものを行っているような状況です。

○9番（幸 千恵子君）

鹿児島市でもこの制度がなかなか周知されていないということが新聞等でも取り上げられておりますけれども、それに伴って、鹿児島県の社会保障推進協議会から県知事のほうに、この制度の周知広報を図るための要請というものが出されております。この制度について利用がないということでしたけれども、町民が知らなければ、対象者が知らなければ利用する方法はないわけですから、担当課としてはこの制度があることをわかっていて、これを進めていこうという、周知を図ろうというような対応はとっていらっしゃいますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今後こういう制度の周知を図っていきたいと思っております。広報等を活用して周知を図っていきたいと思っております。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、70歳の単身者で年金収入160万円の場合、認定書を交付された場合とされていない場合の介護保険料、税額の違い等はどうなりますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護保険料につきましては、70歳単身ということで160万円の収入があるということなんです。この方の収入が給与収入の場合は、160万円の収入から控除が65万円差し引かれまして、所得が95万円となるという計算をいたしまして、認定なしの場合は介護保険料の6段階ということで月額6,700円、年額8万400円の介護保険料になります。認定がある場合は介護保険料が3段階になりまして、月額4,060円、年間4万8,720円ということでありまして、年金収入の場合は、160万円の年金収入があった場合、控除が120万円です。所得が40万円、これも認定なしの場合は6段階、認定ありの場合は3段階ということで先ほどの保険料になります。

○9番（幸 千恵子君）

この認定証があるかないでは随分違うということがわかりますけれども、これによって高齢者の方の財政的な負担軽減につながるわけですので、この制度をぜひ活用できるように、先ほどおっしゃいましたように周知徹底をしていただいて、これが進められるように体制をとっていただきたいと思っております。

次に3番目ですね、高齢者の負担軽減についてということで、認知症で精神障害者福祉手帳の取得状況、税金控除等についてお伺いしますが、先ほどの障害者控除対象者認定制度とも関連しますが、認知症の方が精神障害者福祉手帳を取得しますと、税金控除や介護保険料の減額を受けることができます。徳之島町でこの手帳を取得している状況、そして税金控除等がどうなっているのかお尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

認知症で精神障害者福祉手帳の取得ということなのですが、本町ではそういう例がございません。

税の控除も、先ほどありましたとおり、手帳を持っておられる方につきましては、特別障害者ということで障害者手帳で身体1級、2級をお持ちの方、精神1級をお持ちの方、療育手帳のAを持っておられる方は所得税が40万円、住民税が30万円控除されます。それ以外の普通障害者の方は、所得税が27万円、住民税が26万円所得金額から控除されます。あと、扶養親族が障害者の場合も控除額は同じなんですけど、同居の特別障害者を扶養している場合には同居特別障害者という扱いになりまして、所得税が75万円、住民税が53万円控除になるということです。

○9番（幸 千恵子君）

この制度は利用されていないということ、制度というか、この手帳を持っている方はいらっしゃるということですが、こういう認知症の方が精神障害者福祉手帳を取得することができるということは今回調べていただいてわかるかと思いますが、それはいかがですか、認識として。

○介護福祉課長（豊島英司君）

これ、病院のほうにもお伺いしたんですけど、本町では対象になる方が今までいらっしゃらなかったということなので、今後またそういう例がありましたら精神障害者福祉手帳の交付とか、そういうものを考えていきたいと思っています。

○9番（幸 千恵子君）

病院のドクターでもこれ知らない方が多いようです。この手帳は、身体障害者の診断書は指定医が書く必要があるんですけど、この精神障害者保健福祉手帳の場合は特に指定医の制度はなくて、認知症の方を診察している主治医が書くことができます。ですから、いつもの先生に相談をして書いてもらうことによって、この税金控除等に活用できるわけですから、それをするによって窓口負担が軽くなり、それから自動車税とかNHK受信料などが軽くなるということですので、この制度も先ほどの制度と合わせて周知を図って利用を進めるような、促進できるようなことを対応していただきたいと思いますが、町長、いかがですかね。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

この制度につきましては、診察をするその病院側の周知というものが徹底することが一番早道だろうというふうに思いますので、今後は病院関係者等々にしっかりと報告ないし通達をしていきたいという、御協力を得るようにしたいというふうに思っております。

○9番（幸 千恵子君）

自治体のほうが率先してその周知を図るようなことを進めていただいて、医療機関とそして介護保険の担当、ケアマネジャーであるとかそういうところにも周知を図っていただいて、この制度の活用で高齢者の方の負担軽減につながるような取り組みをぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、4番目に行きます。

幼児教育無償化についてですが、10月から幼児教育・保育無償化が実施されるとなっておりますが、実際は無償化とは言えないような問題も指摘されています。その中身、実際はどうか、幼稚園や保育施設現場での実際はどうかについてお伺いいたします。何が無償で、新たに有料になるのは何があるのか、どう変わるのか、わかりやすく御説明お願いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護福祉課といたしましては、保育の面でお答えいたします。

10月から実施される幼児教育・保育の無償化についてなんですけど、3歳から5歳のお子さんの幼稚園、保育園等の利用料が無償になるということです。また、ゼロから2歳児の住民税非課税の世帯につきましても無償化の対象となるということで、保育料は実質無料になります。ですが、今まで保育料の中に含まれていたおかずやおやつ副食費は今回の対象から外れるということになりまして、保護者の負担に変わることなので、議員がおっしゃるとおり完全な無償化ではないということになります。

この制度では、幼稚園、保育園以外の認可外保育施設、あと子育てのための関連施設もその対象となりますが、利用するためには保育所同様に新たに保育の必要性の認定が必要になってきます。その必要性の認定ということは、就労しているか、あとは出産等で子供の保育が家庭ではできないということになりますので、そういう要件があるかどうかということです。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

幼稚園でも一応10月からの幼児教育無償化によって、3歳から5歳の、今幼稚園に通っている全ての子供が対象ですので、保育料は無償になります。幼稚園で別途徴収しているおやつ代、

園行事の経費、アルバム代は対象外なので別途かかります。

また、今学童保育についてなんですけど、これは国の対象外ですが、学童を利用する5歳児、幼稚園児につきましては、学童利用料月1万円なんですけれども、を町が負担し、保護者の軽減を図るようにする予定であります。あと花徳幼稚園山幼稚園の延長預かり保育は、おやつ代としてのみいただいているので、かかります。また、私立幼稚園の亀津カトリック幼稚園に通う3歳から5歳の全ての子供たちも対象で、保育料の上限がこれも同じように2万5,700円で、今現在カトリックの保育料の上限が2万1,000円であることから、保育料は無償となります。また、預かり保育を受ける場合は新2号認定、さっきありましたが、保育を必要とする認定をとる必要がありますので、共働き、ひとり親世帯の保育料については上限1万1,300円が無償化となります。また、亀津カトリック幼稚園の5歳児の預かり保育料は、今1日300円かかっていますが、これは町が負担し、保護者の軽減を図る予定であります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

給食費の中のおかず代とおやつ代が保育所では有料になるということだと思いますが、これが徴収されることになると、国の目安では副食費が4,500円程度、3歳以上の子供1人当たり4,500円掛ける年間12で5万4,000円が負担が増えるものと思われるんですが、この増える、有料になるものの徴収等についてはどのようにお考えですか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

4,500円というのは国の上限でありまして、それぞれの園で違ってくるかと思えます。あと今まで主食費もいただいておりますので、主食費も加味して御飯、あとおかず、おやつ代ということで徴収になるかと思えます。これはそれぞれの園で徴収になりますので、保育の現場では保育するには何も変わらないんですけど、こういう徴収業務が出てくるということになります。

○9番（幸 千恵子君）

徴収業務が新たに出てくるということなんですが、その徴収業務は保育所のほうで保育士さんがすることになるんでしょうか。それとも町のほうで対応されるんでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

これは、各保育所でやるということで、保育士さんが徴収するのか事務の方が徴収するのか、それぞれの園で決めていただくような形になるかと思えます。

○9番（幸 千恵子君）

それぞれの園には、では保育士さん以外に事務の方もいらっしゃるんですか。その対応がその事務の方でも可能になるんですか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

それぞれ学校では月謝みたいな形で徴収袋とかそういうものを準備してされるのかと思いますので、それぞれの園の対応ということです。先生、保育士さんがそういう徴収業務に当たる可能性もあるかもしれないんですけど、それぞれ亀津、亀徳、事務の方がいらっしゃいますし、母間保育所にも事務の方がいらっしゃいますので、これは、保育士の業務がちょっと増えるかもしれないんですけど、お金を集めて事務の方に渡すというような形になるかと思います。

○9番（幸 千恵子君）

幼稚園のほうではどうなりますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

幼稚園のほうは、一応公立幼稚園は今までどおりで、結局その園行事等のアルバム等対象外はまた幼稚園の教諭のほうに徴収していただきます。また、私立幼稚園、カトリック幼稚園も一応かかるお金、副食費代はまた園のほうでお願い、園のほう多分、今、事務の方いらっしゃいますけど、多分先生方のほうでまた集めてもらう予定だと聞いております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それぞれその徴収業務がふえるということには変わらないと思うんですが、先ほど豊島課長からありました主食と副食とおかず代ということで、これは10月から実施ですので、今の時点で金額等が決まっているのかなと思います。亀津、亀徳、母間の場合は月々どれくらいの出費になるのでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

これは国からそれぞれの園統一しないようにということで、園ごとに変えてくださいというような話だったんですけど、それぞれ上限があるかと思うんですけど、副食費がおおよそ4,500円、主食費が500円で、5,000円ぐらいになるかなというような予想をされております。あと、副食費についてなんですけど、低所得世帯の負担を軽減するために、年収360万円未満の世帯については免除になるということになっております。

○9番（幸 千恵子君）

この徴収業務については、保育士さんについてはこれまでも過重労働だという話でありますから、ここにまた業務がふえるということで、過密労働に拍車がかかる心配というのもあると思います。この対応については、町としてはこの新たにこの無償化になることによって出てくる業務については、町のほうで対応する予定はないのでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

これはあくまでも園のほうでの徴収ということですので、町に入ってこないということなので、園のほうの徴収という形で行っていきたいと思います。

一応副食費の徴収対象者、それぞれの園で合計いたしまして67名の方が対象になるような形です。免除の対象者が87名という形で計算されております。

○9番（幸 千恵子君）

幼児教育無償化という呼び方なのですが、実際は有料になるものが結構あるということで、各家庭の負担、子育て世代の負担というのは決して軽くなるわけではないというのがわかります。

そして、先ほど認定が必要だということで、就労しているのかとか、あとは家庭で保育ができない状況なのかということも調べるということでしたけれども、これについて具体的に待機児童の数であるとか、そういうことを含めていろんなことが起きてくると思いますが、この認定が必要ということについてどういう状況を考えているのか、新たに厳しくなることがあるのか、状況を教えてください。

○介護福祉課長（豊島英司君）

保育園に入るためには、さっき言ったそういう認定もう既にされていますので、今回のこの保育料無償化ではもう申請は要らないというような形になっておりますので、現状の形でやっていくということになります。

○9番（幸 千恵子君）

今後、この、実際、無償化ではなくて、負担のほうが大きくなったという家庭も出てくると思いますが、いろんな声が挙がってくると思います。そこをきちんと把握していただいて、今後のことにつなげられるようにしてほしいと思っております。

次に、5番目に移ります。

子育て支援についてですが、子ども・子育て支援事業計画の第2章、徳之島町の子育て現状についてお伺いしたいと思います。

平成2年から22年までの20年間で、総世帯数はほぼ横ばいであるのに対して、18歳未満の子供がいる世帯数は67%に減少、6歳未満の子供がいる世帯数も64%に減少しています。総人口に占める子供の人口の推移では、11歳以下の子供の人口は、同じ20年間で58%に減り1,587人、その総人口に占める割合は18.8%から13.1%に減っています。子供の人口推移は5歳以下の子供も11歳以下の子供も同じ20年間で58%に減っています。20年間で総人口は83%に減少ですが、11歳以下の子供の人口は58%にまで減少しています。少子高齢化がはっきりあらわれて進行していると思われませんが、これは実際の数字を挙げたものですが、平成27年から30年までの4年間の人口の推移見込みとして挙がっておりますが、実際はどういうふうな状況なのかお尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

平成27年以降ですね、本町の人口が平成27年が1万1,160名、28年が1万932人、29年度が

1万659人、30年度が1万481人となっております。あと世帯数も27年度が4,960世帯、28年が4,880世帯、29年が4,839世帯、30年が4,758世帯となっております。議員がおっしゃるゼロから5歳児も年々減ってきているような状況であります。

数字お答えしていきたいと思います。ゼロ歳児が27年が122人、28年が97人、29年が99人、30年が少なくなりまして88名となっております。ゼロから5歳児の27年が692人、28年が683人、29年が646人、30年度が638人となっております。6から11歳までが27年度が706人、28年702人、29年度が664人、30年度が637人ということで、総人口に占める割合なんですけど、ゼロから11歳まで、27年度1,398名、総人口に占める割合は12.5%、28年が1,385名、12.7%、29年度が1,310人で12.3%、30年度が1,275人ということで12.2%になっております。

○9番（幸 千恵子君）

ほかの数字も見てみたんですが、結婚に関して見ますと、未婚率が平成17年も22年も男性は20歳前半は80%、後半は50%台、30～50歳まではほぼ30%で推移しています。女性の場合、20代前半は60%台、後半40%、30代前半は25%、後半20%と推移しています。未婚率の上昇と晩婚化があらわれている数字だと思いますが、29年と30年の未婚率はどうでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

いろいろ調べたんですけど、29、30の未婚率というのが出ておりませんので、27年の国勢調査の数値が出ております。ここで20歳代前半、男性が75%、女性が58.2%、20代後半が男性58.6%、女性が43%、30代前半が男性35.7%、女性が25.1%、30代後半が男性31%、女性19.7%という形で出ております。

○9番（幸 千恵子君）

出生数を見ると、21年度は122名で、平成25年は109名と減っている状況ですが、26年度から30年度の出生数はどうでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

済みません、26年度から30年度の御質問なんですけど、一応29、30を調べてありまして、29年度の出生数が102人、30年度が少なくなりまして84人という形になっております。

○9番（幸 千恵子君）

30年度の出生数が84名ということで、とうとう100名を割ってしまった状況なんですけど、これが今後ますます増えていくのではないかと危惧をしているところですが、この30年度84名という出生数について、町長、どう見られますか。

○町長（高岡秀規君）

出生数につきましては、今後は、30年度は少し極端に減ったなというふうな印象を持ち、危惧しているところであります。今後もデータに基づき子供たちの出生ないし雇用を生むことにより、若い世代の人口を少しでも増やす方向での施策が必要かなというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

子ども・子育て支援事業計画の基本理念についてお尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今年度までの基本理念なんですけど、育もう健やかわれんきゃということで出ております。ここでは安心して子供を産み育てることのできる環境づくり、あと全ての子供が生き生きとすこやかに産まれる社会づくり、子育てを楽しみながら親子がともに育つ家庭づくりということを挙げておりますが、今年度また新たに策定いたしまして、令和2年度からの事業計画を今策定している段階なんですけど、基本理念は変更することはありません。ですが、法の改正や地域のニーズに合わせて子ども・子育て会議の意見も参考に検討していきたいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

今の基本理念ですね、この基本理念は本町における子供の育ちや子育てを支援、応援する上において普遍的なものであるため、今回策定する子ども・子育て支援事業計画においてもその内容を継承していきますとあります。ですから、先ほど言われました育もう健やかわれんきゃということで3つ挙げてありますが、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりとあります。

先ほどの出生数84名を見ますと、極端に減っていると町長おっしゃいましたが、この基本理念に基づいてちゃんと取り組んでいこうという取り組みをされているのでしょうか、町長、この理念についてどうお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

当然、以前2040年問題等々のデータがございましたが、データというのはさほど間違っていないということも、データどおりにいかないような地方創生で取り組んでまいっているところでございますが、今回の若年層での人口の減等々が主な原因であります。この若年層の人口の増を図るためにも魅力ある雇用、そしてまた保育所等々の待機児童の解消に向けて今取り組んでいるところでありますが、今後の強力な重点的な施策として子育て環境、そしてまた雇用対策を打つべきだというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

この子育て支援計画、基本理念含めて、これと町長の方針とが余り乖離することのないような政策を進めていただければと思います。

次、2番目行きますが、国保の均等割について、全国知事会や市長会などが国に見直しを求めています。とりわけ収入に関係なく、世帯の人数に応じて保険料がふえるという人頭割は、子育て世代に大きな負担となっています。

岩手県の宮古市では、子育てにも家計にも優しい施策として、18歳以下の子供の均等割減免

を実施し、子育て世代から大変喜ばれています。子育て支援策として子供の均等割を全額免除または減額免除の実施を提案したいと思います。

まず、所得150万円の4代の両親と子供2人世帯の場合の国保と社会保険料はどう違うのか、お尋ねしたいと思います。

○税務課長（中村俊也君）

お答えいたします。

国保世帯の場合、国保世帯で所得が150万円の場合なんですけども、所得割が医療分、支援分、介護合わせて17万3,160円、均等割が医療分と支援、介護合わせて9万800円、平等割が2万6,100円、全体で合計29万60円。150万円ですと2割軽減が適用となりますので、均等割と平等割の合計9万800円と2万6,100円の2割、2万3,380円の軽減となります。ですから、29万60円から2万3,380円を引いた26万6,600円が国保の保険税となります。

社会保険料の場合は、31年度の健康保険、厚生年金保険の保険料額の表から出したんですけども、介護に加入している世帯の場合は子供の人数に関係なく、月額1万1,890円の12カ月で14万2,680円が本人負担となります。会社が残りの半分は負担しているものですから、実際は28万5,360円でほぼ変わりはないかなと思いますけど、会社が折半しておりますので、その分社会保険料の場合は安くなっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

国保と社会保険の場合の違いが、今おっしゃいましたように社会保険の場合は会社が半分持つということで、実際社会保険の世帯のほうが負担が軽いわけですが、国保の場合は、全国の国保加入世帯の年間平均所得は2016年度で138万円と、1991年から半減している状況です。それなのに国保料は上がり続けているという状況です。

法定軽減世帯数を見ましても、平成29年度で77%と年々増加している状況です。子供の数が多い世帯ほど保険料が高くなるというこの均等割は、国保だけにある問題だと全国で取り上げられまして、この均等割を外していこうという取り組みがあちこちで行われております。

全国的に見ますと、全額免除が3つの自治体、高校世代まで所得制限なしで第1子から減免しているのが9自治体、一部減額を合わせると25の自治体で均等割減免が実施されています。

そして、全国の知事会や市長会からも国に提言が出されておりますけれども、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設することということで国に提言が出されております。この均等割について、全額免除または減額免除を実施することを提案したいのですが、町長、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

国保につきましては、社会保険と違い全て自己負担なので、割高になってしまうということ

は以前より認識しておるところでございまして、町といたしましては、これ以上の国保税の上げない方法で医療費の削減に今極力努めているところであります。均等割等々の減免、減額等々は軽減措置ということの拡充、そしてまた国庫負担金を少し率を以前と同じような50%、30%を確保するということが今後は必要になってきますので、消費税10%に係って、国保税の国庫負担金をしっかりと増額をすることを要望することが、子や孫の将来の負担を軽減することにつながるというふうに考えておりますので、今現在、均等割を町独自で減額するというものはなかなか厳しいというふうに思いますが、将来国庫負担金の増額、そしてまた、さらには医療費の抑制に努めることが今の子や孫の将来負担を軽減するというところについては、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

世界的に見ましても、ドイツでは公的医療保険料は所得割のみで、フランスやスウェーデンでは医療保険は所得比例型ということで、子供から均等割を徴収しているのは日本ぐらいというふうに言われています。ゼロ歳児、もちろん所得ありません。そのゼロ歳児からも取るという均等割の廃止はもう国会でも廃止することを訴えられておりますが、やはりこの子供、先ほどの出生数も少なくなっていますが、子供が多ければ多いほど負担がかかってくるというこの均等割については、今後やっぱりほかの自治体に倣ってでも、町独自ででもこれは検討して廃止していくというか、減額をしていくという形をとることを私は望みますけれども、これは検討、今後できる状況があるでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今現在では非常に厳しいかなというふうに思っておりますが、デンマークやウエーデン等々の話がございましたが、平均所得が大体780万円ぐらいで、半分が税金でございまして。欧米に見られるその福祉を充てんする場合も、税額は非常に負担は大きいと。しかしながら、平均所得が日本の1.5倍ないし2倍はあるということですから、今日本が進んでいる働き方改革において、今国の5税については消費税が非常に占める割合が大きくなってきたということは、基金や会社の安倍さんの景気対策が貯金に回っているということが大きな私には要因だろうというふうに思っておりますので、今後は人件費等々の増額をしっかりと求めながら、生活を安定する税のあり方に取り組むべきだというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

問題の認識は同じのところがあると思いますが、今後これについても議論をしていきたいと思っております。

次、3番目に移ります。

子育て支援策として、子供の医療費助成枠を拡大、または自己負担なしを実施することを提案いたします。

先ほどから述べてきましたように、11歳以下の子供の人口は28年間では46%で減少しています。そして、出生数のほうもかなり減ってきております。この状況から見ても、若者国保世帯は生活するだけでも大変厳しい状況にあることが容易に想像できます。

子育て世代向けの低家賃の住宅があり、保育費は無償で出産祝い金もある、そして医療費の心配がなく暮らせるということで、隣町へ転居している若者を、私が聞いているだけでも10人はおりますが、そういう中でもこの徳之島町に居続けてくれる若者世代、子育て世代があることに大変感謝すべきだと思います。

その感謝の思いを形にあらわすことは大変大事だと、若者世代だけでなく私たちも感じておりますが、この子供の医療費助成枠を拡大または自己負担なしを実施することを提案しますが、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前より答弁をしているところでありますが、子育て支援の観点、そしてまた過疎化の観点から、医療費の無料化というものは考えるべきではないというふうを考えておまして、医療費の抑制に努めることこそが結果的に税の負担を減らすということから今取り組んでいるところであります。

先ほど来から子供の過疎化等々が問題になっておりますが、以前よりも離婚率、そしてまた持ち家率、そしてまた子供の命の大切さの幼児教育をすることが結果的に離婚率が減り、犯罪率が減るというヘックマンの法則に従って幼児教育に努めているところであります。経済というところで子供をいっぱい産むということになれば、今の世界的な子供が増えている率は、実は発展途上国のほうが実は子供がいっぱい人口が増えている傾向がございます。経済では私はないというふうを考えておまして、命の大切さであったり、そして家族の大切さを幼児教育から教えることこそが国を守る子供たちが育成できるのではないかなというふうに思いますので、医療費につきましては、医療費の増大、将来の負担を減らすための施策でありまして、今後は子供たちの健康づくり、そしてまた特定健診、そういった子供たちから健診を受ける癖をつけることこそが今町がやるべきことかなというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

子供というのは病気にかかりやすく、抵抗力も弱いため、重症化することが多いです。成長期の子供の病気を早期発見、治療するということの施策は、今おっしゃいましたように健診がどうかおっしゃってございましたけれども、子育て支援としてはこの医療費についての無料化を進めることが大変喜ばれるものだと、全国的なこれは一致している状況です。

町長の手元にもお届けしましたけれども、県内43市町村の中で徳之島町だけ一番上に大きく書いてありましたけれども、いまだに県の補助要綱と同じで、小学校入学前までが対象、そして3,000円の自己負担はあるという状況なんです、もうこの一番上のトップの座をいつまで

延ばしていけるかということで頑張っているような、むきになっているような気もするんですが、こういうことでは、先ほどの子育て支援計画の基本理念は全く生かされていないとしか言わざるを得ないんですね。財源はあるんですよ。前回は取り上げましたけれども、基金がかなりあります。それは使い道が項目が決まっていない基金がたくさんありますので、この中から1,000万円以下なんですね、それを子供たちの、病気にかかりやすいし、かかったら重篤化しやすいような今の子供たちに向けてあげることは、何も苦情を言う人はいませんし、喜ぶ人ばかりなんです、それでも今のお考えはまだ変わらないでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

意地になっているというわけではなくて、わかり合えないだろうと思います。私は政策としてやっていることで、金額の問題ではなくて、本来あるべき医療制度のあり方を私は町としてやっている。

そしてまた、徳之島町だけではありませんが、今全国的に言われているのが、隣町やそういった医療費の無料化無料化で競い合っていて、今後は問題になるであろうというふうに言われております。私も、今後は、県が国保の主体となって事業主となった以上、国保税のあり方、そして税の標準税率等の、恐らく5年後、数年後にはやってまいります、そのときはしっかりと意見を言いたいというふうに考えておまして、そのときも保険税を上げずに、子や孫の医療費を無料化へ向けて県、国が取り組んでもらいたいということは常日ごろからお話をしていところでありますので、しっかりと、継続可能な地域をつくるためにも政策をやっていききたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

町長が取り合う気持ちがないことはよくわかっておりますが、隣町に移った若者がたくさんいるのは町民の多くが知っておりますが、町長はこの隣町に移った若者とお話をしたことがあるのか、そして町内にいる若者でぜひこのことをやってほしいという声は聞いたことはないですか。

○町長（高岡秀規君）

往々にしてあります。しかしながら、地域をいかに人がつくるということから観点をしたら、いつかはわかっていただけるというふうに思っております、しっかりと魅力ある雇用づくり、そしてまた家族への愛情、そしてまた命の大切さをしっかりと幼児の教育から教えることこそが、結果的には時代の波に飲み込まれない強い地域がつけれるというふうに確信しておりますので、それに向けて子供の育成については取り組んでまいりたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

直接声を聞いたことがあるというふうに言われたと思うんですが、それでもその若者の声が生かされていないということで、この続きは勇元議員に引き継ぎたいと思いますので、あとは

お願いいたします。

○議長（池山富良君）

幸さん、しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

幸議員。

○9番（幸 千恵子君）

では、6番目に移ります。

新庁舎建設についてですが、先ほども申し上げましたが、9月1日は防災の日でした。日本は、地震、津波、台風などが相次ぐ災害多発国です。さらに、最近は想定よりも加速している地球温暖化による気候変動の影響で、台風の大型化や線状降水帯などの聞きなれない言葉とともに、これまでに経験したことのない量の降雨で災害が発生するなど、世界の脅威となっています。

また、海面上昇も問題になっています。ハワイのワイキキビーチは、今後15年～20年の間に水没するおそれがあるとのことで、陸地かさ上げ法案が議会を通っています。

日本でも、今世紀末までに9割の海岸で砂浜の半分以上が減るほか、6割が完全に消えるおそれがあることが分析結果として出ています。これは専門家の研究結果です。

私は、昨年9月議会で、庁舎建設を進めるに当たっては、防災の専門家の意見を聞く必要が絶対にあることを要望しました。この間、このことは何度も訴えてきましたけれども、本町の庁舎建設という、少なくとも半世紀以上町民の財産と命を守るとりでとして活躍する場所をつくるに当たり、防災の専門家の意見を聞かれましたか、どのような結果がありましたでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

基本構想、それから基本計画の策定につきましては、御指摘の防災の専門家の意見については伺っておりません。

なぜならば、防災拠点機能施設として建築構造など、一番高い目標を設定し、防災についての検討をしっかりと進めてまいりました。

今後ですが、防災については防災アドバイザーを迎えた職員研修、町一斉の避難訓練等の開催を検討しているところでございます。

○9番（幸 千恵子君）

庁舎建設に当たって、防災の専門家の意見は聞いていないということがはっきりしました。町民の声を聞き入れていないということがよくわかります。聞き流しているということですね。

そして、町耐震改修促進計画から安心安全なまちづくりのための目標達成状況をお伺いしたいと思います。

新耐震基準以前に建築された既存建築物の地震に対する安全性向上を計画的に促進することを目的とした計画で、期間は平成27年度までの5年間となっています。現在までの計画の目標達成状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

その中に、計画として1、全ての住宅が対象で、2、特定建築物であるとか、3、町有建築物であるとかいうものがありましたが、具体的に目標達成状況をお尋ねいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

先ほど幸議員がおっしゃったように、平成23年2月に策定しております。具体的な施策として、新耐震基準施行（昭和56年6月）以前に建設された既存建築物の地震に対する安全性向上を計画的に促進していくことを目標として、住宅、町有建築物等について耐震化を図る目標が設定されております。設定は90%として設定をしておりました。

まず、住宅につきましてですが、住宅につきましては、平成22年6月時点で耐震性なしが2,764棟、耐震性ありが1,577棟、合計4,341棟で耐震率が36.3%でした。しかしながら、現状は平成26年度からかけて木造住宅耐震診断助成事業を実施しておりましたが、耐震診断助成を希望する者がなく、この耐震性なしの住宅2,764棟についてはほとんど手がつけられない状態と推測され、耐震化率は、耐震性ありの住宅に新築住宅等プラスされたことを推測し、約40%程度だと推測されます。

また、町有の建設物に関しましては、町営住宅が59%から70%、幼稚園、学校、体育館等の耐震化率は100%が達成されており、全体の耐震化率は77%となっているのが現状です。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

住宅の目標は90だったのが40%だったというのがよくわかりましたが、多数の者が利用する建築物の耐震化目標は100%でした。これはどうなっていますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

多数の者が入る、100%ということは、その当時100%だったということで、それ以降のものに関しても100%ということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

100%だったわけですね。

大規模地震の発生後、救援、復興活動の骨格となる路線で、避難路と同様に沿道の建築物の

耐震化を促進しておくことが重要というふうにあります、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化は確保できたでしょうか。県指定沿道は75.29%でした。そして、町指定沿道は25%であり、目標が100%でしたが、これはどうなっていますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、耐震に関しましては個人が行うものであり、なかなか難しいというアンケートも出ております。

参考までに申し上げます。国土交通省におきまして、耐震改修の阻害要因、耐震改修をしない要因として、国や地方、団体等にアンケートをとったものがございます。まず、一番初めとして、耐震化に要する費用が大きい、2番目に、耐震化性があるという認識など、耐震化が不要と考えている、3番目に、業者の選定が難しい、4番目、工法、費用、効果等が適切であるかどうかの判断が難しい、5番、工事中使用が制約されることへの懸念がある、テナント、入居者に迷惑をかけたくない、など、5つのアンケートがあります。

徳之島町では、一番課題になっているのが、やっぱり費用が大きいということだと考えられます。

まず、これは実例なんです、学校教育の場合、私がちょうど担当しておりました、そのときに、全部改修してくださいという文科省からの達しがありました。しかし、それのお金の話をしますと、まず耐震診断に係るお金が1棟に関し80万円～120万円でした。その耐震診断を全棟行い、それに対して不具合、耐震性がありませんでしたよという建物に関しては、耐震性があつたものに関してはそれで終わりなんですけど、耐震性のないものに関しましてはそれからまた設計書を組み、またそれに関する工事金額がかかります。それは莫大な金額でした。あくまで県の部門です。県は、義務がありました。そのとき市町村は努力義務ということで、学校のほうはそのように進んだと思います。それほどの多額の予算がかかるということで、どうしても個人にそれがかかるということが大変難しいことだと考えておらず、その耐震化が進んでいない状況だと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

進めることが難しいということは今のお話でわかりましたけれども、緊急輸送道路の関係では、この県指定道路、町指定沿道等の目標がどうなったのか、数値で教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

緊急使用道路が2カ所、県道の天城、東天城地区に向かう道路、一方は伊仙町に向かう道路、そして町の道路として尾母の中央線を計画しております。

先ほども申し上げましたが、耐震に関しましてはそのような届け出もなく、私どももそれをはかる、知る方法はないんですけど、耐震化したとか、そういった補助金も使われていません

し、私どもの推測ではその耐震化が行われていないということで、そのままだと推測されます。

○9番（幸 千恵子君）

では、県指定沿道については75.29%のまま、町指定沿道については25%のままということで確認いたします。

町有建築物の耐震化目標達成について、先ほど幼稚園、保育所については100%と伺いましたが、あとの福祉施設、学校、官公庁、町営住宅等についてお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

まず、幼稚園、保育所に関しましては25%だったのが幼稚園が終わったということで75%、学校施設に関しましては29.5%だったのが全部終わりましたので100%、福祉施設につきましてはまだ行われていないこと、1棟ですので、ゼロ%、官公庁、これに関しましては、公民館、官庁、その他の公共施設となって、46棟ございます。耐震性がないのが13棟、耐震性あり33棟で71.1%、体育館につきましては耐震性ありで100%、町営住宅に関しましては現在耐震性なしが31棟、耐震性ありが74棟、耐震化率が70.5%となっており、これを全体計算したところで、先ほど申した77%となっている状況です。

○9番（幸 千恵子君）

幼稚園が75%ということだったと思いますが、保育所はどうですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

保育所に関しましては、学校教育ではなく、まだ耐震化は終わってないものと考えております。課長に聞いてみたらわかると思いますけど、大丈夫ですか。多分行われてません。これは専門しかわからないので、多分そういう通達が来たらしていると思いますけど、そのような報告はなかったと思います。

○9番（幸 千恵子君）

町内の保育所はどこも耐震化ができていないということなんですか。できているところもあるんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

保育所は、尾母と井之川……。井之川は移ったんでもうあれですね。母間の2棟ということで。ということは、耐震性がないということは、昭和56年以降に建てられたということで、耐震性がないだろうと予想されており、その後耐震改修を行ったという報告がない、報告というか、をやったことがないと思いますので、そのような数字になっております。わかりますか。もう55年以降で分かれて、56年以降はオーケーですよ、100%ですよ、それ以前のものに対しては耐震性がないものとして計算してありますので、耐震改修を行っていないので耐震性がないとみなされているだけです。

○9番（幸 千恵子君）

言っていることはわかりますよ。わかるんですが、そういう言葉しか言えないことがびっくりしているんですよ。保育所はどうするんですかと。耐震化ができてないことに対して、計画もあるのにどうするんですかということをお答えしないからびっくりしているんです。どうするんですか。

○町長（高岡秀規君）

これは予算等も絡むことなのでお答えしますが、今後は検討が必要になってくるというふうを考えております。

○建設課長（亀澤 貢君）

幸議員、申しわけございません。私どもの管轄としているのが町営住宅とかいろいろあります。また、そのように、建設課でございますので、そういった通達等来ているかどうか確認して、耐震化に向けて努力するよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

この計画ができた時点でそういうことは各課とも連携すべきであって、管轄ではないとかあるとかによって、これが実施できるできないというのはおかしいと思うんですけど。計画ができた時点で各課と連絡とり合っていないんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

幸議員、申しわけございません、これちょっと平成23年、その当時のこと私はちょっと課長でなかったのでわからないんですけど、その事は恐らく皆さんで話し合われたとは思いますが。

また、あと財政上の理由等、先ほど私がアンケートの理由等説明いたしましたが、やりたいのはもともとなんです。あと財政等の理由等いろいろあったかと思っておりますので、今後は耐震化に向けて検討していきたいと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

福祉施設についてはゼロ%なんですが、対象はどこですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

徳之島町福祉センターのことだと思っております。福祉センターに関しましては、平成56年以降の建物ですので、耐震性があるということで100%です。

○9番（幸 千恵子君）

ゼロ%とさっき言ったと思ったのでびっくりしたんですけども、保育所については検討もされていなかったということもわかりましたが、計画をつくるための計画になっているんじゃないかなと、その100%を目標にするのであれば、その時点から具体的にどういう対応をしていくかということまでするのが計画の中身だと思うんですけども、何かちょっと、担当では

なかったからわからないというような状況では、これが延々続くようなことがあってはいけません。

次、3番目、新庁舎建設基本計画の内容全般についてお伺いいたしますけれども、基本計画、まあ、「案」がもう消えて、計画になったんですかね。これのまず28ページについて、概算事業費のことですが、3,700平米掛ける43万5,000円イコール16億円ということについて確認ですが、平米当たり43万5,000円という数字は、これは奄美市の工事単価だと思います。

ことしの4月1日に国から出されている平成31年度地方債同意等基準運用要綱というのを見つけて見ましたんですけども、これについて見ますと、「庁舎については原則として次に定める面積及び平米当たりの単価に基づき算定した額を上限として起債対象事業費を算出するものであること」とあります。

この防災対策事業の津波浸水想定区域移転事業の平米当たり単価は36万1,000円となっております、先ほどの数字と違うんですが、これはどっちが正しいのでしょうか。この奄美市のこの単価を入れた形で問題ないんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この43万5,000円は、確かに、低く見積もれば低い金額が出てくると思いますが、現段階では今奄美市の43万5,000円、ここに書いているとおり、近隣の地方自治体の工事見積もり単価ということで予定して間違いないと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

この、先ほど言いました庁舎についてはこの額を上限としてというふうにあります、その単価は36万1,000円となっている。この通知にはもう問題ないということなんですかね。

○企画課長（向井久貴君）

済みません、もう一度お願いします。その単価どちらから出たのかをお話してください。

○9番（幸 千恵子君）

これは、後で見ていただいて確認していただきたいと思います。

次に、計画（案）のこれまでの経過というところの備考について、私はパブリックコメントでこの内容では不十分だと指摘をいたしました。そして、追加されたのが一部あります。「地震や津波などによる損壊等のため、東北、関東地方の多数の庁舎が全壊もしくは躯体損傷による使用不能などの被害を受ける」という内容なんです、この内容だけでは私は少ないと思うんですが、検討委員会の皆さんはこの今世界的に問題となっている地球温暖化の問題については検討されたのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これは、徳之島町新庁舎建設基本計画（案）に対するパブリックコメントにつきましては、検討委員会で了解をいただいているところでございます。

御指摘の中で、東日本大震災について岩手、宮城、福島3県云々と書いてあります。それを踏まえて、この表現に追加をしたということで考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

私は、地球温暖化による影響について検討はされたのかというふうに聞いたんですけど。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

地球温暖化につきましては、これに書いてあるとおり、検討というより、ここに書いてあることを報告したのみでございます。

実際に地球温暖化によってどういったものが起こるかというようなことは、ここに書いてありますように科学的根拠も示されてない、要するに私どもの徳之島に対してはどのような根拠があるかというのが示されていないので、深い検討はいたしておりません。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それも、私が示さなければ検討もできないということなんですね。

その地球温暖化というのは、今世界的に問題になっていて、対策をしているところも実際あります。そういう情報があつた時点でそこを調べてみるのは皆様の仕事ではないんですか。どうですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

地球温暖化につきましては私も調べました。例えば、今のままで海面が1メートル上昇しますと、日本国内でも数十兆円規模の経費がかかるというような提案が示されています。

じゃあ、そのときにどういうふうな対応をとるかという、私は3つあると思います。これは津波でも一緒です。

まず1つは、その場所から逃げることですね。退去です。2つ目が順応。これはその中でどまって、あらゆる手段を尽くしてそこに住むということです。3つ目が防護。これは堤防、例えば20メートル、30メートルの堤防を張りめぐらす。

じゃあ、今回の建物については、2番目の順応ということを選んだ、選択したということです。つまり、この中で津波浸水想定区域であります、そして、もしかしたら海面が上昇するかもしれないけれども、この中でそういった体制、対策を立てた上で、あくまでも住民のコミュ

コミュニティーを大事にしてここに物を建てるというような感じで選択したと。これは基本構想でもそうですし、検討委員会でもそういうふうに考えたということでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

順応のほうを選んだということですね。ちょっといろいろ私想像力たくましくいろいろ考えるので、海面が上がってきたときに、そこが浸水したときに、と考えると、よその国では、フィジー諸島であるとかいろんなところでは海の上で暮らしている人たちもいますよね、海の上に家を建てたり、船の上で暮らしている人たちもいます、そういうことまで考えた順応であるのか、どういう順応であるのか少し教えてください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

もう一つ例を挙げますと、濃尾平野というところに輪中というところがあります。これは、昔から洪水が多いところです。どういう対策をとったかといいますと、まず山手のほうに、川が流れているほうに堤防をつくったらしいですね。けども、やっぱり流れ込んでくる。今度は、海からも流れてくるというところでどうしたかといいますと、そこから逃げる選択肢もあったんですけども、周りを堤防で囲んだ上で、そのコミュニティーを大事にした。つまり、どういったときにどういう災害があつて、どういうふうに避難すればいいのか、どういうふうにすればこの災害を防げるのかというのを考えたということで、まあ、南の島の対応が出ましたけども、南の島の、例えば家屋などは最近では欧米づくりになって、昔は順応していたのがだんだんなくなってきているというようなことも聞いております。

また、そういった影響も多少あるのかなというふうに考えていますけども、私はその中でやっぱりコミュニティー、やっぱり人が自助であり近助であるそのコミュニティーが災害を防げるものと思っていますので、もちろん、今、申し上げましたように、ハード面も必要ですけれども、やっぱり、何度も申し上げますけどハード、やっぱり人が災害を防ぐというふうに私は考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

今の濃尾平野の場合は、昔から洪水が起こるという対策と地球温暖化による海面上昇とは全く別の次元の災害だと思うんです。だから少し考え方も変えていく必要があると思うのですが、このことについては、もうこれはこれで終わらして、次に用地の選定に対する意見なのですが、パブコメでも出しましたけれども、特に用地の選定に対する意見は、町の考えが示されていませんでした。

高台には適当な土地がないという認識ですか。今まで出してきた中で、ここもだめ、あそこ

もだめ、ここもだめという形で出した以外に土地は、高台はないという考えですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

だめというのか、100%基準を満たしている、例えば、地すべり区域でない、例えば申請がないとか、農振とかの農地ですね、そういったものであるとか、要するに100%そういったものを満たしている、すぐに建物建てる状態の土地はないということでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

「すぐに」というのは、皆様が焦るからですよ。何か一番近い有利なものに焦点を当てて考えるから、今ないわけですよ。ちゃんと議論の段階を踏んでいけば、町民全体的な議論になっていけば、そういうことはないのです。

私は、私が知っている限り徳之島町内にはたくさん適切な高台があります。私の近所にも考えてみればあります。そういうことで、皆様はそれを探す気がないというふうに私は捉えますけれども。

先ほどの耐震の関係ですけれども、この計画書の7ページに、「地震時の揺れやすさを知ることによって防災上の安全性を把握する」そして、云々、「そのために揺れやすさマップを作成した」とあります。内閣府の地震防災マップ作成技術資料を基本にして、ボーリングデータで本町の場合は、「埋立地や平野部が特に強く揺れることを予想される」となっています。さらに「建物全壊率が亀徳井之川で全壊率50%ともあります。

この揺れやすさマップについては、「結果を建築物の安全性向上に対する意識の普及啓発や防災上の対策を考える際の検討資料として利用されることが期待される」と、この中に書かれておりますが、庁舎建設の際には、この計画を参考にされたでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

これは16ページに書いてございますけれども、建物の強度、どういったものをしているかということで書いてございます。つまり、構造体につきまして、1類、2類、3類がありまして、どういう計算かと申しますと、地震力、地震の揺れですね、揺れに対してどれぐらいの建物を建てればいいのかということですけど、地震の建物に対して、1.5倍の防御率を持つ係数を掛けております。

つまり、通常の1.5倍、1で足りるんですけども、1.5倍の構造体をつくるということで地震による建物の安全性を確保されていると思っております。

それから、2番目に、16ページ下のほうです。それには建築費構造体、それから建築設備等につきましてもA類、それから甲類ということで、今、国が示している一番最高のレベルの建

築を考慮しておりますので、その辺は担保されていると揺れについては担保されているというふうに考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

課長が今おっしゃったのは、その建物のことですね。

私が言いたいのは、ここにあります揺れやすさの部分ですね。この徳之島町亀津、この役場庁舎のあるこの場所が一番ですね、柔らかい地盤で揺れやすいというふうに計測の中でも一番濃い部分になっているんですね。何も、この一番ちょっと危ないと言われている場所を選んで建てるということに対する不信感があるのですが、この計画書は、平成23年2月、といいますと、これは東日本大震災の直前なのですね。

この計画策定委員会は、名簿がありまして、委員長は、鹿児島大学工学部の名誉教授です。徳富先生ですね。そして、副委員長は当時の総務課長である幸野副町長なんですが、防災に直結するものということで、この計画策定にはお金もかけてつくられたでしょうし、その委員長に、ちゃんと鹿大の教授など招聘して参加していただいています。この一番揺れやすく危ないと言われているここに、皆さんが出した数値の場所に庁舎を建てようということが、私にはどう考えても防災上の安全性に生かしているということはないと判断せざるを得ないんですが、これについては、企画課長ではなくて、委員長か、町長、お答え願えませんか。

○副町長（幸野善治君）

まず、誤解があったらいけませんので、東北大震災の津波の高さと、ほかの津波の高さと比べてということで、今、私考えたんですが、東北大震災のあの場所というのは、リアス式海岸なんですね、太平洋側全部、岩手県、宮城県、福島県。

リアス式海岸というのは、普通の津波の10倍から20倍ぐらいの波の高さになるそうです。ということで、恐らく何十年何百年に1回という大きな津波が来たものと考えられます。

ここらも、この南部太平洋沖地震も警戒はしなければなりません。我が徳之島は太平洋に面していて、リーフが約300メートル、海岸までは50メートルから60メートルなんですが、リーフまで沖合まで入ると300メートルぐらいまでの長さがあるということ。その東北大震災とその規模を比べるのはいかなものかなということが一点。

それから、土地の問題をどうしてこの場所に探したかというのは、もう何回も言っているんですが、プロジェクト委員会でも検討委員会でも数十回「この場所ありき」ではなくて、まず耐震性、早目に耐震性のある役場をつくらなければならないというのが一点。

これはもう震度6強で崩壊する恐れが出ましたので、それを早目につくらなければならないというのが一点。

それは、平成29年から31年まで延長、熊本大地震の関係で延長が伸びた緊急防災事業も利用

したほうがいいというのが一点。

そして、まず第1のこの近辺の埋め立てに住んでいる宮上病院ほか地区住民を聞いてみますと、ほとんどが100%この場所がいいと言う、それが一点。

そして、もう一点は何といても利便性ですね。利便性。やっぱり利活用に一番適したのがこの場所しかないというのが一点。

それと財政的な問題ということで、検討委員会で6回の検討委員会を踏まえてそれを決めました。土地もパブリックコメントや要望等があった5カ所から9カ所の場所は全部踏査しております。それを勘案して、まず避難の問題、緊急性の問題、利便性、財政の問題を加味して全会一致でここに決まったということでございますので、何ら慌てて急いでということには該当しないと思います。

で、その委員長に鹿大の教授を加えたんですが、今回の、奄美市は確かに大学教授が委員長になっております。そして、委員が45名、検討委員会ですね、検討委員会が。

和泊町が委員長が副町長で委員が12名、与論町が副町長が委員長で28人となっておりますので、昨日の、副町長が委員長になるのは難しい、おかしいというのも、それもいかなものかと思っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

この計画をつくった当時の副委員長である副町長、そして、当時は大学教授が入っていて、つくったこの揺れやすさの一番揺れる場所に、ここにつくるということが問題ないとしているところに私は大きな間違いがあると思うんですが、これをつくるときはこれをつくるとき、庁舎をつくるときは庁舎をつくるとき、その時々判断、乖離していると思うのですが、ここに、今回のことにこれ生かすべきものじゃないかと思うんですが。

そして、私これから見ますと、揺れやすさのマップなのですが、これから見ると、徳和瀬とか諸田あたりの地域の地盤が強固だというのが印象なのですね。

高台であり揺れやすくないという地盤という状況にとられます。こういう場所は検討されないのですか。そういうことに、これ生かされるものじゃないのですか。

○町長（高岡秀規君）

実は、私もそこを心配したところでありましたが、話に聞くとところによりますと、この土地は、下にリーフがありまして、岩盤がありまして非常に強固な地盤であるというふうに報告を受けております。

そしてまた、ちょうどその横で今ボーリング等で調査をしていますが、岩盤は強固であるというふうな認識を持っております。

○9番（幸 千恵子君）

ここに書かれているのですよね。埋立地であり、揺れやすい場所だと。ここに出ているのになぜそのリーフがあるのとその岩盤が強固だということが言えるのですか。

これ、大学教授も入って、お金もかけてつくったやつなのですが、なぜそこからそういうことが言えるのか、私はちょっと理解できないのですが、もう一度お尋ねします。

○町長（高岡秀規君）

そこは以前のそのコンサル、そしてまた調査を行った結果、より強固な地盤を持っているところで私は報告を受けております。

○9番（幸 千恵子君）

何よりですね、ここには専門家が入っているということもあって、私はこの調査を信頼できるというふうに思ったのですが、その専門家が入った計画も参考にしないで、今の素人、防災の専門家ではない人たちがそろって、今ここがいいということが100%だというような話もありましたけれども、そういう議論に導くということのちょっと乱暴さは、今、聞いた思いがします。

そして、なぜ、この計画に庁舎建設に専門家を加えなかったのか、ということを考えてみますと、それは、専門家を入れると違う結論が出るというのがわかっているからだと思うんです。

この計画を強行に進めている、まあ、裏で頑張っている人がいるというのは、皆さん町民の方が言っていますけれども、その専門家を入れなかったことが後々大きな禍根を残すことになると思います。

専門家が入ってちゃんとそのことの声が活かされていて、ここにできているのと、入れていなくてここにできることとは大きな違いがあるんですね。その専門家を入れたくなかった理由が最近よく見えるようになってきました。

そして、町長にお尋ねしたいのですが、8月26日の生涯学習センターで「想定外」ということを町長、お話にされました。想定外とはどういうことだと思われませんか。

○町長（高岡秀規君）

思った以上ということでもあります。

○9番（幸 千恵子君）

今、そう簡単に答えられましたけれども、あのとき聞いていた内容は、全く想定外の意味ではなかったのですよ。私はびっくりして、何で町長こんなこともわかっていないのかというような内容を私は議会だよりでも出しましたし、ここにも書いてありますけれども、想定外のことを違ふとり方とっているなというふうに思いました。

もう一度お尋ねしていいですか。

○町長（高岡秀規君）

想定外は、想定していない以上のことが起こるということでもあります。

○9番（幸 千恵子君）

想定外とは、ネットから調べたのですが、辞典からですけれども、想定の外、想定を超えているという意味で、現実には起こっている事態が自分の予測した以上のものであることをいい、要するに、その事態を予測できなかった自分の、これは私が言ったんじゃない、ここに書いてあるんですよ、ネットに書いてあったのですが、「自分の馬鹿を認めた言葉だ」と、いうふうに書いてありました。

そして、その一方で、「事態を予測できていたにもかかわらず、何も対処していなかったというケースもあり、想定外という言葉を使って過失をごまかすという言葉だ」というふうにも書かれています。

東日本大震災のときですね、東京電力の社長らは想定外という言葉を使いまして、そこからこの言葉が流行語になったような形で頻回に使われましたけれども、実は、その東京電力の社長さんたちが使った想定外というのは、要するに、実ほうそであったということがわかりました。

大津波が起きる3年も前の2008年の春に、この津波浸水高は15.7メートルという結果があったんですね。これをその社長たちは隠していたわけです。この大震災があったとき、ある新聞の情報が話題になりました。

それは、2006年3月1日の衆議院予算委員会で日本共産党の吉井英勝衆議院議員が取り上げた大津波と原発事故の質問です。

この吉井議員は津波の押し波とともに引き波の影響が大きく、その押し波が強ければ、水没に近い状態、原発の機械室の機能が損なわれ、引き波が大きければ原発の冷却機能が失われると、そして深刻な影響について押し波引き波ともに想定せよということを国に迫っております。

そして、結果的には御存じのような形でありました。

ですから、この震災の起きる何年も前に、このことを指摘していた議員がいたと、そして福島県議会の共産党の県議団のほうでは、これを県知事のほうに報告をして対策をとるべきだということを再三提起しておりました。それがされなくて、結局、結果こういうことになったのだということなんです。

そして、最近話題になったのが、東京都江戸川区のハザードマップです。「ここにはだめ」というすごい言葉で、「ここは海拔が低いのでここにいると危ないですよ」ということを報じたことが、いろんな形で反映されておりますけれども、これこそ住民を助けるために発信すべきことだったと思います。

自分の住む地域の現実を把握することによって自分の命、みんなの命を助ける行動につながるということなんです。私はこの場所に新庁舎をつくるのがいかに間違いであるか、ということは今提起しているわけですが、それを全く取り合わない検討委員会、町長は、後で後悔

することがなければそれはそれでいいと思いますよ、こういうことをちゃんと「だめだ」と言う議員がいるということをおね。皆さんに伝えていくべきだと私は思っております。

私、1年前の9月議会で、この計画を進めるに当たっては、まず、防災の専門家の意見を入れることが大事だと、そして、推進委員会の公開も要望しましたけれども、推進委員会の公開も拒否されました。

そして、防災の専門家の意見を聞くこともいまだにされていません。この後に研修会を何しようが全く関係ないのですよ。影響ないのですよ。つくる前に防災の専門家の意見を聞くべきであって、そこを聞かなかったということについては、今後も、建築が始まる前までに、この防災の専門家の意見を聞くつもりはないんですか。

○副町長（幸野善治君）

この建築は、今、計画どおりガイドラインに従って進めますが、その中で何回か防災の訓練等も行いまして、また、職員の研修等も近々実施することにしております。

その職員の防災訓練、また町民の防災の訓練に、これが始まるまでもそれはやりますので、その中で防災アドバイザーを呼んで訓練等意見を聞いたかどうかと、今、考えているところがあります。

○9番（幸 千恵子君）

決定してから研修の中で防災の専門家の意見を聞いても庁舎の場所について聞くわけじゃないですよ。この庁舎の場所がここでいいのかということの確認のために防災の専門家の意見を聞いてほしいと言ってることは、私はちっともおかしくないと思うのですが、そのことを何で真面目に考えないのですか。

○副町長（幸野善治君）

何回も繰り返しますが、プロジェクト委員会そして検討委員会の中にも建築の専門家、防災の勉強をした建築の専門家が町から2名、そして、鹿児島県から1名、元鹿児島県庁の課長まで務めた人たちが、1級建築士が2名おります。この人たちは全て防災も含めた立派な強い庁舎をつくるという目標がある、勉強した人たちですので、私たちはそれを信頼しております。

皆さんのお手元に示されている16ページの防災拠点機能施設ということで表があるんですが、ここにはちゃんと自信を持ってこう書いてあります。

「基本計画上で防災拠点機能として、平成25年国土交通省が定めた官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく、地震安全分類の最上位」最も高いクラスの最上位の目標であります。

「構造体の安全分類のまず1類」、1類、2類、3類とありますが、一番最高の1類、そして、「建築構造部材料の耐震安全性のA類」、これはA、Bてありますが、最も高いA類、そして、「建築設備の耐震安全性の甲類を満たすこと」、これは甲類、乙類と2つありますが、これも甲類を満たすことを目標として、今回の建物は設計をしております。

これは、つまり国が定めた建物に関する安全性の最高水準の建築物をつくることとしておりますので、この国の基準をクリアするということは、防災機能に特化した災害に一番強い建物をつくるということで考えてよいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

話がかみ合っていないんですけど、私は、構造物に対する耐震について問題にしていません。場所のこと言ってるんですよ。

一番揺れやすいというふうなここでうたわれた場所にそのままつくることがおかしいと、だから防災の専門家にこの場所で問題ないのかを一度聞いてほしいと言っているのですが、そのことについてもう一度答えていただけますか。

○副町長（幸野善治君）

それは10年前の、確かに鹿大の先生等が入った計画書ですが、その後、名瀬市も庁舎をつくる時、地盤調査を全部しているんです。この地盤は上の地盤と比べて、相当強度が高いと、いわゆる石灰岩が琉球石灰岩、硬い岩礁の上に立っているということで、自信を持って、先ほど言われた5名の建築士が太鼓判を押しておりますので、それを信頼することとしました。

そして、これからはいかに職員や人の問題、いわゆる訓練等を通じて災害を少なくするか、緊急避難場所として、ここに逃げてきた場合、それをどうやって助けるか、そういった訓練これから職員等で行ってまいりたいと思います。

その中で防災のアドバイザーの意見も聞きまして対応したいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

全く順番が違いますし、今、言ったことは全く、私が求めている答えになっていません。防災の専門家が1人入っていて結論が出ているのであれば、反対いたしません。

そのことは、この間ずっと言ってきましたけれども、一度も対応されていません。

そして、ここにこの計画ができたときの事務局が、やはり今回の庁舎建設と同じ財団法人鹿児島県住宅建築総合センターなんですね。もう私たちが見るとここは県の天下りなのですよ。

県の人たちはここがこういう結論を出せば、それに添って建築を進めるほうの側ですから、お金をもらって進めるほうの側ですので、で、先ほど、5名か何か言われましたけれども、この場所が適しているという結論は、誰からも出ていないと思います。

そんなこと出せるって言ったら、これは問題ですよ、大問題ですよ。

そのことについては、専門家の一言も入っていないという結果を出していること、そして、私が先ほど言いました、なぜ入れなかったのか、という思いのことには大して異論もありませんでした。そういう結果だろうと思います。

もう、これで終わりますけれども、先ほどのこの31年度地方債同意基準等運用要綱について、これちょっと課長、確認してもらって、ここで答えをもらってから終わりにしたいと思います

ので、しばらく、これ確認してもらいたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この平方米当たりの単価36万1,000円は、ここに書いています地方債同意基準運用額でございますので、地方債の基準額になりますね。

ですから、これを超える分については、町の単独になるということで考えていただきたいと思います。つまり、これ以上になった場合には、借りられないということでございます。

わかりますかね。

例えば、平方米当たり36万ですので、これが例えば38万円だった場合の2万円については、起債はできませんという意味でございます。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、それが上限であることには間違いはないということなのですか。

○企画課長（向井久貴君）

起債の出す単価としては、それ、36万1,000円だと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それと、ここに書かれている43万5,000円という単価との関係でいきますと、これが掛け算で出てきますと、16億円と比べれば1億円以上違いがあったと思うのですが、このことについてはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

その差額の1億円につきましては、町単独の持ち出しになると。おわかりいただけますかね。要するに、基準がございまして、100万円の建物を100万円全部すべて国が貸してくれるわけではなくて、その基準が決められております。ですので、100万の工事費であるのだけでも、90万円という、国が基準を示せば、90万円は借りられるけども10万円は手出し、町が単独で出さなきゃいけないということでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それを踏まえた上で、この一番下の町の実質負担額6.89億円というものが算出されたということでもいいんですか。

○企画課長（向井久貴君）

はい、そのとおりでございます。

○9番（幸 千恵子君）

きょうの議会でわかったのは、この計画が始まって以来、何度も要求しているにもかかわらず、指摘しているにもかかわらず、防災の専門家の意見は一度も聞いていないということがはっきりわかりました。

これは、住民説明会でも意見を出しましたし、この間、議会でも何度も取り上げてきました。私は一議員であります、町民の代表です。そして、みんなの声を代弁してここで申し上げております。

それにもかかわらず、一度も専門家を入れていない、入れたくなかったというのが見えた議会だと思えます。

そして、ちょっと先ほど、申し忘れましたけれども、パブコメで私は指摘しました。地球温暖化による海面上昇の影響が抜けているということをですね。

海面上昇の主な原因は、海水の温度上昇による膨張と氷河の融解であると言われています。そして、1901年から2010年の約100年間で海面が19センチ上昇したこと、このままでは21世紀中に最大82センチメートル上昇すると予測されていること、そして、既に、フィジー諸島、ツバル・マーシャル諸島など海拔の低い多くの島国で、高潮による被害が大きくなり、潮が満ちると海水が住宅や道路に入り込み、海水が田畑や井戸に入り込み作物が育たないこと、飲み水が海水となるなど、生活は環境難民であることを国際社会に訴えていることなども取り上げました。

そして、日本では海面が1メートル上昇すると、日本全国の砂浜の9割以上が失われると予測されています。

40センチメートル上昇するだけで沖に出ている120メートル分の干潟が大きな影響を受けるということも指摘をいたしました。

この建設に当たって考えられるだけのことを私は想定をして、想像力をたくましくさせまして、このことを皆様に情報を提供し、指摘をしてみました。

それにもかかわらず、取り上げもせず、専門家の意見を一つも聞いてはいない、そして、でき上がった建物が……。耐震化はそれはあるでしょう、問題ないでしょう。だけど、この場所ということの問題が、いずれ何か問題になったときに皆さんの責任だということになります。

そして、耐震化というのは、耐震というのは、6強の震度のときに1回は崩れませんということですね。一度だけは壊れません。だけど続けて2回、3回来たときにはだめですという話をこの間聞きました。

免震というのは、揺れを逃しまするので逃がられるんですけど、もう一回来ても逃がれますけど、耐震というのは1回だけは倒れませんというのが耐震だそうです。これは専門家がこの間話しておりました。

そして、9月1日の防災の日ちょうどNHKの日曜討論で専門家が集まって防災について

話をしておりました。

その中でもたくさん話が出ておりましたけれども、兵庫県立大学の教授、室崎益輝さんという方は、「最近の雨の降り方の背景にあるのは、地球温暖化だ」と、これから、ますます激しくなる。なので自治体の人たちは特に覚悟を持った対応をする必要があると、そして、「自然の破壊力はどんどん強くなっているというのが事実、だけれども逆にコミュニティは弱くなってきている」ということを指摘しておりました。

それから、京都大学防災研究所教授の中北栄一氏は、「最近の台風は温暖化によって大規模化している」ということを指摘しておりました。そのほかにも大学教授、それから前気象長官、国土学の先生、総合研究所の所長とか、さまざまな方が出ておられまして、この防災についての話がされておりました。

こういうことを知ろうと思ったら、本当に町民の財産と命を守るためにどういうものがあるのか、どういうところがいいのかと真剣に考えれば、求めれば幾らでも出てきます。そういう関連のことを。そういうのを聞きたくないから皆さん探していないんですよ、としか言われません。

ということで、今回、はっきりしたのは、皆さんに何度も言いました。そういうことで要望書もきのう出しております。

今後もこのことを継続して取り上げていきますので、きょうは、これで終わります。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月5日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 0時22分

令和元年第3回徳之島町議会定例会

第2日

令和元年9月5日

令和元年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和元年9月5日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

宮之原順子 議員

勇元 勝雄 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
12番	木原良治君	13番	福岡兵八郎君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	池山富良君		

1. 欠席議員（1名）

11番 広田勉君

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長補佐	嶺山恵子君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

宮之原順子議員の一般質問を許します。

○5番（宮之原順子君）

皆さん、おはようございます。

5番、公明党、宮之原順子が通告の5項目について質問いたします。

広報とくのしま8月号の表紙に掲載されていたSDGsを皆さんは、この8月号に載っていたんですけど、知っていますでしょうか。町民の方には初めてその言葉を知った方もいるかと思えます。町長、副町長さんはSDGsのバッジを今されています。あれがSDGsのバッジです。

このSDGsというのは、持続可能性とは、広がる格差、不安定化する社会、気候変動など「世界はこのままだと続かない」という危機感に立ち、今の世代や自分の周りのことだけでなく自分の子供や子孫など、長く未来の世代が暮らせる地球であり続けることであり、開発とは、十分に食べられなかったり、学校に行けなかったり、病気でも病院にも行けなかったり、居住地がとても危険だったり、暴力を振るわれたりとか、自由に意見が言えなかったりすることをなくして、一人一人の人生の選択肢をふやし、安心して自分の能力を發揮できる環境をつくることであるというのが大きなテーマで、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すというのが目標です。

令和元年7月1日、徳之島町は内閣府の「SDGs未来都市」に鹿児島県内の自治体では大崎町とともに初の選定となりました。

大崎町はごみ問題・リサイクル問題日本一で有名ですが、その中でまた徳之島町も全国で31の自治体が選定されていて、その中に徳之島町が選定されていることは素晴らしいことだと思います。今まで徳之島町が取り組んできたことの評価が認められたことだと思います。この8月号の中の次開いたところにもありましたけど、詳しく載ってはいると思いますが、なかなか読んでも少し理解が難しかったので質問させていただきます。

SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念に対する本町の認識と今後の取り組みについて伺います。

○企画課長（向井久貴君）

それでは、お答えいたします。

SDGsについてでございますが、SDGsは2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、先ほどもございましたけども、持続可能な世界共通の目標のことでございます。

具体的には17のゴールが定められております。町長、副町長のバッジにありますけども、色で分けられるわけで17の目標が定められております。誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされております。

今回の未来都市選定につきましては、世界共通の言葉であるSDGsを活用して、これまで本町が取り組んできた政策を磨き上げる機会と考えております。17のゴールのうち本町が抱える課題解決につながるものを選択して、施策を検討、実施をしてみたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

どのような取り組みをされるのか、また詳しくお伺いしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一応3点ほど、推薦状も上げたんですけど、3点ほど上げてございます。

まず、1つですけども、これは、みらい創りラボ・井之川を拠点にICTを活用した域外から稼ぐ産業の強化と持続可能な未来を実現するため、新しい価値創出のための人材の確保・育成が2点目。これはプログラミング教育などの質の高い教育の確立も目指しております。3番目に、集落支援員制度を活用して、誰もが居場所と役割をもつ全世代が活躍する支え合いのコミュニティづくり。この3点を主に考えて、取り組み活動を計画しているところでございます。

○5番（宮之原順子君）

この広報の中に各関係省庁支援策とか積極的な活用とか、活用を受けることができる、さまざまな支援を受ける機関というのはどれぐらいなのでしょう。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この17の目標につきましては、全ての省庁だったり、課が横断的に取り組みをしないといけない。例えば17の目標の1つだけではなく、1つ2つ複合的なもので取り組んでいきますので、横断的な課題解決が考えられると思います。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

それには予算というのか、それは何年とかそういう期間があるのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

予算のほうにつきましては、優先的に推薦された自治体のほうに配分するというで聞いておりますけど、まだ具体的に、どの予算でいつまでというのはまだ聞いておりません。

○5番（宮之原順子君）

わかりました。ありがとうございます。私たちが聞いていても、すごく難しい事業のような気がするんですけど、それは職員や町民が認識を共有するための周知はどのような方法ですか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ここに17と先ほどゴールを申し上げましたけど、17のちょっと例を申し上げたいと思います。

まず、1、「貧困をなくそう」、2、「飢餓をゼロに」、3、「すべての人に健康と福祉を」、例えばあと「海の豊かさを守ろう」、それから「住み続けられるまちづくりを」、それから「平和と公正をすべての人に」と、非常に目標のこれ文字だけ見ると簡単でございます。なので持続可能だと思いますが、持続可能であるがゆえに難しいかなと。

禅問答みたいになりましたけど。要するに簡単なものであるから簡単にできるんだけど、すぐ飽きてしまったり、投げ出してしまったりするようなことがあるということで、これを持続可能にするためにはどういうことをすればいいかということで、例えばゴール12に位置づけられている「つくる責任 つかう責任」というのがあります。これ例にとりますと、一番あれは地産地消でございます。例えば島で生産された農産物や特産物を購入する、消費するということがつながると思います。ですので、この17の目標のうち、身近に考えられる、私たちが取り組められるものを広報やホームページ等で紹介をして、皆さん一緒に協力しましょうということで啓発活動を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。そうですね、広報やホームページ、また出前講座のようなものを地域のほうでしていただいたら、皆さん理解が深まるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いたします。

次に行きたいと思います。

次に、食品ロスです。済みません、ちょっと私がこの数字を書き間違えてしまいました。643万トンですね、28年度は。書きかえてもらえますかね。643万トン。643とありますけど。

次、食品ロスについてということで。食品ロスとは、例えば食べ残しや安売りなどで大量に買ったが食べ切れなかった食品、手つかずの食品、野菜の皮を厚く剥き過ぎたものなどが、過剰除去といった、本来食べられるのに廃棄される食品のことです。まだ食べられるのに廃棄される食品「食品ロス」は643万トンに。日本人1人当たりに換算すると、お茶碗1杯分の食べ

物が毎日捨てられている計算になります。本町としては、この現状をどのように捉えていますか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この643万トンの年間食品ロスのうち、外食産業が133万トンが発生しており、食べ残しによるものが相当程度占めておると考えています。

食品ロス削減の観点からいきますと、外食時でも食べ切りや持ち帰りの促進に向けて、消費者と飲食店の双方の理解や実践を進めるよう、今後も広報紙等を活用しながら啓発活動を行い、食品ロスの削減について取り組んでまいりたいと思います。このことは先ほどのSDGsの取り組みにもつながると思いますので、ぜひ取り組んでいきたいと。

また、それから庁内横断的に取り組みが必要であると。例えば企画課では統計を示して各課に注意を促す。また、住民生活がごみ問題、それから農政、福祉、教育等々も含めて横断的な活動が展開を求められていると思います。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

地産地消という問題が出ましたので、農林水産課のほうからも答弁いたしたいと思います。

まず、自分の身近でどのくらいの食品ロスがあるか、発生しているかをまず把握し、食品ロスのために自分に何ができるかを考え、できることから始めていくということがまず大切ではないかなと考えております。

こういったことから本町においても、この食品ロス削減という課題に町として積極的に取り組むため、今回の議会へ条例として提案する、徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例に組み入れ、規定し、地産地消食育の推進とともに食品ロスの削減等の普及活動を推進するというふうに考えております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。食品ロスのその削減推進法の定義の中に消費者の役割というものがありまして、消費者は、食品ロスの削減の重要性について理解と関心を深めるとともに、食品の購入または調理の方法を改善すること等により、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとするので、行政とかお店とかだけではなく、それぞれの個人個人の家庭でもしっかり取り組んでいくことが大事ではないかなと思います。

また、食品ロスからは生ごみですね、水分が多く発生して焼却するのに大きなエネルギーが必要となると思います。マイクの放送で、防災無線でです、水を切って出しましょうってずっと放送されていると思いますけど、ぜひその食品ロスを減らして生ごみを出すのも減ら

していただけたら、そういう取り組みをされたらと思いますけど、食品ロスから発生する生ごみを減らすための考えとか食品ロスについての取り組みは、住民課長何かありませんか。

○住民生活課長（政田正武君）

今、宮之原議員からありましたが、この食品ロスを抑えることによって生ごみも大分減ると思います。ですので、まず先ほど農林水産課長からもありましたが、それぞれ自分、個人ができることからやっていただきたいと思います。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。先ほどそのSDGsのことを向井課長言われていましたけど、そのSDGsの17のゴールのうちの12番目というのは「つくる責任 つかう責任」、2030年までに世界の食料破棄を半減にするという目標があります。食品ロスはSDGs運動の一環として、町民の方が全員ですね、一番取り組みやすいテーマと考えることができますと思います。食品ロスの削減のためにできることを少し考えてみてはどうでしょうか。

自分の周りの食べ切れる量を把握することによって、つい私たちもやってしまうんですけど、今は家族が少なくなって少ない量でいいんですけど、どうしてもどばっとつくる癖がついていて、どばってつくってしまっちゃってちょっと破棄してしまうということもありますので、もし自分の周りの食べれる量を把握すること、つくり過ぎ、または食べないのに注文をし過ぎる、お店ですね、注文し過ぎることによって残してしまうことを防ぐことができる。少し意識するだけで、食品ロスというのは改善できることではないかなと思いますし、このSDGs運動の一環としては、本当に子供からお年寄りまで全員が取り組めることだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど食べ残しを持ち帰るとというのが、海外では進んでいて都会のほうでも結構進んでいるんですね。ドギーバッグっていう。ドギーバッグというのは、海外で前はやったのは、犬のために持ち帰ります。ドギー、犬のための餌として持ち帰ります。名前はそうなっているんですけど、帰って個人が家で食べるということなんですけど、もったいないということで。徳之島ではそれぞれ気恥ずかしいというので、持ち帰ってもいいですかとか言えない方もいると思いますけど、そういうのを店とかいろいろ協力して、そういうのを進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

SDGsの取り組みでもそうですけど、この食品ロスについても外食産業等々に食べ残しが多いというのが見受けられます。そのためには家庭のごみである家庭での食べ残し、それから家庭を離れて飲み屋さんに行ったときの食べ残しを減らす工夫を、広報なり、それからチラシ

なりを通して訴えていきたいと思っています。ただ、余り食べ残しを意識するとお酒も進みま
すので、その辺は健康のために気をつけたいと思っております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

どうぞよろしくお願いいたします。食品ロスを減らすということは、食べ物がもったいないとい
うことだけでなく、消費者の無駄な支出を減らすことにもなりますので、ぜひよろしくお願
いしたいと思います。

次の質問に行きます。

学校給食の食べ残しの現状についてお伺いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

学校給食の食べ残しは、献立や時期によって差があります。6月と11月に全校を対象に1週
間の残食調査を実施しています。学校や学年ごとに差もありますが、平均すると重量で2.7%
ほどの残食があります。

○5番（宮之原順子君）

2.7%ということですが、学校によって違うということですが、地方の学校とまた大きな亀
津のような規模の大きな学校ではどのように違いますか。

○学校教育課長（尚 康典君）

学校によって違うとは聞いたんですけど、どう違うかというのはちょっとそこまで調べてな
いんで、また聞いて後ほどお答えします。すみません。

○5番（宮之原順子君）

すみません、ありがとうございます。食品ロスを進めていく中で、食べ残しの問題は保育園、
幼稚園、小中学校での教育も大きく影響すると思いますが、子供たちに食べ物の大切さを教え
ることは大事な教育ですが、何か食べ残しロスについての学校給食の時間など、何か取り組ま
れていることがありましたらお伺いしたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。まず、食品ロスの削減に向けた取り組みというのは、いろんなと
ころで学校給食も含めて取り組みを進めているところです。

例えば、それぞれ学校の教育課程というような問題、これは年間のどういったような教育を
するというものなんですけど、ここに全ての学校の給食の指導の全体計画、それから食に関する
指導の全体計画ということで、もちろん食事に対する喜び、楽しさ、それからつくる人の感謝
とか、もろもろそういったことについては、毎月目標を掲げて学校で取り組みを進めていると
ころです。

それから、本年度なんですけど、文科省のほうでも食品ロスの削減に向けた取り組みということで、先ほどから話に出ていますので、学校給食を通して、大体学校給食というのは年間200日ございます、本町でもですね。ですので、子供たちが大体年間の約2割程度は学校給食ということですので、この学校給食を通して食品ロスについても考えようということで、食品ロスの削減、それから地場産業の活用、それから本町の地産地消ということで、そういういろんな取り組みを学校の現場でも今しているところです。

また、子供たちが実際に地産地、地場の食材を使って調理をしたり、そういったようないろんな取り組みをしながら、食に対する認識を新たにしながら、生涯にわたって望ましい食生活ということで学校側も取り組みを進めているところです。

ただ、子供たちの食生活の多様化、それから各家庭での食生活も大分多様化していますので、そういったものを含めて、学校給食でできるものは先ほどのとおり、この食品ロスの削減も含めて、学校でも指導していきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございました。小さいうちから食品ロス削減の意識を高めることは本当に大事なことだと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。

懇親会等で食べ残しを防ぐための3010運動の推進について。

皆さん、3010運動を知っていますか。2011年、長野県松本市から始まった運動だそうです。宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後の30分は席を立たず料理を楽しみましょう。お開きの10分前になったら、自分の席に戻り、再度、料理を楽しみましょうとのことですが、徳之島ではまだ浸透していないようです。鹿児島県内では進めているところもあり、飲食店から食品ロスが大分削減されているそうです。

この推進について、懇親会等での食べ残しを防ぐための3010運動推進について、どのようにお考えですか、お伺いします。

○副町長（幸野善治君）

貴重な提言ありがとうございます。実は10日前に年1回行われる鹿児島県の管理職の皆さん、鹿児島県警察の管理職の皆さんと町役場課長の皆さんが必ず懇親会、交流会をします。これは4年前に始まりましたが、役場関係のいろんな仕事のお願い事、また困り事、相談事をしやすい環境をつくっていききたいということを町長に進言しまして、ちょうど4回目になりましたが、大変貴重な会合でした。

その中で司会のほうから、3010運動どうですかということがあったもんですから、これを最初私が聞いたのは4年前ですが、商工会からです。商工会の皆さんが、商工会の主催するとき

には必ずどこのホテルでも、30分間は席を立たなくてそのグループで飲み食べをする。乾杯をした後一、二時間、席を立っているいろんな人と交流を深めたり懇談をして意見交換する。そして、最後の10分間は、また司会のほうから合図をかけて席に戻っていただいて、自分の前に残っている料理を食べてなるべく食べ残しをしない、できたら持って帰っていただくということで、今実施をしているところでございます。

これは確かに商工会が提案していますので、役場の課長会でも提案していますし、できるだけ役場関係、商工会関係はすると思われまますので、議会の皆さんとまた協力をして、議会の懇談会があったときには、できたらその運動を定着させた場合は、食品ロスにつながると思いますので、みんなで協力していただきたいと思います。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。ぜひ役場、議会から進めていって町内でも広く広まったらいいと思えますし、それが食品ロスの削減につながると思えます。

指宿とか始良でしたかね、ポスターをつくって、3010運動のポスターをつくって、飲食店に提示したり、あとはコースターですか、コースターのところに3010運動というのを飲食店に配布したりとかそういうことしているそうです。それで大分少なく、ロスの削減につながっているというのも聞きましたので、外食時やその懇親会での食べ残しを防ぐためにも、一人一人が食品ロスの削減、また自分の生活のあり方を変えていくような意識改革が必要だと思えますので、ぜひ食品ロス削減に向けてよろしくお願ひしたいと思えます。

では、次の質問に行きます。

亀津新漁港に公衆トイレの設置をということで、母間新漁港や山漁港では公衆トイレが設置されており、イベントがあるときや、また、仕事や観光、町民にとっても本当に必要な施設です。大きなイベントができる亀津新漁港にトイレがないのは町民が一番困ることではないでしょうか。公衆トイレの設置ができないか、お伺いをします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

亀津新漁港のトイレ設置については、現在のところ事業として漁港利用者、生産者、漁業者の就労環境改善を初めとした漁港機能の増進を目標としたトイレの設置ができる需要はあるようですが、これに徳之島町が対象になるには非常にハードルが高いというふうに聞いております。

特にイベント利用等の目的のためトイレの設置となると、水産関係で活用できる事業が非常に少ないというのが現状であります。また、町単独でトイレを設置しようとした場合、設置は可能ですが、設置場所に関しては漁港内にあるため、土地利用計画等の申請を水産庁まで上げる必要があるというふうになります。このようなことから、今後はイベント所管課とは十分協

議し検討していきたいと思ひます。

また、補足でありますけれども、山漁港トイレにつきましては、旧商工観光課時代に宝くじ基金等で設置されたと聞いております。維持管理は現在、地域営業課のほうで行っております。

また、母間港トイレにつきましては、町単独事業で母間校区振興会が事業主体となって設計・施工、工事、自己資金の調達など自主的に進めたもので、現在、維持管理は母間校区の皆様において行っていただいております。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

亀津新漁港のトイレにつきましては、先日行われましたどんどん祭りのメイン会場として使用した際には、来客の方のトイレ、大変だなというのを痛感しております。やっぱりトイレが必要ではないかと考えております。

地域営業課といたしましては、観光地施設等での該当する補助事業があれば、模索をしながら考えていきたい。そして、もしできるのであれば、先ほど言いましたように管轄が農林水産課のほうが漁港の管理をしておりますので、関係課と協議をして、もし補助事業があれば関係課と一緒にやっていきたいと考えております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

イベントがあるときなどは、今回の祭りもそうでしたけど、工事現場で使用している仮設トイレを設置していますので、町民の方からは、狭いので小さな子供と一緒に入れない。また、高齢者や体の不自由な方からは、狭いし和式なので利用できないとの声も多く、お祭りに行きたくてもなかなか参加することができないという声が多く寄せられています。

天城町の松原漁港は公衆トイレを設置していますが、使える補助金を探して、ぜひ公衆トイレ設置をお願いしたいと思ひます。

副町長はどんどん祭りの副実行委員長として、台風の影響で急遽会場が変わって大変苦労されたようですが、亀津新漁港に公衆トイレの設置についてはどのように考えますか、お伺いします。

○副町長（幸野善治君）

宮之原議員から質問が出る前にも反省会等でそういう意見が出ました。また、各種団体の長からもそういう意見が聞かれましたので、できたらやはり農政課と地域営業課の事業を取り寄せて立派なトイレをつくるのが夢ですが、来年どうするか。これまたどんどん祭りの反省会等で議論されておりますので、課題として対応していきたいと思ひます。

○5番（宮之原順子君）

ぜひ町民の方が使いやすい公衆トイレの設置をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。高齢者対策について。

メディアで放送されている高齢者の自動車事故がふえています。徳之島も生活の中で車が欠かせない高齢者が多く、免許返納もなかなか進まない状況です。移動するには車がないと無理な状況で、買い物、病院、役場に行くためにはタクシーでは年金では足りず、循環バス等を走らせてほしいとの声があります。高齢者等交通弱者対策として、亀津・亀徳等に循環バスを運行できないでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

亀津・亀徳等への循環バスの運行についてですが、以前、これは平成7年に保健所を出まして徳之島高校、亀徳港ヶ丘住宅までの、これは総合陸運さんによりますけども、総合陸運へ戻る前に秋丸商店、ダイマル前を通る市内バスの運行が実施していたようでございます。

しかし、利用者の減少、それから今その秋丸商店、ダイマル前のやはり交通事情、交通がふえてきたということで路上停止がなかなかできないということなどがありまして、危険防止等もありまして、約2年半の運行でその役目を終えていると聞いております。

ただ、廃止理由を検討して、現在運行しているデマンドバスの利用を含めて、徳之島地区バス路線対策協議会や徳之島地域公共交通活性化再生協議会……これはデマンドバスですけども……において議題を提出し、協議していきたいと考えます。

しかしながら、今現在、集落からこういったバスを運行してくれというのが、各集落から上がっておりまして、その調整に結構時間がかかるということと、もう一つ提案としてデマンドバス、尾母白井線ですけども、今なかなか活用が進んでいないということで、これを例えば今申し上げたコースを若干通っております。例えば白井～尾母小中学校、役場前、亀津漁港、総合陸運前、徳之島診療所前、亀徳新港を通っていますので、この路線の見直しを図って、もし循環バスとして活用できるのであれば、こういったのも活用が図られるのではないかとというふうに考えられているところでございます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

大きなバスは本当に移動が大変だと思いますけど、ワゴン車とか乗り合いタクシーのような小さなものを利用して、細かなところまで入っていけるような循環バスをぜひ運行していただきたいというのが町民の要望です。高齢者の免許返納を進めるには、地域における移動手段の確保も重要な取り組みだと思いますし、移動手段の確保が難しい方のためにも、ぜひ循環バスの実現をお願いします。

次に、最後に福祉行政についてですが、鹿児島県HTLV-1等母乳を介する母子感染対策

事業として、HTLV-1の抗体陽性の妊婦から生まれた乳児の粉ミルク代一部助成事業が始まりました。町民への周知に関しては、町はどのように取り組んでいるかお伺いしますが、そのHTLV-1というのは、鹿児島県がウイルスのキャリアの感染症の患者が全国でも一番多い地域の一つです。

HTLV-1とは、ヒトT細胞白血病ウイルスの略称で、血液中の白血球の一つであるリンパ球に感染するウイルスです。現在、日本に約108万人前後、世界で推定3,000万人以上の感染者がいると言われています。

このウイルスはインフルエンザウイルスとは異なり、感染しても全く自覚症状がありませんが、一度感染するとリンパ球の中で生き続け、感染者のごく一部の方に病気を起こします。感染しているお母さんから赤ちゃんへ感染する主な原因は母乳です。これは母乳の中にHTLV-1に感染した細胞が含まれているためで、生後4カ月以上母乳を飲ませ続けた場合、赤ちゃんの5人に1人、約20%が感染することが知られています。感染を防ぐ方法として、人工栄養、粉ミルクへの切りかえが必要だということで、ことしから母乳の粉ミルクの第一部助成事業が始まっていますが、町民への周知、また周知に関してはどのようにするかというのと、また、その病気にかかっている方の報告はありますでしょうか、お伺いします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

県のこの一部助成事業については、ことしの4月から始まったばかりで、現在のところ町民への周知、広報紙等への掲載はしておりません。

ただ、徳之島町は以前から初回の妊婦健康診査時にHTLV-1の抗体検査を行っております。徳之島町では、今年度においては、まだこの事業に該当する方はいません。ここ数年も陽性の方がいないということでありました。このようなことから、今後は動静を見ながら進めていきます。

また、今後、その結果が陽性の方には、このHTLV-1について、医療機関も説明しますが、その情報が保健センターにも来ますので、また説明いたしまして、ハイリスク者としてフォローしていきたいと思えます。そのようなことで、現在このようにいつでも対応できる体制は整えております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。いつでも対応できるということなのでよかったですと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

2番目に、ヘルプカードは、障害など困っている人が困ったときに支援を求めるためのカードです。県は令和元年7月1日からヘルプカードの配布を始めましたが、町としてはヘルプ

カードの普及啓発にはどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

また、ヘルプカード、ヘルプマークというのは、都会に行って電車に乗ったりしたら、そのマークを下げていたりとかちょっと見たことがあるんですけど、島ではなかなかそういうのを目にしないものですから、支援を必要としている人が外見からわからない方々が援助を得やすくするためのものだと聞いていますが、その配布というか、7月1日からそのヘルプカードの配布が始まりましたが、町としては今どのような状況ですか、お伺いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、ヘルプカードは義足や人工関節など使用されている方、あと内部障害、臓器の障害とか、あと難病の方、妊娠初期の方などが、外見から援助が必要なことがわからない方で日常生活や災害時などにおいて配慮、支援を必要とする方がこのヘルプカードを持っていれば、一般の皆さんが支援するというような形のカードです。7月1日から始まったんですけど、今それぞれ役場の窓口、介護福祉課の窓口、あと支所のほうで、このようなチラシというかポスターを設置いたしまして町民の皆さんにお知らせをしているような状況です。

ヘルプカードがこのようなカードになっています。これをこの後ろに私が手伝ってほしいことと書いてありまして、それぞれ困っている方が困り事をここに書いて保持しているというか、首から下り下げるとか、そういう形で持ち歩くというような形になっております。

まだまだ町民の皆さんに周知されてない部分もあるかと思っておりますので、今後は窓口にいらっしゃる方を中心に、このカードの説明とかそういうものをしていきながら、また広報や町のホームページ等にも掲載いたしまして周知を図っていきたいと思っております。それぞれこのカードが町に50枚届いておりまして、本庁に30枚、花徳支所に20枚準備しております。配布状況なんですけど、現在の段階で1枚配布されていたような状況です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。ヘルプカードの必要な方は持って、利用されていても、援助をされる側がそのカードを見てもわからないという方もいると思っておりますので、ぜひそのヘルプカードについて、また広報のほうで詳しく説明なりをしていただいて、こういうカードを持っているときは皆さんで支援をしてくださいというのをまた載せていただけたら助かります。済いませんけど、よろしくお願ひいたします。

これで終わります。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○6番（勇元勝雄君）

皆さん、おはようございます。

6番勇元勝雄が以下の3項目にわたって質問したいと思います。

その前に、我々議員は自分一人の力で議員になれたわけではありません。議員の背中には何百人かの町民の思いがこもっています。石破議員ですかね、国会議員の、その人の言葉があります。「議員になれたということは、誰かに借りをつくったということ。議員になれたということは、誰かに借りを返すこと」、この言葉が私は一番好きです。この言葉の意味をかみしめ、徳之島町の議員として、これからも町民目線の政治をやり抜こうと思っています。

以上のことを肝に銘じ、1番、子育て支援についてお伺いいたします。

1項目め、子ども医療費の助成は、新聞報道によると、全国的に見ても9割が中3まで、高3までという状況。理由は、経済的な理由で受診を控えることによる症状の悪化を防ぐために、医療費の助成を行っているとは思っています。

県下でも県の助成以外に助成を行っていないのは徳之島町だけでございます。他の市町村では、ふるさと納税、特別交付税の社会保障費の枠を使ってやっている市町村もあります。健康保険税が上がるのは、大体の予測で、どれぐらいの予想しているかお伺いいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

私がお答えするのは、国民健康保険会計の病院に行ったら保険者負担の7割分の医療費についてお答えします。

国民健康保険税はどれくらい上がるのかの質問ですが、少し長くなります。新制度から医療費の動向で県へ支払う国保事業納付金、これは毎年変動しますが、国保の事業納付金が決定します。次に、国保税は個人の所得で算出され、所得が上がったら上がる、下がったら下がるということでございます。そのようなことで国保税は、所得は、医療費とは直接的な結びつきはございません。しかし、国保事業納付金は医療費と直接に関連いたします。医療費がふえることで納付金がふえていきます。そのふえた納付金を納めるために、結果的に国保税率を改正して増税しなければ、そのふえた納付金を納めることができなくなります。

さて、国保総医療費の子どもの医療費の部分がどう税に反映されているか。この制度の仕組みから医療費を国保税にはじき出すのは難しく、この件について、近隣町……伊仙町、天城町ですけど……聞いてみましたところ、難しいと、はじき出せないと、同様のことを言われまし

た。また、県にも問い合わせをいたしました。県下43市町村の総医療費と所得で納付金は算出するので、一部分の医療費のみの算出については、はっきりとした回答は得られませんでした。

ただ、子ども医療費の無料化及び一部助成により、受診回数がふえることで医療費がふえ、それに伴って納付金もふえ、国保税が上がるというよりかは、上げざるを得ないという状況は予想されます。しかし、どれくらい上げるのかという数字はお示しすることは残念ながらできませんでした。

また、近隣町の税の変動についても、数年を経過しないとわからないということでもございました。ただ、徳之島町が7割分出している国保の医療費の金額に関しては、幼稚園以下は無料になっていますので、1年生～中学校3年生までの7割分の総計は、30年度でいえば620万です。1年生～高校3年生までの医療費は7割分ですが、1,300万円となっております。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

子ども医療が無料になったからといって、そんなに上がるわけではないと思うんですよ。伊仙町の予算書を見ても、ことしは600万組んでいますよね。それ以上使った場合は補正で対応するというので、新聞報道でもありました。新聞報道じゃないな、向こうで聞いてそういう話がありました。

もしお金がなくて、子供が病気だけど行きたくても行けないというような状態になった場合、病気が重くなる可能性もありますよね。初期で手当てをした場合、また病気が重くなって入院した場合とか、そういう状況も考えられるんですよ。そのために私は子ども医療は無料にすべきだと思うんですよ。

町長の答弁は毎回同じだと思いますけど、ここにいらっしゃる課長のお孫さんですよ。またそこでビデオを撮っている職員の皆さん、子供がいる方がいます。幸いにして役場職員は恵まれている。一般民間で働いている人の給料を考えた場合、子ども医療の無料化、私はぜひやるべきだと思います。若い一般の町民の若い世代に聞いても、どうして徳之島町はできないか。伊仙町もことしからやります。それは町長の政策だから、やらない。政策というのは、町民のための政策であって、ほかの県下でも全部ほとんどやっていますよ。全国的に見ても90%はいろいろ助成をやっています。

そういうことを考えた場合、町長は保険税が上がる、そういうことを答弁するんですけど、保育所の無料化でもそうですよね。消費税を上げて、その金で保育所の無料化をやるという発想ですよ。国がこれだけ子育て一生懸命しているのに、ほかの市町村がやっていることを徳之島町は政策でやらない。そういう政策は私は間違っていると思います。金の問題じゃないと町長は言いますが、一番金の問題なんですよ。無料化するには金が要るわけですよ。

美農里館の赤字の垂れ流し。この間、ある人に呼ばれていろいろ説教されました。徳之島町

は赤字垂れ流し株式会社美農里館支所、そういうことも言われました。年間3,000万、4,000万の赤字を垂れ流し、それがいつまで続くかわからない状態で、そういう金を使い道を考えたら、子ども医療費無償化にすべきだと思いますけど、町長の答弁をお伺いします。

○町長（高岡秀規君）

答弁は一緒でございますが、国や県の方針にある程度準じて行いたいというふうに思いますし、そしてまた、今県が事業主体となっていますから、県が恐らく標準税率、今後は数年後に示されるだろうというふうに思います。そのときに各市町村で今要望は医療費の無料化しておりますから、それが県がどういう指針を示すのか、国がどういう指針を示すのかによって、町の方針を医療費については決めていきたいというふうに思います。

少しだけちょっと質問したいんですが、じゃあ、国保の保険税は上げてもいいという認識でしょうか。

○6番（勇元勝雄君）

上げてもいいという話じゃないんですよね。だからさっきからどれぐらいの金額が上がるか。ほかの市町村も全部、少々の国保税は上がってもいいという考えでやっていると、市町村の首長はやっていると思うんですよね。徳之島町だけが現在やっているのは、保険税が上がったら困る。消費税も一緒じゃないですか。国民全部で負担する。私はある程度の、そりゃ、べらぼうに上がったら困りますけど、ある程度の金額は子育てのためだったら、自分の子供、孫のためだったら、それは私は辛抱できると思います。

○町長（高岡秀規君）

今、上げてもいいというお話でしたのでお伺いしますが、実際に国民健康保険税で法定外を抜きにしたら、保険税は幾ら上がると思われませんか。

○6番（勇元勝雄君）

だから、これを試算してくれて、今保健福祉課のほうにお願いしているわけですよね。

○町長（高岡秀規君）

今、一般会計で繰り入れをした場合、今は県が国の基金を使って今赤字分を埋めています。そしてまた県が一律になったときに、徳之島町の医療費から考えますと、恐らくプラス3万円、一般会計からの繰り入れで今までは町が3万円を見ていたわけですね。つまりはプラマイゼロで法定外を認めないとすれば、今の保険税を年間3万円上げないといけないということなんです。そして、県全体の医療費、1人頭の医療費については、伊仙町については非常に低い状況でありまして、徳之島町にしても、1人頭の医療費はベスト5か7位ぐらいになると思います。そして、また1人頭の調定額にしても、徳之島町は低い保険税の調定額が出ておりますが、今後の5年間を見たときに、県がどういう判断をするかによって保険税を上げざるを得ない状況があるかもしれません。だからこそ町として、この医療費についてはしっかりと議論をして、

県の標準税率というものを算出していただきたいという話は今しているところでありますので、今、ここ二、三年ですね、医療費については国や県の方針、そしてまた国や県に対してしっかりと要望はしていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

この問題は繰り返しになります。今町長がおっしゃいました、二、三年後、幸いにしてあと3年は任期ありますから、そのときまでまた待ってみたいと思います。

その子ども医療費の問題で、いろいろ町長が教育に力を入れるという答弁をしている。ソフト面もハード面も大事だと私は思います。ことしの夏は特別に暑い。各学校へのクーラーの設置は考えていないか、お伺いいたします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今後、導入に向けて、学校規模や1教室当たりの児童生徒数、また建物の状況等を考慮し、設置する冷房装置の選定を進めていこうと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

せっかく去年、国の交付金事業でただでできるような状態になっておっても、設置しなかったんですね。現在、各学校の教室の一番暑いときの温度、そういうデータはないでしょうか、お伺いいたします。

○学校教育課長（尚 康典君）

各学校で一応毎朝9時ごろは室内ではかっているんですけど、一番暑い時間帯のはかっていることはちょっと聞いていません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

そういうデータをとるべきですよ。9時ごろだったら一番涼しい時間帯ですよ、学校は。今後、そういうデータを各学校のほうにお願いしてとってもらいたいと思います。ほとんどの市町村が去年の補助事業で全部手を挙げています。

今後設置する場合は、恐らく町単独でやらなければ、そういう補助金はないんだと思いますよね。暑いところで勉強するよりは涼しいところで勉強したほうが能率が上がると思います。町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

今後の国の補助事業については、ある程度国に対してもちょっと責任を持ってもらいたいと。1年限りの要望では、市町村の電気代の維持管理費を考えたり、そういう考える、考察する時間がなかったということが私は大きな問題であろうというふうに思いますので、1年限りではなくて、しっかりと国に対して、熱中症のこともあります、温暖化のこともあります、子供の

教育、子育て支援ということもありますので、国のほうにはクーラーの設置については継続して、設備投資について補助事業を要望していきたいというふうに思いますし、もし仮になかったとしても、今教育長のほうで今進めておりますクーラーの設置については単独でもやる覚悟で、子供たちのために今調査をしているところであります。

○6番（勇元勝雄君）

今調査していますとおっしゃいましたが、学校教育課長は今そういうデータがないというんですよね。9時、一番学校に生徒が行って、一番涼しい時間帯はかって、温度が何度でした。総務省の去年の補助事業に対しては、電気代の3分の1は交付税で還元するような話も見たことがあるんですね。

今後、町長がそういう考えでしたら、しっかりしたデータを教育委員会のほうにとってもらって、クーラー設置を必ずするような方向で検討してもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

調査というのは、もうつけるという前提のもとで、以前35～30度以上の温度があるということは話で聞いておりますので、今調査しているのは、どういったクーラーの設置の仕方、この学校に合ったクーラー、そして亀津小学校・中学校に合ったクーラー、建物に合ったクーラーを設置することで今検討しているところであります。

○教育長（福 宏人君）

室温につきましては、私は現場におりましたので、大体毎日1回は気温をはかるようになっておりますので、大体、室温をはかるのは養護教諭が朝の8時半～9時の間にまず塩素濃度、それから室内の気温と、そういったのを基本的にははかります。

クーラーの設置につきましては、この徳之島の気温の状況を見ますと、例えば気象観測所の報告によりますと、大体外気温が30度を超えるのは5月の下旬～10月の初旬ということで、統計的には皆さんおわかりのように大体30度超えています。

国の環境基準によりますと、教室は大体17度～28度までに設定するのが適温であるということで、そういうふうに基準のほうも示されておりますので。ですので、普通教室、今特別教室につきましては約3割ほど本町でもつけてあります。普通教室が75ありますので、それに向けて、例えば学校規模によって、1教室に約30名前後のいる教室もあります。1教室に1人、2人の学校もありますので、まずその教室の規模、それから人数の規模、それから1階と3階によっても室温が変わります。

例えば、ある小学校の例をとりますと、1階は大体28度でも、3階になれば三十二、三度ということで非常に温度の差があります。教室によっても東向き、西向きでも非常にありますが。でも、子供たちの学習環境によいのは28度以下ということですので、子供の状況、施設の建物の構造、そういったのをもろもろにして、28度以下にやるようなクーラーは先ほど町長も

話がありましたので、どれが一番いいのかですね、そういったのを今後また具体的に調査してみたいと思います。

例えば具体的にどうするかというと、例えばある学校を使いまして、そこにクーラーを設置して外気温がどれだけ下がるのか、そういったものを本年度から実施できればというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

今の町長の答弁では、前向きに検討するというので私はとりましたけど、それでよろしいでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前よりも木原議員のほうから実はクーラーの設置の質問が出ておりまして、それからスタートいたしまして検討して。ただ、あの当時できなかった理由には、交付税というのが当てにならないという判断でした。特別交付税ということでしたので、これから需要額になるのか、そういったものを見きわめてという話で、少し今回は補助事業については議論が足りなかったんですが、それを受けて、しっかりと今学校教育課のほうで進めているところであります。

○6番（勇元勝雄君）

本当特別交付税というのは中身が全然わかりません。どこにこの金が入っているか、そういうのが全然わからないような交付税なんですけど。町長の前向きな答弁、今後ともよろしくお願いします。

2番目の庁舎建設についてお伺いいたします。

ある町民二人から、前、亀津での説明会で町長の答弁がちょっと意味がわからないということで、再度質問してくれということでもございました。きょうはインターネットで見ているから必ず質問してくれという話でもございましたので、質問いたします。

「貴重な意見は全て参考にします。想定外という話は言葉だけではなく、本当に想定外を想定するならば、実は建物じゃない。42名が亡くなったという話があったが、実は2万人以上が亡くなった。なぜか。逃げおくれたから。実は想定外を想定できなかったから、高台に逃げなかったから、大丈夫だろうと思った人たちが被害に遭った。想定外を想定するからこそ、役場の職員がしっかりと高台に誘導するという事なんです。想定外を想定して、住民の方が海に近いほうが大丈夫だろうと思って家にいるのを高台に避難させる。想定外の避難を想定する役割が役場にはある。高台にあった場合、高台の人たちは非常に安全でしょうけど、だけど、もしかしたら下にいる方が情報がなく家にいるかもしれない。そのときに誰が助けに行くか。その視点から役場の職員が役割というものを考えなくてはいけないということだと考えている。想定外をしっかりと感じて、もむことになる。検討委員会では全会一致して現在地ですが、し

っかりと検討して、想定外ということだけで判断してしまうと、想定内に常に起こっている災害に対応できない可能性も含めて、しっかりと対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いします」

この答弁の意味をわかりやすいように説明してもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

まず、全会一致で現在地が承認されました。それを受けて、現在地で何を役場は担うべきかというところの今の私の答弁であります。当然、南三陸町にも私も行きましたが、不幸にもお亡くなりになった方がいらっしゃいます。しかし、それプラス、それ以上に2万人近い方たちが亡くなっているということですから、それはなぜかということなんです。

当初、津波警報が出たときには6メートル、7メートルという話がございまして、恐らく大丈夫だろうという方が多数いたやに聞いております。それが1波、2波、3波といううちに、非常に大きな想像以上の、想定外の高さの津波が来てしまったということから逃げおくれであったり、高台に逃げてもその高さでは足りなかったりということがあって、多くの犠牲を出してしまったということがあろうかというふうに思いますので。現在地というこの地域が全会一致で決まった以上、その周辺の町民の皆さんの命が一番大事ですので、その命を一人でも救うためには、役場の職員の役割が大きくなったなと感じているところでありまして、もし仮に津波の警報が出ましたら、1メートル、2メートルとかそういった自分でメートルを決めずに、何があるかわからないというところから、全員に避難を推奨する、そして周知するということが、役場職員にこの現在地ということ責任が重くなったなということですので、しっかりと職員みずから町民の命を救うために頑張っていきたいということでもあります。

○6番（勇元勝雄君）

インターネットで見ている方も、また納得できるかできないかわかりませんが、一応説明してもらいました。

基本計画の内容に関連して、役場職員は一日役場にいるのが8時間ですよ。そして、年間土日100何日、祭日100何十日かの休日がありますよね。365日、夜中でも役場職員が役場のほうに待機しとったら、それは話は別なんですけど。役場職員が誘導する。時間もわからない。夜中に来るかわからない。時間外に来るかわからない。そういう状態で役場職員が誘導できるんですか。どう考えますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今役場職員が通常土日・祝日を含めると、240日ほどの勤務だと思います。それプラス有休等とりますと二百二、三十日、庁舎内にいると思います。掛ける7時間45分ですか、残業はちょっと除きますけども。まずは、庁舎にいることを基本にして防災訓練もしくは防災を基本

にすべきではあります。そのプラスして、例えば祝日に家にいた場合、出張していた場合、それをどのようにするか。それは今後防災のアドバイザー、これは非常に必要だと思います。防災アドバイザーを活用して、訓練、訓練、訓練。訓練をしていくことが私は非常に必要だと思います。これはきのうも申しあげましたハードじゃなくて、ハートと申しあげましたのは、常に役場職員は役場にいなくても、役場にいるつもりで待機をしておく。そういう心構えが必要だということだと思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

津波が来たら、親でも捨てて逃げなさいという教訓がありますよね。役場職員がそれだけ役場に来て誘導できるか。それは自宅にいても、地区の町民の皆さんを誘導できることはできるでしょう。そういう場合、なぜ役場が現地でなければいけないか。起債の条件自体が、津波を想定して起債の条件を設けておるわけですね。

緊急防災・減災事業、どのような事業に使えるか、お伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

緊急防災・減災事業債の条件につきまして、4項目あります。

まず初めに、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害応急対策上不可欠となる防災対象の拠点施設及び災害時に特に配慮が必要となる要配慮者のための施設。

2点目が、庁舎については、起債対象事業は面積が39万1,000円、これきのうも出ましたけども、として、これに基づき算定したものの。

3点目が、用地につきましては、移転前の用地面積を上限とするもの。

4点目が、地理的な制限のために津波浸水想定区域内に建て替えを行う場合のかさ上げに要する経費等。

この4点が条件になっているところでございます。以上です。

○6番（勇元勝雄君）

条件じゃなくて、どのような事業が使えるかということです。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

例えば代表的なものは、今申しあげました津波浸水想定区域内に建物を建てざるを得ない場合に使えます。それから、例えば今市町村申しあげましたけども、一部事務組合の救急消防隊等に関する海水利用型消防の水利システムなど、特に今回は消防関係等に範囲が広げられたと言えると思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

この資料の中に防災行政無線も入っていますよね。今、徳之島町もデジタル化を計画しています。この緊防でやる予定はないでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

緊防につきましては、現在庁舎のほうを考えておりまして、このデジタル無線化につきましては起債を充当したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

普通の起債と一般の起債とこの緊防の、どれぐらいの金額の差が出るのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実際にデジタル無線についての比較は出しておりませんが、充当率、それから交付税におきましてかなりの差が出てくると思われます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

かなりの差が出るんだったら、こういう事業を使うべきなんですよ。緊防と防災事業債ですか、比較が出ていますけど。そう比較をする前に、こういう事業があるんだたらそれ取り入れてやるべきであって、先ほど答弁がありましたが、やむを得ないという条件で現地建て替えというお話が先ほど答弁しました。やむを得ない場合とはどういうことですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

庁舎の建て替えに際しまして、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられている津波浸水想定区域にありましたら、この事業の対象となっているということです。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

この事業がわかったのは、平成何年度でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

この事業につきましては、もともと23年3月の東日本大震災を受けまして、28年までとなっていた時限立法でございますけども、28年の熊本地震を受けまして、28年6月に県の説明会に出ておるようですので、そのときにこの事業債、有利な事業債が使えるということを認識したと思っております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

それわかった時点で、どうしてこの事業を取り入れて庁舎建て替えを考えなかったんですか。

○企画課長（向井久貴君）

すいません、1つ忘れておりました。29年の4月に緊急防災・減災事業債の延長が決まっております。その後、地域防災計画の見直し等を立てまして、30年度から実際の事業、プロジェクト委員会を立ち上げたとなっております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

28年6月～29年の4月、恐らくその場でも延長になるという話はなかったんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

私が知る資料では、6月に説明会があって、そのときに多分延長になるのではないかなという話あったのではないかと思います。そして、実際に決定したのは29年4月だということであると考えます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

防災計画書も29年の8月、9月ですかね、変更になっていますよね。恐らく文言に、移転をする場所がない場合は現地建て替えという文言だと私は理解していますが、恐らくその時点で、町は現地建て替えということを想定したんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

一応一つの案として現地建て替えでも可能ではないかと思通したのが29年の末ですか、と考えられていると思います。

○6番（勇元勝雄君）

この防災計画書にそういう文言があれば建て替えができるという話が、県のほうから指導とか助言とか、そういうのはあったんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

その辺のところについては、前総務課長からの話は聞いておりません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

私が入った見方をすれば、恐らく県のほうからそういう助言があったんじゃないかと思うんですよね。だけど、移転をする場所はあるわけですよね。その建て替えに対して、4カ所選定して検討しています。面積が8,000平米以上。それを考えた場合、南区の町有地、あれが1千何百平米ですよね。そして江籠の県住、人の土地勝手に県の住宅が立っているのですね、そういうとこ検討すること自体もおかしいんですよ。亀津公園、あれも補助事業でやっているわけですから、公園をつぶすわけにはいかない。近隣公園しかり。どうしてそういう場所ばかり検討する必要があるんですか。当初の場所の選定からおかしいような流れなんですよね。どうしてその4カ所を選定して検討したのか、お伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

これは多分、私はなんですけど、多分、その時間的な制約の中で、事業、経済的なものを考えた上で、まずは町有地、公用地等を最初に選定するのがやっぱり優位ではないかということで、この4点を選定したと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

町有地、公用地はですね、前の総務課長ぐらいの人間だったら、恐らく全部その補助の条件もわかっているはずなんですよ。補助事業でやった事業、そこにほかの建物をつくるか、つくられるか。また、県の江籠の住宅、県有地なんですよ、住宅も立っているし。町の南区の土地、初めから条件に合わないんですよ。1千何百平米というのわかっているわけですから。だから、現場、現地建て替えありきで事業が進んでいるというのが、私は見れるんですよ。

先ほどから町長が言っています。検討委員会の全会一致で決まりました。もし何かあったら、検討委員会も責任があるわけですよね。2億5,000万の土地、町長に一遍聞いたことあります。ほかの病院が移転するんだったら、町は土地を買って提供するか。その答えが、議会が通してくれらできます。議会に責任を転嫁しているわけですよ。それだけ我々議員の責任があるわけですよね。実際そうなんですよ。町長が幾らやりたくても、議会を通らなければできない。我々議員はそれだけの責任があるんですよ、町民に対して。2億5,000万の土地も失敗でした。済みましたが、人の生命、命がかかっている事業なんですよ。そして、この間の説明会でもありました。説明会が終わったら県のほうと打ち合わせをして、その起債が借りれるか、借りれないか相談しに行くという答弁をもらいましたが、県のほうとはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

議会の答弁でも、説明会が終わった後に基本計画をもとに県に相談するというふうに申し上

げたと思っております。ですので、住民説明会終わって、基本計画が今決裁中で決裁終わりましたので、もうことしじゅうに、町長それから総務課長二人で県のほうに相談、打ち合わせに行く予定でございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

1,800万の今度基本設計の予算が出ていますよね。それを執行する前に、県と打ち合わせをして、それは起債ができるかできないか決めなければ。もし基本設計の委託をして、それから業者を決めて、それから県に説明しに行く。それ順番が逆じゃないですか。それは普通の事業だったらいいですよ。こういう条件のついている事業に対して1,800万。前も800万か900万ぐらいですかね、予算も使っているわけですよ。それが条件が合致しなければ県も起債ができないわけですよ。これは法律なんですよ。その上、想定区域内にあって移転をする場合、移転をする場所がなければ、それはやむを得ないという話も県のほうでも聞きました。移転をする場所あります。ただ、徳之島町がやっているのは、ただ緊急防災事業で事業やりたいというだけの話なんですよ。それをどう考えていますか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

実際、1,800万の基本設計が上がっております。ただ、起債の申請等する前にまず相談あります。相談する前に、やはり基本構想でありますとか、基本計画でありますとか、住民説明会の内容等、それから議会の内容等全て持っていかないとできません。しかしながら、基本設計については、もう今の時期でないと間に合いませんので、実際のところは同時並行で物事が進んでいると考えます。一つ一つ終わってからやっていくと、とてもじゃないですけど、4年、5年、私にかかるものじゃないかと思っていますので、ある程度こういった事業につきましては並行的にやっていくべきものでありまして、なおかつ、県に対しての起債申請については確固たるものを持ってやりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

こういう事業は本当に時間をかけてやるべきですよ。緊防でやるから、起債の条件がいいからだけという話で話をすべきじゃないんですよ。同時並行的じゃないですよ。この間の説明会で言ってましたよ。これが終わったら、県のほうと打ち合わせをする。資料も全部できているわけでしょう、基本構想も、基本計画も。その場の住民説明会での議事録も恐らくもうできていると思うんですよ。こういう質問が出るというのは想定されるわけですよ。想定外じゃないんですよ。行きますという答弁をしているわけですから。もっと緊張感を持って町民の税金を使わなければ。はい、県と打ち合わせをしました、だめでしたじゃ済まないわけです

よね。いつごろ県のほうに行く予定でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ことしじゅうという、ことしの早い時期に行きたいと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

1,800万の設計委託料は、その打ち合わせが済むまで入札をしないで待ってもらいたいと思います。

それから、農振除外は大体どれぐらいの期間が必要か、お伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

ちょっと資料持ってきていませんけど、現在の段階は3カ月程度、農振の除外ですよ、軽微変更じゃなく、除外になると事前相談、県との事前相談等もろもろやったときに公告まで含めて、最終的には3カ月程度はかかると思います。

○6番（勇元勝雄君）

農地転用はどれぐらいの期間かかりますか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

転用は平成30年度から権限移譲を受けまして、総務のほうで許可証を提出しているんですが、約、長くても1カ月はかからないと思います。

○6番（勇元勝雄君）

町も検討している江籠のあの土地ですね、地主もわかっています。こちらから相談したことはありますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

私の知る限りで相談行ったということは聞いておりません。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

あの土地は幸いにして徳之島町の名誉町民になっている方の土地なんですけど、恐らくそんなべらぼうな値段言うわけじゃなし、こういう話が出た時点でそういうとこ相談すべきだと私は思うんですよね、現地ありきじゃなく。副町長もよく知っている方なんですよ。南区のほうに屋敷を提供して公民館をつくってあげたり、いろいろ町のために一生懸命やった方なんですよね。

そういう点から考えて私は、庁舎建てかえは現地ありきで進んでいる。なるべく早く。ある

人に聞いたところでは、もう業者が動いているちゅううわさも聞いたんですよね。こういう状態で立派な庁舎がつかれるか。庁舎建てかえは大体どれくらいの値段になるかお伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

庁舎建てかえにつきましては、きのう申し上げましたけども、平米が3,700で約43万5,000円の単価で約16億円となっております。しかしながら、これプラス消防の訓練棟の撤去、それから旧この庁舎の撤去、それから駐車場整備、もしくは外構等の整備等、最低20億円ほどはかかるのではないかと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

だからそういう数字、僕もそれぐらいかかると思っているんですよね。スロープをつくったり、訓練棟を取り壊してつくり直し。そして計画では、現在の4階建てと連結。2階だけの渡り廊下なんですけど、2階と4階に渡り廊下つくらなければ、4階、5階にいる人が上から下までおりてきて、また上に上がらなきゃいけないような状態をつくるんですよ。恐らく20億かかると思うんですよね。だから、そういう数字も出して町民に判断してもらわなければ。16億かかるから、緊防でしたら町負担が幾ら、防災でしたら幾らという数字が出ていますけど。それだけじゃすまないですよね、現地建て替えの場合は。20億かかったら、かえってこっちのほうが高くつくんですよ。そういうのも入れて町民に判断してもらわなければ。両方16億というのもおかしいですね。

現地建て替えが3,700平米、高台につくった場合が3,000平米。比較しているのは、両方16億で比較しているわけなんです。それも数字的におかしいわけですよね。私がちょっと計算したところでは、恐らく2億足らずの差額なんです。同じ3,700平米で比較する。それも間違えてそれやったか、意図的にやったかわかりません。そういう数字をびしっと出さなければ、町民は比較できないんです。20億かかるから、皆さん、現地建て替えどうですか。また津波想定7メートル以上の津波が想定されています。そういう条件を全部出して町民に判断してもらわなければ、私はいけないと思うんですね。

また、高台につくる場合県道の改良なんか、町が一生懸命県にお願いして、役場をここにつくりますから改良してくださいという、そういう話をしなければ、それが役場の仕事なんです。町がするわけじゃないですから。

いろいろ問題があると思いませんか。お伺いします。

○副町長（幸野善治君）

現地ありきで進んでいるということがきのうからも言われましたので、誤解のために説明を

しておきたいと思います。

まず、この庁舎にあって、この庁舎を使っている役場の職員、いわゆるたたき台がないと何事も住民に示されませんので、また議会にも示すことができませんので。緊防債、緊急防災事業債が使えるといったその近辺からプロジェクト委員会を立ち上げました。プロジェクト委員会というのは、役場の課長補佐から係長級でございます。その方たちが11回の会合を経て、まず位置もどこでいいのか。例えば今勇元議員が言われるように、高台にした場合にどれぐらいの費用がかかって、どれぐらいのお金が借りれるだろうか。緊防債を使うのと使わないとの差では、一般企業債と比べた場合は10億の違いがあります。ただの防災事業としても3億も違います。

そういったことから考えて、財務担当も入れまして、まずお金を使わない方法、そして高台に行った場合にどれぐらいの予算が使うだろうか。高台を探すまでにどれぐらいの時間がかかるだろうか。恐らく3年～4年はかかると思います。そして、それに係る緊急避難道路、これをつくった場合また五、六億ぐらいかかるんじゃないかと。たとえ役場だけそちらに移転されたとしても、周りの人が今度はどうなるだろうか。これは反対運動が起きます。物すごい反対運動が起きて、町長のこれは責任問題にもなると私はそのとき思いました。そういったもろもろのいろんなことを総合的に勘案して、たたき台として、まず場所はこの場所、そして規模は4階から5階になるかもわかりませんが、それぐらい。本体も16億ぐらいでは何とか終わらせたい。しかし、附帯工事やら外構、解体工事等が絡めば、今企画課長が申されたとおり、約20億近くはかかるんじゃないかということが想定されます。

プロジェクト委員会が11回の会合を経て、位置、財政規模、それから緊防債の件、それから一番大事な利活用の件ですね、それを総合的に見てこの場所がいいということで、それをもってことしの2月、一般の有識者を含めた18名の委員で6回の会合を開きました。その中で最初はこの位置についての問題点等も指摘されました。しかし、それも6回の会合を重ねるうちに、相対的な判断としては、なるべく早くこの耐震性のすぐれた庁舎をこの場所につくっていただきたいというのが全会一致の意見だったということでもあります。これはこの場所が、もともとこの場所しかないというのは見当違いであります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

たたき台がなければできないというんじゃないんですね。そういう場合は土地を何カ所か選定して、そしてそのプロジェクト委員会でも、検討委員会でも、そういう方たちにこの土地がどうですかちゅう、そういうのを検討するための検討委員会、プロジェクト委員会であって、今の副町長の答弁では、たたき台、それはどういうことですか。そのたたき台の意味。

○副町長（幸野善治君）

大きな事業をする。例えばイベントをするにしても、必ずA案がいいのか、B案がいいのか、C案がいいのかとする前に、前もって準備をしてA案、B案、C案をつくります。その中でどっちがいいかを選ぶのがプロジェクト委員会であり、検討委員会であります。基本となるのはそこを使う人、使う人が一番わかっているんですよ。使う人がわかっている人たちが集まって、その中堅クラスの職員が集まってたたき台をつくる。これがたたき台であります。

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（勇元勝雄君）

午前中の一番最後の答弁がちょっと、聞いたんですけど、途中でストップしたものですから、ちょっと中身をまたもう一度確認したいと思いますのでお願いします。

○副町長（幸野善治君）

たしか、たたき台とはどういうことですかと言ったんですよ。たたき台とは、いろんな大きな事業を起こすとき、もちろんですが、各種イベントするときもたたき台が必要です。各種研修会とか役場の課の会合等する場合も、課で案をつくっていただいて、その案を消すための議論します。いわゆる今回も最初のたたき台は、役場の職員でつくる役場庁舎検討プロジェクト委員会が11回の会合を経て、位置の問題、財政の問題、利便性の問題、緊急防災タワーを備えた問題といろんな議論を尽くされておりますが、その中でこの場所が一番いいといったのが、プロジェクト委員会のたたき台とした案でございます。それをことしの2月第1回の庁舎建設検討委員会に諮りまして、これは役場職員だけではなくて、今度は一般の町民、各種団体の長、学識経験者等踏まえた、民間の団体踏まえた委員会に6回諮りまして、これでいいですか、これでいいですか、これでいいですかという案を修正しながら検討しました。これもプロジェクト委員会のたたき台をもとにして、庁舎建設検討委員会としてのたたき台をつくって住民説明会に提示しました。住民説明会は3回ほど行いましたが、その中でもいろんな議論がされております。これをもとに最後は第6回の検討委員会で全員が反対することもなく、この場所が適当であると、規模もそれぐらいの。しかし、1階にはこういったの、2階にはこういったの、3階にはこういったのをつくっていただきたい。障害者のことも考えてもらいたい。駐車場のことも考えてもらいたい。会議室も考えてもらいたい。いろんな意見が出ました。これはこれからの基本設計の中にその案をとるため、とった後も入れようと考えています。来年の4月か5月に住民説明会が行われますが、それまでにも皆さんの意見は聴取したいと考えております。

よろしいですか。

○6番（勇元勝雄君）

今、たたき台と言いましたけど、緊防債の性質上、高台も選定して2カ所、3カ所ぐらい出して、そこで議論するのが筋であって、町有地だけの、先ほども言いましたけど、補助事業でつくってある施設、面積が小さい、県の社宅、絶対とは言えないんですけど、もし補助事業でつくっている場合は、またその代替を町単でまたつくらなければいけないわけですね。そのたたき台自体がおかしいと思うんですよね。現地ありきで。それは自分で考えてもらいたいと思います。

先ほど企画課長から、恐らく20億ぐらいかかるという話がありました。そして高台につくった場合3,000平米の建物をつくった場合、13億500万ぐらいの金額になります。その差額分は幾らぐらいになるか、お伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

高台につくった場合の金額は、今計算はしてはいいです。ただ、建物だけでなく、取りつけ道路、それから、そういったもろもろの工事費等含めて考えますと、計算はしてないのでちょっとここで答えすることできませんけど（「建物だけの差額」と呼ぶ者あり）13億としたら、今うちは建物が16億ですので、3億ぐらいの差になりますね。

○6番（勇元勝雄君）

先ほどの答弁では、スロープとか渡り廊下、消防の訓練棟、もろもろ入れた、恐らく20億ぐらいの金額かかるという答弁がありましたよね。20億から13億引いたら7億ですね。役場が試算している数字でも5億ぐらいの差が出るわけですよ。そして、3億6,000万の差があるから緊急につくらなければいけないという話なんですけど。恐らく消防の訓練棟、あれは起債はきかないと思うんですよね。そしてスロープも建物に附随するあれですから、恐らくきかないと思います。そして渡り廊下、それも起債はきかない。それは純然たる町の持ち出しでしなければいけない金だと私は思うんですよ。20億から16億引いて4億ですよ。十分に高台につくっても採算がとれる数字なんです。その消防との前の議会で総務課長が答弁しとるのは、消防の訓練棟の移転どれぐらいかかるかというのを試算して、わかった時点で報告するというものでございましたけど、その数字はわかっているんでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今査定中でございます。確定したら報告したいと思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ぴしっとした金額じゃなくてもいいんですよ。設計屋も役場にいます。建物が何平米ぐらいで、移転して消防の建物も改修しなければいけない。そういうの簡単に私はできると思うんですよ。そういう数字を全部出して、町民説明会でしなければ、町民の皆さんは16億で済むと思っているんですよ。その町単分、恐らく差額分考えたら3億～4億。町単でそれだけの金を出せる余裕がありますか、徳之島町に。

○副町長（幸野善治君）

先ほどから高台の移転ということで大分集中しているようですが、高台にもし万が一移転となった場合には、恐らく10億ぐらいのお金が必要じゃないかと、私は建築設計は素人ですが、素人目で見たら考えます。

というのは、高台の土地を買収しないとなりません。それに何億かかかるでしょう。そして、それに対する崖の崩落事業関係のそれを除去するための避難道路、利便性を考えた場合の緊急の避難道路。そういったのを道路関係、附帯工事を含めると、またやがて四、五億はかかると思います。

町民が求めているのは、今の場所で緊急避難ビルを備えた、急に逃げ込める、1,000人～2,000人ぐらいの人が一時でも逃げ込める。その中に今の場所につくったほうがいいということと、夜、夜間もし地震等、事故が発生した場合に電気のついた大きな庁舎をつくっていただいたほうが、そこにはすぐ逃げ込める。

逃げるというのは、これは防災の基本なんですけど、高台に逃げるのは確かにそれが基本です。高台に逃げれる人はいいんですが、高台に逃げれない人たちが駆け込める庁舎というのは、この場所以外にはないということをもう既にプロジェクト委員会の皆さんは察知して勉強してありました。それをたたき台として検討委員会の皆さんでも議論し、もんで、やはり100%ここでしかできないということの結論に至ったところであります。

○6番（勇元勝雄君）

道路は県道ですよ、あれは。役場の仕事として、もし高台に庁舎をつくった場合、県のほうに町長のほうからお願いして、こうして役場をつくりますから県道拡張のお願いしますとか、そういうことするべきであって、町が金出してする事業じゃないんですよ。緊急避難ビル、4階建てがありますよね、この間も言いましたけど。4階でも自家発電をつけて電気をつけたら逃げることもできるんですよ。この場所に役場がなければ、緊急避難ができないという状態じゃないんですよ。

そして、先ほどから副町長は、プロジェクト委員会、検討委員会で決まった。もし何かあった場合はそのプロジェクト委員会、検討委員会が責任を持つんですか。

まず第一番に、この緊防の精神は、津波想定区域内にあって移転をする場合、そして高台に場所がなければ、それなりの設計をしてやりなさいという事業なんですよ。趣旨が全然違う

んですよ。そういうことを踏まえて場所の選定から全部すべきであって、それは名瀬みたいに場所がなかったら仕方ないですよ。

この間、奄美市へ行ったときも、ほかの場所は考えなかったんですかといったら、30数カ所考えて、そのうち何カ所かは候補に上がったんだけど、現在の庁舎から遠くなる。そして、それだけの面積を確保するのができないような状態で向こうは合併特例債と緊急防災、60億ぐらいの金の中で6億ぐらいですね、緊防を使っているのは。なぜ緊防のほうが条件がいいのに、なぜ緊防を使わなかったという話をしたら、全部が全部使えないという話でそういう結果になったということなんですよ。

先ほどから副町長の話は、検討委員会で決まった、プロジェクト委員会で決まった。その人たちに責任を転嫁しているような話しか聞かれないですよ。どういう考えでその検討委員会、プロジェクト委員会。それをするに対しても、先ほど企画課長が言ったように20億ぐらいかかりますよという話をしなければ、その時点でそういうことはわかっているはずですから。そういう条件、デメリットの条件もメリットの条件も全部出してプロジェクト委員会、検討委員会でもむべきであって、メリットだけ3億6,000万安くなります。それだけじゃ、委員会の委員の皆さんも判断できないと私は思うんですよ。ほかに責任を転嫁するような答弁をしないでください。

○副町長（幸野善治君）

じゃあ、勇元議員に私のほうから質問したいと思います。よろしいですか。

○議長（池山富良君）

いいですよ、どうぞ。

○副町長（幸野善治君）

その責任転嫁のことをずっと何回か聞いておりますが、もし私たちが生きている間に、高台に役場だけ移して、その間、地震が来なかったらどうされますか。

○6番（勇元勝雄君）

それは一番幸いなことじゃないですか。

○副町長（幸野善治君）

事故が、津波が起こらないのが、それは大変ありがたい、幸いなことです。しかし、その分、高台に役場だけ移って事務処理、相談事、役場の機能、利活用を考えた場合、それはどう思いますか。

○6番（勇元勝雄君）

役場が高台に移ったからといって、与論、知名、現在の役場から700メートルぐらい離れたところにつくるという話なんですよ。そうして、巡回のバスを回すとか、そういう手だてもあるんですよ。亀津から出たら、それは亀津の商店街も困りますよ。だけど、現在想定してい

る高台につくった場合、高台に上がって必ず亀津の町を通らなければ帰られないような状況なんですよね。

起こらなければどう考えるか。それは起こらないのが一番ですよ。だから、想定外を想定して町民の生命と財産守らなければ、役場が一番考えなければいけないことだと私は思います。

○副町長（幸野善治君）

私は逆に、一番津波とか地震、事故が起こらなければこれが幸いですが、役場だけ移って、役場だけがどっかの高台、勇元議員が推薦した場所ありますでしょう。その高台に移って、利便性、利活用問題を考えた場合に、これは町をひっくり返すような不満、反対運動が出ると思います。それも察知してのことを検討委員会はその中でも議論しました。1兆円か2兆円かけて、亀津の町全体がその高台の近辺に移るんだったら別です。それは全く別です。役場だけがぽつんと上にそびえ立って、高台から下を見おろすような格好の役場をつくっても、これは町政を根本からひっくり返すような反対運動が起きるということを私は考えております。ほかの一般の町民の皆さんもそういった方、特に埋め立て関係の皆さんはそういった方々が多いと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

3,000平米の建物ですけど、これは大体ここには書いてありますけど、会議室とかそういうのも含んでの3,000平米でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

会議室のほうにつきましては、1つ程度大きい会議室を考えています。残りの会議室につきましては、現在の建物を有効活用して、この新館を充てたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

そうした場合2階、3階、4階、役場にあれだけの会議室が必要か。700平米。3,000平米の中に会議室もない。3,700平米ですね、実際は。3つも会議室をつくって、あれだけの広い会議室をつくって、どれだけの利用があるか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

会議室は新庁舎には1つですね、1つだけです。階に1つずつではなくて。残り会議室1つだけじゃどうするのということで、今新館ございますので、その2階、3階を会議室として活用したいということでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

4階はどういう使い道があるんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

今検討しているのは、コミュニティFMの基地局と申しますか、そういったものを考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

あれだけの面積をFM局が使うんですかね。

○企画課長（向井久貴君）

一部FM局に使いたいということでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

これだけの人口規模で3,700平米の施設が必要なんですか。元役場本庁舎の面積を狭めて建てるべきでないかと思うんですよ。それでまた金額も下がります。

それと、今駐車場が来庁者用60台となっていますけど、現在の役場庁舎、役場の前の駐車場72台のスペースがあります。それでもたまにはとまれない車があります。それをどう考えているか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

現状では公用車、職員用、それから来客用含めて202台あります。これは今グリーンベルトにある84台は別にしておりますので、新庁舎ができたときにも、ここに計算書いてございますけど、駐車スペースに確保すると。そして職員用の駐車につきましては、現在は主事、主事補を84台のほうに回しておりますけども、場合によっては職員の大半をその84台のスペースに回すということも考えられます。

と申しますのは、今現在、役場のほうの駐車場は役場の方が使っていますけども、それ以外に例えば学習センターで催し物があるときには、学習センターの方たちの駐車場もありますということで、そういった活用の仕方も考えられると思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

説明会の資料で床面積を3,000平米に決めてますよね。これは総務省の地方債同意等基準による床面積と大体同じなんですよ。これから人口が減っていく。そして職員の数も恐らく減らざるを得ないと私は思うんです。それをどのように考えて3,000平米という数字を出した

んでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

3,000平米という数字は、ここに計画の中21ページにございますけども、もちろん一番大きな4,700、そして一番小さいのが現庁舎の2,800平米ということで、その中間をとって3,000平米にしたといいますが。ただ、今の庁舎を見てわかりますとおり非常にスペースが少ない。それからプライベートな問題等含めると、ある程度の空間は必要ではないかなと。例えば逃げるとききの動線等も含めると、ある程度のスペースは必要になってくるのではないかと。ということで3,000平米という数値を今出しているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

現在の庁舎考えても、建設課が2階にいますよね。恐らく地籍調査があそこに、現在のスペースでも私は入ると思うんですよ。こうしてもろもろの面積を出してありますけど、会計課が40平米、いろいろ面積書いてありますよね。広過ぎるんじゃないかと思う課もあるんですね。これも3,000平米に合わせるためにこういう面積をとったんじゃないかと思うんですけど。

役場はなるべくコンパクトなほうがいいですね。ここに説明資料の中にも廊下が狭いとか載っていますよ。前もお願いしたんですけど、カウンターをちょっと中のほうに入れて、住民サービスのために廊下を広げたらどうかというお願いもしました。しかし、課長会で事務に支障が出るとか電気関係、コンピューター関係の配線がどうのこうのとかいう答えがありましたけど。住民のための役場であって、役場職員のための役場ではないんですよね。50センチぐらい中に入れたってどうってこと私はないと思うんですよ。カウンターと机の間もほとんどのところがある程度のすき間があります。冷蔵庫を大体庁舎の事務室の中に置いておく自体が私はおかしいと思うんですね。カウンターを中に入れて廊下を広くできないかお伺いいたします。

○副町長（幸野善治君）

前の議会で廊下が狭いからということで、1年ぐらい前から要望を受けましたが、今の状況での廊下は車椅子が通れないと、たしかいったことだったと思うんです。そのときに勇元議員に、次回、新庁舎をつくる時は、それは十分配慮されて立派な廊下を通るということで返事をしましたら、庁舎ができるかできないかわからんのにというような回答をもらいました。だから、今回は立派な庁舎をつくるためには、廊下を広々ととってあります。ギャラリーもあります。これも目安であってまだ決定ではありません。これから住民説明会やいろいろな人からのアドバイス等が入った、また議会での論議もされた。その中でこの平米はもちろん変わることがありますので、廊下は十分、勇元議員が前要望されたとおりに、新庁舎ではとってあります。現在の段階であと2年したらつくり変えるのに、費用対効果から考えて、今のところは少し我

慢してくださいと。一番使っている職員の皆さんが、今は今のままで通れんことはないということで、全課長がそういう回答だったもんですから、費用対効果を考えて何百万をかけて今工事するよりは、新しい庁舎で広々とした庁舎でやっていただきたいということを前、勇元議員にもお願いをしたつもりであります。

○6番（勇元勝雄君）

費用対効果といいますけど、何百万もかかる。各課長に聞きますけど、カウンター、あれは動くんですね。自分たちの手でちょっと動かすだけでいいというカウンターなんです。固定しているわけじゃないし。金がかかるからできない。それは庁舎は来年着工した後、早ければ2年間でできます。その2年間で町民のために廊下を広くしてくれないかという話なんです。金がかかるわけじゃないんですよ。副町長はカウンターを見たことあるんですか。この間ちょっと動かしたら動くんですね。そういうのを町長の一声でできるわけじゃないですか。一々課長会へかけて課長の意見を聞く必要は私はないと思うんですよ。住民サービス、町民のためのサービス、廊下をちょっと広くしたぐらいで事務に支障が出るんですか。全課長に聞きます。

○副町長（幸野善治君）

確かにその廊下には、倉庫に運ばなければならないのとか、そこでもいいのとか、いろんな仕分けをして置いてあります。緊急やむを得ない場合の書類等もあります。課長会でももちろん皆さんに打診をしたんですが、個々にも当たりました。例えば住民生活課だけのカウンターを動かすんでしたら、それはできますけど、今一括して税務課まで全部動かさなければなりません。それを動かすためには、試算したら、工事の程度ですが、何百万という金が入るということ聞いております。

私のほうは、2年間は何とかやりくりをして辛抱していただいて、新庁舎に移ったときに広々とした廊下で、バリアフリーのある廊下でしていただきたいというのが本音であります。

○議長（池山富良君）

各課長さんをお願いします。自分の課は、どうしても廊下が狭いと思っている課長さんがいらっしゃったら、ぜひ御意見をお伺いしたい。けども、町民に迷惑かけない私の課は、別に廊下はどうってことありませんという課長もいらっしゃるだろうから、ぜひ廊下が狭いと思う課長さんがいらっしゃいましたら御意見をお伺いしたいと思いますけども。向井企画課長、どうですか。手を挙げたから。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

前、勇元議員から言われまして、私もすぐ帰って、何か邪魔になるものないかと、とりあえず私の靴がありましたので。ただ、ベンチの中に入っていたんですけど、これはいけないなど

いうことで片づけました。

それから、いつも私が心がけているのは、通りにある、どうしても椅子が、町民の皆さんが来ると出っ張っているんですね。私は常に通るときにあそこ入れるようにしています。通りやすいようにですね。確かに、何回も言うようですが、私もハードなんですけども、やっぱり役場職員の心のバリアフリーをしていけば、これも防げるかなと。椅子を入れる。例えば出たらひっこめる。ごみあったら拾う。そういうことをすれば、私は住民の方も、これは役場職員も頑張っているなというような感じが出てくるのではないかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

ほかに課長さん、御意見ありませんか。勇元議員よろしいですか。

○6番（勇元勝雄君）

よろしくはないんですけど、それぐらいの認識の課長しかいないということで、私も認識しました。

基本計画の中の30ページに、建設に対して意欲的な設計者を選定するために公募型を採用することとします。なお、新庁舎は大型公共建築物であります。徳之島町の公共建築物という新庁舎の適正や地元業者、技術者の育成という点にも配慮し、公募の条件設定に当たっては、地元業者の活用も配慮したい。これはどういう意味でこういうことを書いてあるのか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在のとこプロポーザル方式、これは基本設計の設計者を選ぶという仕組みでございます。今私どもが考えていますのは、例えば一級建築士が5名以上もしくは3名以上、そういった方に提案をしていただくということを考えています。そうしますと、おのずと島内の業者が参入が不可能になります。ですので、例えば島外の業者が選定された場合に、ぜひ島内の業者と企業体を組んでできないかということを書いてございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

そういう考えだったら、ここにぴしっとベンチャーを組むとかそういう条件をつけたらいいと思うんですね。こうして簡単に見たら、島内業者を入れるために、こういう条件を下げるという解釈しかできないんですね。そういう点も気をつけてもらいたいと思います。

消防の訓練棟ですよ、あれは補助事業でできていますよね。そうした場合は恐らく取り壊して建てかえる場合には、県、国に申請しなければいけないと思うんですよ。その手続は進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

その手続につきましては、ちょっと今お答えできませんが、解体につきましては、来年度7月に解体をしますので、それに間に合うように手続は十分進めていきたいと思えます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

来年7月まで間に合うということによろしいですか。

○企画課長（向井久貴君）

7月に解体をしたいと思えます。

○6番（勇元勝雄君）

きょうの新聞に、きのう、おとついだな、南海に載っていましたが、副町長の談話で、検討委員には委員として防災の勉強した建築の専門家が入っている。国の定めた建物に関する基準に基づいて最高水準の庁舎をつくることで防災機能を特化した建物になる。そういう話をしていますけど、これはどういうことでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

きのうの幸議員の答弁の中で、こう答えております。

「建物の防災機能についてということで、基本計画上で防災拠点機能として、平成25年に国土交通省が定めた官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく耐震安全性分類の最上位の目標である構造体の安全分類のⅠ類、これはⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類とありますが、一番高度な分類です。そして、2番目に、建築構造部材の耐震安全性のA類、これはA類、B類とありますが、一番高いA類であります。建築設備の耐震安全性の甲類、これは甲類、乙類とありますが、一番高い甲類。この一番高い基準を満たすことを目標として、これは設定してあります。これは国が定めた建物に関する安全性の最高水準の建築物をつくることとしておりますので、この国の基準をクリアするということは、防災機能に特化した災害、防災機能に特化した災害に強い建物をつくることにつながると考えております」、この答弁が先ほど言われた、新聞で、語弊はあるかもわかりませんが、載った基準だと私は思っております。

○6番（勇元勝雄君）

今、副町長が言ったのは地震に対しての基準ですよね。津波に対しての基準というのはいないんですか。

○副町長（幸野善治君）

昨日、向井企画課長が申したとおり、津波に対する基準というのは、人でカバーしようということでもあります。庁舎機能を発揮させるためには、役場職員が残って、残っている職員ができるだけ高齢者や障害者、弱者を高台に避難させるような手助け、または防災機能庁舎を備え

たこの立派な庁舎になるべく引き入れるということであります。そのソフト面の基準をいったものだと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

計画書の16～17ページのほうに記載されてございますけども、津波に対する機能確保の目標ということで、これは平成25年に国土交通省で定めた官庁施設の総合耐震・津波計画基準というのがございます。その中の第3編に官庁施設の津波対策ということで、これ17ページに載っていますけども、上のほうですね、これが津波に対する機能確保の目標ということで、レベル2、甚大な災害をもたらす津波等々に対しても安全確保を最優先に立ててくださいという基準が設けられておりますので、これをぜひクリアするということは念頭に入れているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

いろいろ考えなくても、高台移転、庁舎建設に対して反対じゃないんですよ。ただ、場所が反対だけであって。知名にしても与論にしても、700メートル離れた場所につくる。それは町民が納得しているんですね。先ほど副町長が言いました。大きな騒ぎになると。それは反対する人もいるでしょう。それを説得するのが町の役目だと私は思います。こういう庁舎建設に対して、我々議員は賛成・反対の票入れなければいけません。最終的な責任は我々議員が負わなければいけません。そういうことで庁舎建設、きょうの質問は終わりたいと思います。

3番目の現在の町政は、町民に寄り添った町政を行っていると思うか、各課長にお伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在の町政は、町民に寄り添った町政を行っていると思うかということでございますけども、全体的に見てでございますけど、町政に添って行っていると考えています。常時、町民の方から批判を受けたとき、もしくは要望等があったときは、素早く対応するという心を心がけて、もちろん総務課長、それから私、それから各課の課長含めて、連絡を取り合って進めているところでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかの課長さん、どなたか御意見ありませんか。

○建設課長（亀澤 貢君）

建設課です。建設課におきましては、道路の維持管理等ございまして、維持管理の場合が苦

情の電話とか要望とかいろいろありまして、まず現場に行けと。そして、現場で見て話し合っ
て、すぐできるものならば、原材料等で対応する。また、補助金を使わなければできない道路
といろいろありますので、まず現場に行って、人に会って話ししましょうと。できるできない
をよく説明して帰ってくるようにという指導を行っております。また、住宅等に関しましては、
電話がありましたときすぐに対応しているところで、町民に寄り添った対応になっていると思
います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

私の課では、農林水産課のほうでは、まだ来て間もないんですけども、カウンターのほう
で農家に目線を合わせてやるような形でとるように指導するものとして見ておりますし、また、
できる限り相談に乗る場合は、中のほうに相談場所を設置しておりますので、農家に寄り添っ
た形でやっていると思いますし、今後もそのように努めていきたいと思っております。

以上です。

○耕地課長（福 旭君）

耕地課です。住民に寄り添った対応ができていると私は考えております。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

地域営業課のほうは、農家に寄り添っていると思っております。

以上です。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

農業委員会では担い手さん、若手の方とか高齢者の方、農地を貸す方ですね、その方にいろ
んな相談があるんですけど、町民の考えに寄り添った町政を行っているとと思います。

○花徳支所長（瀬川 均君）

花徳支所、瀬川ですけども、やはり住民に沿った、やはりスピーディーに、いつも勇元議員
が言いますようにスピーディーにやはり持っていきたいと思っております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

学校教育課です。学校教育課も町民に沿った行政を行っているとと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

社会教育課においては、教育委員会、学校教育課と連携をとり、町長の指針であります、方
針でありますプログラミング教育を通して、生涯学習について町民からの要望については応え
ているつもりだと感じております。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護福祉課、いろんな窓口での相談が結構多い課なんで、町民に寄り添った町政は行われているものと思います。

○収納対策課長（安田 敦君）

収納対策課ですけど、町民に寄り添った町政を実行していると考えています。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

町民の皆様の意見や御提案を聞く機会があるときは、その内容を課で話し合い、また、保健予防、保健センターですが、多くの事業、赤ちゃんから高齢者までの健診をしていますが、その都度カンファレンスを行い全員で情報共有をしております。町民目線で考えながら町政を行っております。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課です。住民生活課といたしましては、町民目線より低い目線で物事を捉え、考え、親切かつ丁寧によりよいサービスが提供できるように心がけております。

以上です。

○税務課長（中村俊也君）

税務課でも町民に寄り添った町政を行っていると思っております。

以上です。

○水道課長（清瀬博之君）

水道課です。町民に寄り添った水道行政を行えていると思っております。

○議長（池山富良君）

勇元議員、以上でよろしいですか。

○6番（勇元勝雄君）

どうしてこういう質問をしたかということですね。町民からの批判とかいろいろ聞くんですよ。全部が全部じゃないんですよ。一生懸命頑張っている職員もいます。また、課もあります。新聞等で見たら、住民懇談会ですか、ほかの市町村はよくやっているんですよ。前も議会のほうでお願いしたんですけど、検討しますということで終わっています。町民の声を吸い上げるためには、年1回ぐらいは各集落、町長、副町長ぐらい出て、総務課長ぐらい。そして、住民の生の声を聞くシステムをつくらなければ、現在の町民の声は、役場は勝手に何でもしている、そういう声が多いんですよ。そして、役場職員のボランティアの出席率が悪い。役場職員が率先してボランティアをしなければ、一般の町民動かないんですよ。前もこういう質問して、160何名の職員がボランティアに出ている、そういう答弁がありましたけど。ほかの駐在員の皆さんに聞いても、ほとんど役場職員が出ないという話も聞くんですよ。

公務員は町民の公僕であって、公僕たる者、町民に率先して仕事をしなければいけないと私は思います。全部が全部悪いわけじゃないけど、一部の職員のために役場はという話が出るんですよね。そういうことを肝に銘じて、これからの行政に一生懸命励んでもらいたいと思います。やっている人間はやっている、やらない人間はやらない。だから、課長にする、昇給をする、そういう人も、ボランティアをやっているかやっていないか。そういうのも判断基準に入れてもらいたいと思います。

2番目の美農里館、TMR、受精卵センター、植物工場の経営状況を伺いたします。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

現在、美農里館の平成30年度の売り上げが約4,620万。前年の29年度と比べて2,181万円の増となっています。

売り上げの増額の要因としては、ふるさと納税の返礼品、業務用ジェラートの取引の増加、物産店舗の売上増が見られます。また今年度に関しましては、8月末現在、売り上げが2,100万で、前年度の同時期に比べますと620万円増となっております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

農林水産課のほうからお答えいたします。

まず、TMRセンター。TMRセンターの経営状況については、平成25年より開始し当初は原料の価格などいろんな課題があって、生産量のほうが153トンとなっております。しかし、その後はTMRセンターの原料額や稼働率の向上の取り組みによって改善され、平成29年度には生産量7,609トン、30年度には8,745トンの計画目標を達成し生産量が伸びております。

生産量がふえているということで、TMRの販売額につきましても、平成25年度では202万8,800円であったものが、29年、4,191万2,447円、平成30年度には6,207万2,408円と製造量、販売量ともに年々増加し、TMRセンターの適正な運営が図られてきております。

続きまして、受精卵センターであります。受精卵センターは、平成30年4月に完成し6月から開始しております。昨年6月からということで、畜産をされている方ならわかると思うんですけれども、受精してから9カ月余りで、またそれから出荷等、物として育成するのが9カ月余り、トータルしても18カ月以上かかるということで、まだまだ実績は出ておりませんが、同年6月から鹿児島大学共同獣医学部のもと採卵を行っております。現在、優良な血統を持つ母牛から採卵を行い、畜産農家へ移植から販売まで行っております。

また、受精卵センターでは研修施設を設け、あらゆる分野の研修に施設活用している状況でもあります。現在までに東大、鹿大、宮崎大の学生や教授が施設を利用し、長期利用者にいたっては1カ月間というふうな期間宿泊して研究を行っている学生もいるようであります。

今後は、引き続き受精卵を活用した農家の経営と血統の更新を図っていきたいと思っております。

受精卵センターの経営状況についてですが、平成30年6月より採卵を行い、3月までに40頭の母牛から採卵を598個の受精卵確保につながっております。また、農家販売用の受精卵に関しては、40個の販売を行っている状況です。今後も採卵、販売とともに増加すると思われるため、今後に期待したいと思っております。

続きまして、植物工場であります。植物工場についてですが、植物工場の生産物出荷量につきましては、年間実績を見ると、平成29年度3,400キロ台に対し、平成30年度には3,800キロ台と増加しております。また、売り上げは価格の変動に影響を受けるため、実績としては、平成28年度～平成30年度まで約240万～260万程度で推移し、ほぼ横ばいとなっております。

生製品の売り上げや必要経費についてですが、昨年度まで委託先に生産作業や生製品の受注や納入の業務のみを委託しておりましたが、令和元年度、平成31年度においては資材の購入や公共料金等の支払い、生産量の販売を含めた業務を委託内容としております。

令和元年度については、昨年度とは違った運営体制になって異なるため、受託者の意見を聞き実態を確認しながら、町として必要なサポートをしていきたいと考えております。

また、昨年度と運営体制が変わったことで、今年度の下半期の運営に向けた協議を受託者と実施しております。昨年度実績を踏まえた上で、今年度の必要経費を見込みについて担当課が改めて見込み額の算出、精査し、その成果に基づき、このたびの議会で委託料の増額を要望しております。

なお、生製品の売り上げについても、今年度より全額受託者の収入となり、その収益については、訓練をしている利用者に還元していくというふうな受託者の方針も確認しております。

民間のメリットを生かした経営と営業で、単価や生製品目の累計の見直しを行い、販売量の増加を図ることで売り上げを伸ばしていただけるものと町のほうとしては考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

どうしてこのような質問をしたかということですね。民間がやっているところは、ある程度うまくいっているんですよね。植物工場にしても、ことしからですけど。TMR、受精卵センター。美農里館、前の答弁で町長は、民間ができないから役場がやる、行政がやるという答弁でした。普通一般の考えでしたら、行政ができないから民間でやる。民間に委託した場合、ただでやってくれといっても、やる人はいないと私は思うんですよ。現在の経費を考えたら。7,000万以上の経費をかけて。恐らく美農里館自体、単体の生製品の売り上げが恐らく3,000万～3,500万。初めから赤字で受ける人はいないと思うんですけど。役場が金を出して、2,000万なら2,000万、3,000万なら3,000万の金を出して委託したほうが、私は運営もうまくいくと思

うんですよね。全然ノウハウもない役場職員が行ってそこでするよりは、ある程度ノウハウを持っている人を選択してさせたほうが、一般としては自分がもうけるために一生懸命やると思いうんですよ。もし委託した場合は、経営だけでもある程度の金額は動くと思うんです。そして現在、前おった4名の役場職員が役場に帰ってきた場合は、その4名の現在の職員を4名減らしてもできるというような計算になるわけですよね。そういう人件費を入れた場合は、恐らく四、五千万の黒字になると思うんですよ。

美農里館を民間に委託する予定はないでしょうか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

今はそういう段階ではないということでありまして。今後も離島における加工品についてのハードルの高さというのは、計画当初から認識しておりまして、今後、行政が販売というものが民間よりも勝るかどうかについては、今私の気持ちとしては、行政のほうが今勝っているというふうに思っております。なぜならば、離島における民間と大都会における民間とのまだ格差が少しあるのかなというふうに感じておりまして、行政だからこそ判断力のある方たちとの営業ができるということと、あと衛生面でのクリアしなければいけない項目が、今のいわゆる民間ではなかなか厳しいハードルかなというふうに思っております。実は、今は役場の職員がその衛生面での知識、そしてまた能力については、私はトップレベルに今は来ているのかなというふうに感じているところでありまして。

今後も広い意味での食品ロスということで、農産物の成果品以外の売り物にならないものを加工ということでスタートしておりますが、今後もこの需要は広がっていくものだというふうに考えております。今後もしっかりと、いずれは民間へと受け継ぐことが理想ではありますが、現段階としては、まだまだ役場のほうで技術の革新でありますとか、新規のチャレンジというものをやりながら、今後の民間委託については考えていきたいというふうに思います。

○議長（池山富良君）

勇元議員、持ち時間あと2分でございますので、よろしく。

○6番（勇元勝雄君）

3番ですね、2億5,000万の土地の排水路、民間の土地造成に対するタンクの設置を町が行ったということを町長はどのように考えているか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

以前も答弁して、数年前ですが、記憶がもし定かでなければ、再度答弁をいたします。

これについては、当初町有地になっておりまして、介護施設と病院経営の一貫した経営により安定した医療が確立できるということで誘致したものでございますが、そこに排水に少し問題があって、土地の地主である町のほうがしっかりとそこを保証したということでございます。

○6番（勇元勝雄君）

排水路は瑕疵担保責任で売り主がやるべき仕事だったんですよね。

4番目か、入札時の指名の仕方をお伺いします。

○副町長（幸野善治君）

まず、指名委員会は副町長、総務課長、企画課長、建設課長、建設課長補佐、各担当課長で行っております。

また、事業実施主管課で指名委員会の日程を調整しまして、委員会の中では事業名、予算、事業実施の場所、内容等の説明を受けた後、指名業者の実績、経験、規模や地域性を考慮した上で可否の判断をしております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

建築と土木一緒に入っている業者がいますよね。ほかの業者、土木なら土木、建築なら建築。どうしてその業者だけ両方に入れるのか、その理由をお伺いします。

○副町長（幸野善治君）

今、指名業者に建設業者と土木業者、建築業者と土木業者ですか。（「建築、土木に入る業者がいるけど、どうしてか」と呼ぶ者あり）それは入っているから入っているわけです。

（「入っているのはどうしてか」と呼ぶ者あり）だから、入っているから入っている。今までもそうした実績があって、入っているから入ってございます。

○6番（勇元勝雄君）

時間がないので、また次にいたします。

前も幸議員から質問がありましたけど、臨時職員の人数、そのうちボーナスを支給しなければならぬ人数と金額をお伺いいたします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

令和元年の臨時職員の人数は163名です。期末手当の対象者につきましては、令和元年の臨時職員がそのまま移行すると考えた場合は161名。期末手当の支給予定額としましては1,566万1,000円と見込んでおります。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

丹向川の氾濫防止のため、県道の側溝のバイパスを町費でするのをどのように考えるか、また、バイパスをつくった場合、氾濫を防止できるか伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成27年に50年度に一度という豪雨を4回も受け、浸水被害を経験したことを踏まえ、社会

資本整備事業にて採択され実施できるのは、町民の要望に対して迅速に対応できていると考えております。

また、氾濫防止については、バイパスの集水面積約19ヘクタールの雨水を奥名川へ排出することは、丹向川氾濫の軽減につながるものと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

前、土木の合庁のほうで話したことあるんですけど、前の係長ですかね、県のほうも金がある分はやりますという話を聞いたことがあるんですよ。県の側溝の氾濫に対して、町が1億7,000万ですかね、金額は。それだけの金かけてやるべきか。この間も県のほうに行ってそういう話をしたんですけど、途中で担当の方が会議があるからということで途中で終わりましたけど。県の排水を何で町の金でやらなければいけないか。恐らくあの側溝に対しては、600の側溝、また旧県道の側溝が300なんですよね。そのため枘から折れているということは、前は恐らくどっかにもう一本排水路があったと思うんですよ。

現在の町の事業としては、住民のためにやらなければいけないという事業わかっていますけど、どうして町だけでやらなければいけないか。県と協議はしたことあるんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

集水面積の内訳は、県道及び宅地、畑、山林となっております。これにつきまして、やはり町民でございますので、市町村が対応するのは問題ないものと考えております。

また、県にも相談いたしました。そして出せるだけ出してもいいよと言いましたけれども、私たち、私になってすぐだったんですけど、幸議員及び富田議員にそのとき最初のころで、今でも経験にあります。すぐにできないかということで、私の一番最初の仕事だったんですけど、それから要望を重ね採択され、現在、個人の発注しているところで、私どもといたしましても、丹向川下流の住民の命を守ることが最優先的だと考えておりますので、御理解いただけるようお願いいたします。

○議長（池山富良君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月6日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午後 2時45分

令和元年第3回徳之島町議会定例会

第3日

令和元年9月6日

令和元年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和元年9月6日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

- 日程第 1 議案第40号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第41号 徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第42号 徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第43号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第44号 徳之島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第45号 徳之島町立学校設置条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第46号 令和元年度一般会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第47号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第48号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第49号 令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第50号 令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第51号 令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第52号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第14 議案第53号 令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第15 議案第54号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）

- 日程第16 議案第55号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について …………… (町長提出)
- 日程第17 議案第56号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について …………… (町長提出)
- 日程第18 議案第57号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について …………… (町長提出)
- 日程第19 議案第58号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について …………… (町長提出)
- 日程第20 議案第59号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について …………… (町長提出)
- 日程第21 議案第60号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について …………… (町長提出)
- 日程第22 議案第61号 平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて …………… (町長提出)
- 日程第23 報告第 2号 平成30年度健全化判断比率 …………… (町長提出)
- 日程第24 報告第 3号 平成30年度資金不足比率 …………… (町長提出)
- 日程第25 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について …………… (町長提出)
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
12番	木原良治君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（2名）

11番	広田勉君	13番	福岡兵八郎君
-----	------	-----	--------

1. 出席事務局職員

事務局長	村上和代君	主幹	白坂明子君
------	-------	----	-------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
総務課長補佐	嶺山恵子君	企画課長	向井久貴君
建設課長	亀澤貢君	花徳支所長	瀬川均君
農林水産課長	高城博也君	耕地課長	福旭君
地域営業課長	秋丸典之君	農委事務局長	福田誠志君
学校教育課長	尚康典君	社会教育課長	茂岡勇次君
介護福祉課長	豊島英司君	健康増進課長	芝幸喜君
収納対策課長	安田敦君	税務課長	中村俊也君
住民生活課長	政田正武君	選管事務局長	清山勝志君
会計管理者・会計課長	福永善治君	水道課長	清瀬博之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第40号 専決処分について承認を求める件

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第40号、専決処分について承認を求める件について議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第40号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度一般会計補正予算（第2号）について、議会の承認を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,634万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金528万円、町債330万円の増額であります。

歳出の内容は、災害復旧費858万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

6月の豪雨による災害の発生により緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、専決処分について承認を求める件についてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は承認することに決定しました。

△ 日程第2 議案第41号 徳之島町会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第41号、徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議
会の承認を求める件であります。

内容は、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職
員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等を規定するための条
例を制定するものであります。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

一般質問でも取り上げましたけれども、内容がよくわかりませんので確認をさせていただきます。

ページがありませんが、2枚目ですか。第7条かな、8条かな。フルタイム会計年度任用職
員の休日勤務手当、そして9条かな。フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当というもの
がありますが、これは、こういう勤務があるのか。どういう内容でこういう時間帯の勤務があ
るのかお尋ねいたします。

次のページの第11条です。来年度から始まる制度ですが、ここの任期の定めが六月以上のフ
ルタイム会計年度任用職員について準用するとありますけれども、来年の4月から始まるとい
うことで、6カ月以上ということでは、この期末手当は最初の6月、7月には発生するのかし
ないのか、確認をいたします。

それと、その次を開いていただいて、右側の17条の上です。3のところですが、規定にかか

わらず休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては第1項に規定する報酬を支給しないということがあります。休日とか年末年始の勤務には割り増し料金のような形で料金が支払われるようになっていたと思いますが、ここについて、この報酬を支給しないというところのちょっと中身を少しわかりやすく説明をお願いいたします。

それから、その下のパートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬ということで、現在この勤務はあるのか、確認いたします。

以上、お願いいたします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当、そして夜間勤務手当とうたってありますが、フルタイム会計年度任用職員について、パートタイムについても、時間外勤務を想定はしておりませんが、定めておいて、何かあるときにということと定めてあります。

期末手当の支給についてなんですけれども、6月、任期というのが1年間、4月からであれば年度なので1年間と見ます。途中採用された方、任用された方についてはそれから以降の3月31日までの分の期間を六月に満たなければ支給は可能ではないということです。来年度、6月の分としましては、4月採用なので4月、5月分、2カ月分を支給する予定としております。

16条の3なんですけれども、休日に勤務をされた方がほかの、月曜日～金曜日までの間に代休としてとったときには支給しないということになります。

夜間勤務につきましては、先ほど申し上げたとおり、フルタイム会計年度任用職員もパートタイム任用職員についても今のところ予定はしておりません。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

この条例が決まってからこの対象となる職員に説明とかがいくのかなと思いますけれども、その中でいろんなわからないこともたくさん出てくるとは思いますけれども、この中にもないものがあるかもしれません。調整する中で、そこのときにはきちんと丁寧に対応していただきたいのと、先ほどの代休の場合はないということでしたけれども、休日に勤務した場合には、または夜間勤務等した場合には、年末年始とか割り増し料金が発生していると思うんですが、このタイム、代休をとった場合には発生しないというところについては、現在と比べてどうなのかというところでは、よく判断していただく必要があるんじゃないかなと思います。そういうこともその説明の中でされていけるのか。そして、この後、これが決まった後、どういう順番で来年3月まで進んでいくのか、再度お尋ねしてよろしいでしょうか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

1日目の答弁で申し上げたとおり、今後、9月各課の説明を申し上げます。各課のほうで臨時職員の方の要望等をとりますので、その後になると思いますけれども、臨時職員の方についても説明を申し上げたいと思います。

11月に査定をして、12月に募集、1月に書類選考、3月上旬に通知発送の予定です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

1ページ目の給料表というのがありますが、これはどのような基準でこの給料は決めるわけでしょうか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

私たちの行政職1級の分を使用させていただいております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

この一人一人決めるんじゃないんですか。全体でもう初めから、1号から始まるわけですか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

職種について定めているものがありますので、それは規則のほうで定めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（行沢弘栄君）

おとといの一般質問でも答えていたと思うんですけれども、今の臨時職員、平成31年の4月1日で163名がいるわけですが、161名に適用して期末手当が約1,000万円与えられるという報告があったんですけれども、その163名の今臨時職員が、例えばフルタイムとパートタイムに分かれるわけですが、全員がフルタイムに当たるのか、それともパートタイムに当たるのか。課ごとに、あれば回答をいただけませんか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

私たち本庁の臨時職員については、現在も8時半～5時の勤務となっております。私たちの

勤務が8時半～5時15分となっておりますので、全員、パートタイムの任用職員としての雇用となります。来年度はフルタイムではなく、パートタイムの会計年度任用職員としての任用を考えております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第42号 徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例の制定について

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第42号、徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第42号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町地産地消及び食育に関する条例の制定について、議会の承認を求める件であります。

内容は、地産地消に関する運動の推進、安全で安心な農産物等の生産・製造及び供給、食育

の推進等の施策に関する基本的事項を定めることにより、健康的で心豊かな地域社会の形成に資することを目的とする条例を制定するものであります。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

去年ですか、地産地消の関係で豚丼ですか。コンテストをして、豚丼だったですか。それが優秀ということで決まったと思うんです。その後の経過はどうなっているか。

○町長（高岡秀規君）

当初、加工、そして郷土料理の開発というところで、農林水産課のほうでコンテストをスタートしておりますが、最初のスタートは商工会とかの連携で郷土料理のコンテストをしたかどうかと。

当初は、コンテストで優勝した者のレシピについてはしっかりと美農里館、そしてまた民間等で特産品として売り出ししようということでスタートはしているんですが、議員がおっしゃるように、今現在コンテストで終わっているという状況ですから、この地産地消推進条例を制定することにより、シャッター街を防ぐとかいろいろな地域にお金をストックという意味で、外貨も稼ぐところにも力を入れていきたいというふうに思いますので、今後はそれを生かして、しっかりと施策をとっていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

コンテストで終わるんじゃなくて、やっぱりそういうのを商工会さんのほうも一生懸命やっているわけですから、優勝した食に対しては、各店で、オリジナリティーをつけて、これが徳之島の豚丼ですよとか、そういうことをするようにお願いいたします。

そして、食生活改善グループというのがありますけど、そういうところとも連携して、地元の食材を使って地元の料理を提供できるような、そういうシステムをつくってもらいたいと思います。

島に来て、実際、島料理が食べたいなと思っても、なかなか昔ながらの島料理というのがないんです。奄美市当たりに行ったら、いろいろ郷土料理、また島唄が聞ける、そういうところをつくらなければ、もう島の観光は伸びないと思うんです。観光客が一番望むのは、島の地元の料理が食べたい。景観なんか奄美全群を考えてもほとんど一緒ですから、徳之島に行かなければ食べられないような島料理をこれから考えて、島の原材料を使ってそういう料理をできるようなシステムを、役場のほうでも努力してやってもらいたいと思います。これは要望です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第43号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第43号、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第43号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、第7条第5項の中に誤りがあり、修正する条例の改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第44号 徳之島町税条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第44号、徳之島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第44号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、軽自動車税環境性能割が、当分の間県が賦課徴収を行うため、課税事務の円滑化・効率的な事務の観点から、鹿児島県税条例第99条と非課税対象車両が統一される必要があり、追加される条例の改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、徳之島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第45号 徳之島町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第45号、徳之島町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第45号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、現在休校となっている下久志分校を下久志集落総会にて、下久志分校への入学希望者は今後もないということが確認できたことにより、集落から廃校後の跡地を有効活用していきたいとの要望書の提出を受け、神之嶺小学校下久志分校を削除する条例の改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

下久志分校の休校の期間はどれくらいであったのか。そして、その有効活用したいという要望書が出ているということなのですが、どういうふうな有効活用案があるのか、あるようでしたら教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

下久志分校は、平成20年の4月より休校となっております。

今、集落のほうで活用したいという案なんですけど、今集落の行事等でも活用が今なされているんですけども、それ以外に校舎のほうも歴史や自然に関する展示とか、夜光貝の展示とか、あといろんな島唄、棒おどり、キョウダラ等の教示、伝承とか島料理の教示、伝承、下久志のはつらつ会の交流とか、下久志のいろんなイベントとかそういう集落行事に活用したいということでっております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、徳之島町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第46号 令和元年度一般会計補正予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第46号、令和元年度一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第46号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度一般会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,927万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,562万円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2億3,665万円、諸収入7,614万6,000円、国庫支出金6,580万円、繰越金6,253万3,000円、県支出金2,394万7,000円、財産収入1,038万2,000円などの増額。町債1,541万9,000円、繰入金700万5,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、総務費1億7,063万1,000円、民生費1億2,642万6,000円、災害復旧費5,121万7,000円、農林水産業費4,046万9,000円、教育費3,440万4,000円、土木費2,471万2,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

項目が多くなると思いますが、答弁をいただくときにはページの順番に答弁をお願いしたいと思っております。

まず9ページ、債務負担行為補正ですが、増額になっている理由をお尋ねいたします。

歳入。4ページ。一番下の財産収入ですが、土地売り払い収入の38万2,000円、あと美農里館生産物の収入が増になっています。これの内容をお尋ねいたします。

次、6ページ。一番下の環境性能割交付金というのが先ほどどこかで出た、言葉があったような気がしますが、これの内訳をお尋ねいたします。

次、歳出。8ページ。ちょうど真ん中の節4、共済費、1,000万円余り減額になっている内訳をお尋ねします。

それから、その下のほうの財産管理費の節11、修繕料としてありますが、ゆうな住宅の入居状況をお尋ねいたします。

次、9ページ。ゆうな住宅と同じ、消火器が入っておりますが、これは町が管理している住宅が全部入っているのか。内訳をお尋ねします。

それから、その下の庁舎整備基金ですが、1億5,000万円になるわけですね、これで。ことしの積立金が。結構ハードよりもハードという話もありましたが、結構ハードのほうにお金が貯金されているんだなと思っておりますが、これの必要性について再度お尋ねします。

それから、9ページの一番下の節8の報償費です。ふるさとチョイス事業者意見交換とありますが、ここの報償費、内容をお尋ねいたします。

次、10ページ。真ん中あたりの目27の北部振興対策の関係で、節8報償費、北部創生推進員報償費とありますが、この北部振興について、創生について、今の現状はどうなっているのか

お尋ねいたします。この内容についてもお尋ねします。

それから、少し下の目30の節13委託料です。1,800万円余り、業務委託料が入っていますが、この時期にこの1,800万円を入れる必要性についてもお尋ねいたします。

12ページ。目4の節20です。重度障がい者旅費助成というのと、障がい児支援給付事業とありますが、この旅費助成の関係をお尋ねいたします。内容です。

13ページ。上から4つ目かな。節19の補助金、プレミアム付商品券の関係ですが、歳入のところに国庫補助金として2,300万円近くありまして、それから販売収入というのが7,400万円ほどあったと思います。そして、ここにあるのが事業換金として9,250万円ですが、このプレミアム付商品券の関係について、町民でもわからない方がいると思いますので、歳入とか歳出とか含めて、この関係、全体的にわかるように説明をお願いしたいと思います。

それから、14ページの真ん中、し尿処理センターの委託料が追加になっていますが、この内訳をお尋ねします。

次、15ページ。上から2枠目の節19、環境保全型農業推進費として190万ありますが、この内訳をお尋ねします。

その下の節13委託料、これも2,000円ですが、増加になっています。この内訳をお尋ねします。

それから、そのページの下です。美農里館の管理費運営ですが、節12の役務費500万、それから委託料100万、それから庁用備品、庁用器具費ドライコンテナとあります。この内訳をお尋ねします。

16ページ。目29の植物工場の関係。委託料、増加になっていますが、この理由、内訳をお尋ねします。

それから、一番下のほうの節18、ウットチップーとありますが、これはどういうものでしょうか。

それから、その真下の積立金です。森林環境譲与税関係、これについてもお尋ねいたします。

次、17ページ。一番上の松古損木の関係ですが、1,300万円補正されています。今の松の状況はどうなっているのか、この委託料はどういうふうに使われるのか、お尋ねします。

その下の農林水産業費です。節11修繕料とありますが、ここの漁協の製氷機関連、ここの利用状況をお尋ねします。

それから、商工費の節11、畦プリンスビーチの道路の修繕となっていますがこの内容。

それから、その下の委託料、薬剤散布、登記委託料の内訳をお尋ねします。

18ページ。上の観光地関係ですが、節13の委託料、多言語翻訳委託料とありますが、この内容をちょっと説明をお願いいたします。

それから、その下の節15、工事請負費が137万2,000円、この内容もわかりやすくお尋ねいた

します。

次、19ページ。一番上の節15と17の関係です。同じ1,000万ずつがあります。この内容、内訳をお尋ねします。

それから、20ページの目2住宅建設費の節15、大当住宅水洗化の工事ですが、これの内訳をお尋ねします。

次、21ページ。一番上の項目の節12、消火器廃棄手数料とありますが、この消火器廃棄について、ちょっとよくわからないので、どういうものかお尋ねいたします。

次、26ページ。目3の体育館の運営費ですが、委託料がふえている内訳、それとその下の総合運動公園についても、修繕料が350万、そしてその下は工事請負費が350万減という形ですが、この内容をお尋ねしたいです。

それから、25ページ。1つ忘れしました。教育費の下のほうです。節18、備品購入費。エアーチとありますが、何となく想像はできるんですが、どういうものかお尋ねしたいと思います。

1回目、以上終わります。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

その前に、まず総務課のほうが一番最後に、まだなれないもので、よろしいでしょうか。私が答えた間に準備いたしますので、よろしく申し上げます。

まず、総務のほうでは、私は庁舎関係のお答えさせていただいて、あと企画のほうにお願いしたいと思います。

それでは、まず庁舎整備基金積立金、9ページです。歳出の9ページ。款2、項1、7の庁舎整備基金の25積立金でございますが、現在、約積立金が3億円ほどございます。目標額といたしまして、一応4億5,000万ほどを目標にしております。と申し上げますのは、実際に言って2億3,000万ほど実際にかかりますけれども、庁舎の整備のとき。ただ、それ以外にも附帯設備がかかってくるということで、2億円ほどはあと必要ではないかということで、全体的に4億5,000万ほどの積立金を計画しているところでございます。

それから、ふるさと納税の推進事業、24の8の報償費、ふるさとチョイス事業者意見交換会でございますが、これは今ふるさとチョイスで地元業者から返礼品をお願いするわけですが、そのときに、例えばどういった部分が都会の人に好まれるか、パッケージとかロット、それからデザイン等について講習会を行いまして、よりよい製品を島外に出したいということで、これは徳之島全体を考えておりますので、伊仙町、天城町、徳之島町の返礼品を提供いただいているところ全て対象にして研修会を行っているところでございます。

以上です。

それから、10ページの30、庁舎建設検討事業費の新庁舎基本設計業務委託料でございますが、これは先ほどの、この8月の基本設計、それから7月の住民説明会を受けまして、いよいよプロポーザル等で業者を選定いたしまして、その基本設計に実際に入っていただくということで、この委託料を計上してございます。この中には、住民とのワークショップ等の予算も入っているということでございます。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

ページのほうをいいます。歳入のほうの9ページ。債務負担行為の補正について御説明をいたします。

私ども今社会教育課においては4つの団体、指定管理を行っております。今年度の10月から消費税が2%上がるということで、これは、ちなみに図書館が平成29年4月1日～令和4年3月31日、同じく文化会館も29年4月1日～令和4年3月31日、同じく徳之島町体育センターの管理のほうも平成29年4月1日～令和4年3月31日、そして運動公園のほうの指定管理が平成31年4月1日～令和6年3月31日となっています。

この増額については、変更については、2%の消費税の増額分となっておりますので、よろしく願いいたします。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えいたします。

10ページの北部振興対策事業費の報償費でありますけれども、16万円。これは本年度7月までに当初予算をしていました3回の委員会開催を終えたため、今回、予算不足として今回増額をお願いしているところであります。16万円です。委員が16名いまして、1人当たり2,000円ということで、今回、5回、委員会を行うということで16万円を計上しております。

また、現状としまして北部推進委員ですけれども、去年は金見のほうにジビエカフェということで、農産漁村振興交付金という国の事業、ソフト・ハードの事業を得まして、その事業がありまして、結構北部創生推進員もちょっと行えなかった状況もありまして、今回また、新たに16名の委員を創生しまして、今回また新たに北部の開発事業としましていろいろと課題を設けております。

まずは、北部の地区の課題としまして、いろいろとありますけれども、またその内容としまして支所の機能強化、それから職務としましていろいろと集落からの挙げられてきた要望等を今後またさらに委員会でそういう要望をもみ合いながら、本町とまた連携をしてとっていきたいということでもあります。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳出の12ページ。障がい福祉費の20扶助費。重度障がい者旅費助成ということですが、これは臓器移植をされている方、あと国指定の難病の方が島外に診療に行くときの旅費助成ということで、年2回を限度に支給しているような状況です。

あと、その下の障がい児支援給付事業ということであるんですけど、これは障害を持っているお子さん、あとは最近特にふえているんですけども、島内で治療のできないお子さんがいらっしゃるしまして、そういうお子さんのために、これも年2回を限度に旅費の助成を行っているということです。

それと、次のページ、プレミアム商品券についてなんですけれども、これは国のほうで消費税の還元ということで、非課税の世帯、あと子育て世帯で0歳～2歳までのお子さんがある御家庭を対象にプレミアム商品券の発売をするというような形で、これは町で行うことになりました。非課税世帯が3,700人、あと子育て世帯が400人ということで、一応案内はしてあります。

これは、2万円分の商品券を購入いたしますと2万5,000円の、2万円で2万5,000円分の商品券を購入するという形になっておりまして、今は1,000円券を5枚で1冊としまして、最高5冊まで購入できるというような形になっております。9月2日から申請の受け付けをしておりまして、1階の旧会議室のほうをプレミアム商品券の申し込みとか注文することになっておりますので、そこのほうでやっております。

申請の受け付けが令和元年の12月27日までとなっております、商品券の使用期間が令和元年の10月1日～令和2年の3月31日まで使用期間となっております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

14ページ、4の衛生費2清掃費2し尿処理費の委託料の59万円の増額なんですけど、これはし尿処理センター指定管理者委託を行っておりますが、10月からの消費税値上げによる増額分でございます。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

15ページ。目9の園芸振興流通対策費の環境保全型農業推進費、これにつきましては、従来から行っておりますけど、町内のほ場のある農家へ、堆肥、緑肥の購入を助成事業でやっております、増額を要するためとなっております。

内容といたしましては、堆肥センターのパワーフレッシュ等についての助成、あと緑肥種子等、クロタラリア、ヒマワリ、ヘイオーツへの補助額2分の1以内ということで、増額を要するためということでこういうふうな形で今回要望しております。

続きまして、目11の農産物処理加工センター運営費の委託料の2,000円でありますけど、こ

れは消費税増額に伴う増額であります。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳入4ページの15の2の3の1、美農里館生産物売り払い収入ですが、前回、答弁でも申し上げましたが、8月末現在が前年度の同時期と比べまして620万ほど増になっておりますので、今回1,000万円ほど上げさせていただきました。

歳出15ページ、6の1の23の12、通信運搬費ですが、ふるさと納税の発送が増加しておりますので、クロネコの発送分の送料が入ってきますので、その分を上げてあります。

その下の13、設計監理業務委託料は、美農里館のほうにトイレの設置がお願いがありましたので、その設置の委託料を上げてあります。

18庁舎用器具、ドライコンテナ中古1台ということですが、今回、カップのほう、手張りをしていたのが印刷に変えまして、中の職員の方の時間をスムーズに進めれるように、手張りのやつをやめて、今度印刷に変えますので、その分の保管庫が必要ということで上げてあります。

17ページ、7の1の4の11、畦プリンスビーチ入り口道路張りコンは、この前黒糖祭りがありまして、下のほうに入り口の海岸に下るほうなんですけど、チェーンをしてあるんですけど、その手前の道路とイベント会場のほうののり面が雨とかで、のり面のほうがちょっと壊れていまして、道路も陥没するおそれがあるんじゃないかということで、そこののり面のコンクリート等の修繕ということで上げてあります。

その下の13、薬剤散布委託料、これは奥山家の白アリの薬剤散布になっております。

その下の登記委託料ですが、今度魅力ある観光づくりということで、黒畦の土地の地籍調査及び分筆登記をしてあげたいと思っておりますので、この金額を上げてあります。

続きまして、18ページ、7の1の5の13委託料、多言語翻訳委託料ですが、これは多言語、観光客が外国の方も来られますので、英語、中国語、韓国語、そしてQRコードとなりますので、翻訳をしていただくということで上げております。

その下の15工事請負費ですが、多言語解説案内板設置工事請負費ですが、この多言語の場合、4カ所、畦プリンスビーチ海浜公園に1カ所、金見ソテツトンネルの入り口に1カ所、第46代横綱朝潮太郎銅像の前に1カ所、西郷腰かけ松と奥山家の前に1カ所ということで、4件を上げております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

ページを戻りますが、16ページ、目29の植物工場管理運営費、植物工場管理委託料、60万の増額であります。これにつきましては、6月の議会でも御指摘があったとおり、その後精査し、受託者のほうと協議した結果、運営のほうに60万程度不足するということで、議会の承認を得

た上で改めて60万を増額した金額で委託を締結いたしたいと思ひまして、今回60万の増額で計上しております。

続きまして、同じく16ページ、目の2、林業振興費の中の18備品購入費、ウッドチップパー160万、これについては、今回ふるさと思いやり活用基金事業で承認いただきました。機械の内容といたしましては、枝等をチップ状にして粉砕するというふうなものであります。

この利用方法といたしましては、林道管理を考えております。今、林道管理のほうでチェーンソー等で切り倒してある大きなものに対しては、既にいろいろ管理されておりますけれども、今後また自然遺産とともに枝のものがこうやってかなり出てきておりますので、その細かいものをそのまま切って道路脇にやると、非常に見づらく悪いということもあつて、チップ状にして自走式でありますのでチップ状にして道路脇のほうへ噴出するというふうな形をとりまして、なおかつ、またチップ状にすることによって軽トラックで持ち帰ることもできるということで、今回新たに計上し、導入し、今回管理に使わせていただきたいということでやっております。

続きまして、25の積立金、森林環境譲与税基金積立金、これにつきましては、これも前回の議会で承認いただいて、基金条例を設置しておりますけれども、内容につきましては、森林の有する公益的機能増進に鑑みということで目的をうたっております。この森林環境の保全、維持管理に関して、財源として充てるため、今後、維持管理対策、また地元の木材利用の促進等に、要するに経費に充てるための財源を確保するために基金積み立てとしております。

財源といたしましては、歳入のほうで出ておりますけれども、森林譲与税のほうを一部充てるというふうになっておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

続いて、17ページの目7、里山林総合対策事業の、松古損木伐採業務委託料でありますけれども、これはもう既に組んであるんですけれども、追加で松古損木損の伐倒除去に、松の伐倒と除去のほうに委託をして増額でやっていくというふうな形になります。

それと、17ページ、同じく目5の亀津漁港製氷庫管理運営費の製氷庫基盤装置修繕についてでありますけれども、これについては、製氷機の基盤の修理ということで、現在しています。利用のほうは、大体年間250万程度の収入もありまして、その量のほうはまた数字を改めて御報告いたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

10ページ、8・2・3社会資本の工事請負費1,000万の減額と公有財産購入費1,000万の増額です。これは工事請負費と土地購入費を組み替えました。最初、土地購入のために建物補償費で払えるものだと思ひておりましたが、建物補償費では土地購入費は払えないということで、改めて公有財産購入費で土地購入1,000万を設けました。これは19号線に当たる土地購入及び

建物補償費のお金でございます。

続きまして、20ページ、2住宅建設費13委託料15工事請負費、設計委託料61万2,000円、工事請負費816万円の工事費、これは、現在、建設課のほうで水洗化のない住宅において、年次的に水洗化を行っております。去年は山住宅でした。ことしは、大当住宅2棟6戸を水洗化を計画しております。それに伴う委託料と工事請負費でございます。

以上でございます。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

歳出の21ページ、10・1・2の12の手数料、小学校、中学校の消火器の廃棄手数料なんですけど、これは消火器が10年で更新なものですから、ことし46本掛ける1,500円の6万9,000円を計上させてもらっています。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほどの製氷庫の実績について、平成28年が217トン、29年が227トン、平成30年度は187トンとなっております。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

ページは25ページ、款項目10・6・1の18、備品購入についてですけど、先ほど幸議員からありましたこのエアアーチというものは、皆さん、多分マスコミとかテレビの関係等いろいろなイベント等にあると思うんですけれども、今大きなエア式でイベント等を書いてあるアーチのことです。それを今回、町民体育祭に合わせてと思ったんですけれども、今回実は9月補正が時期的にこういう時期だったものですから、いろんなイベントにこういう形で使っていきたいということで、いろんなところからも、こういうものがあるとイベントが盛り上がるということで、今回、2基エアアーチのほうを計上させていただきました。

なお、この金額については、ふるさと納税のほうから出していただくことになっております。

それから、先ほどありました体育センターの管理運営委託料ですけれども、先ほど債務負担行為の中でも御説明しました。あれは今からの契約期間、残り3年、4年、二、三年をめどに、出したものです。それについて、ことしは残りの10月に消費税が上がる関係で、この2万3,000円は今年度10月～3月までの分として上げさせていただいております。

それから工事請負費につきまして350万、今回減額にさせていただきました。これにつきましては、上の修繕費、実はこれは運動公園のほうは亀徳浄水場の新設ということで、今回、今まで流れていた水をどうするかということで、水道課のほうと協議をいたしました。実は、

350万と工事請負費として計上させていただいたんですけれども、水道課と協議の中で、設計監理業務、これについては水道課は全体で見ているということで、少しでも減額にならないかということで、350万のうち300万として公園の引き込み並びに加圧の装置ポンプのほうを設置するという形で、修繕費取りかえのほうに組み替えをさせていただきました。残りの50万につきましては、運動公園の浄化槽が2%増額になりますので、全体の3カ所全部を変えていきます。その2%の消費税増税分です。

それから、ろ過機というものは、現在、運動公園の下のほうに憩いの家という建物がございます。その中に、プールで使うろ過機を現在今のところ見ていただくといった関係、少しこれは変えないとちょっとだめですよという指摘がございますので、今回、補正で計上させていただきました。

以上です。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

歳入の4ページになります。土地売り払い収入の分です。町有地売り払い代金の分割納入といたしまして20万と、あと大原地区農道につきまして、町有地払い下げの分で18万2,700円となっております。

6ページです。21・1の1環境性能割交付金ですが、2019年10月1日から自動車取得税の廃止に伴い導入される環境性能割交付金となっております。この計上しました金額につきましては、10月～3月までの半年分の予定額として上げさせていただいております。

歳出に移ります。歳出2・1・1の4共済費の退職手当負担金につきましては、当初の予算につきましては前年度のいる職員の分で計上させていただいておりますので、その差額となっております。今年度確定しましたので、この金額を落とさせていただいております。

続きまして、2・1・4財産管理の分なんですけれども、ゆうな住宅なんですけど、全世帯3世帯、入居が3世帯となっております。消火器のほうは、劣化に伴うもので、3本計上させていただいております。

以上です。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

2回目、質問いたします。

9ページです。債務負担行為ですが、消費税増税分だろうということは私も思っていたんですが、実際のところ、この金額がふえるのは、契約上だからという話をちょっと聞いたんですけど、この金額がふえることでこの指定管理者のところにふえた金額がいつ、その業者としては何かに使われるものなのか、この金額がふえるだけなのかということがよくわからないんです。時々、消費税還付金というのが出てきたりして、これなんだろうといつも思うんですけど、そういうことで、増額になった分がどういうふうに表示されるのかなというところをちょっと、わかるように説明ができれば、お願いしたいと思います。

次、4ページ、一番下の財産収入のところ、美農里館ですが、ふえたのはわかります。これ、以前から要望しているんですけども、商品の製造にかかることとか、農産物の仕入れとか、あと販売、人件費、それから今回もトイレの設置が入っておりますし、備品購入も入っています。

歳出も毎回のよう、ここは美農里館発生するんですが、補正でふえていくんですけども、この一体美農里館にどれくらいのお金がかかっているのか、どれくらい収入になっているのかとかいう、全体像がわからないんです、ほかのと区別して。地域営業課には観光の関係もありますし、いろんなことが雑多になってしかわからないので、これを別会計にすることで、赤字垂れ流しとか言われられないような、こんだけよくなっているんですよと言われるようなことが目に見えるように、別会計にさせていただけたらなとずっとお願いしているんですが、このことについてどうなのか、再度お尋ねしたいと思います。

次、歳出の9ページ、一番上のゆうな住宅の消火器なんですが、それが劣化というのは意味がわかりますけど、町が管理している住宅で消火器がついているんだと思って、ほかの町営住宅であるとか、そういうところにも個別にこの消火器が設置されているのかというのを知りたかったんですが、そこをお尋ねいたします。

10ページです。北部振興の関係ですが、金見ではジビエカフェが始まりました。まだ中に入ったことはないんですが、その利用状況、どういうふうな状況であるのかお尋ねしたいと思います。

それから、その下のほうの庁舎業務委託料の関係ですけども、この時期に、もうしなきゃいけないのかという思いはあるんですけど、緊急防災の関係が活用できるかどうかの結論も出ていない状況で、もしかすれば、西古見のほうのクルーズ船社の関係は最近になって中止になりました。ようなこともありますので、こういうことはここでもう早速、委託として1,800万も入れるの、もう少し後でもいいんじゃないかと思ったりするんですが、建設が延期になる可能性だってないとは言えないと思うんです。そういう意味も含めてですけども、いかがでし

ようか。

次、12ページ、障害者の福祉費の関係ですけど、年2回ということで、この対象者となる人が漏れなく利用できているかどうか、ちょっと気になるんですが、実際としてはどうでしょうか。

次、13ページのプレミアム付商品券ですけど、今の購入状況等がわかれば教えてほしいのと、町を通してありますが、国からの補助があり、販売収入という形でも収入が入っていましたけれども、この事業は、町が中に入って換金されていくだけでとんとんという状況でいいのか、町にも何か、幾らかの利益収入とかが入るのかを確認いたします。

それから16ページ、植物工場の管理運営費ですが、きのうの一般質問の中で答弁していたのでは、自立してきているので、運営上もいい感じであるような話を聞いたと思っていますが、町からの管理委託料としては、継続していくということで、増額になった分が毎年行くということになるのか、きのうの話を少し膨らませて説明をお願いしたいと思います。

それから16ページ、一番下の森林環境譲与税の関係ですが、この積立金の目標は幾らにしているのかお尋ねします。

17ページ、一番上の古損木の関係です。今の松くい虫の関係、被害の状況、今は終息傾向にあるのか、再度確認させてください。

それから、その下の製氷機の利用状況です。数字をちょっと聞き逃しましたので、再度お願いいたします。

それから、その下の登記委託料です。黒蛙の地籍調査というふうにおっしゃいましたが、砂浜があるところだったかな。海岸だったと思うんですけど、どの場所をどれくらいの面積と、これは購入する予定でいるのか、そしてその目的は何なのか、少し中身の説明をお願いします。

18ページの多言語翻訳の関係ですけど、これは先ほど言った英語、中国語、韓国語に翻訳したものと日本語が並んで、立て看板の中に並ぶというだけなんですか。何か別の内容もあるのかどうか、もう一回お尋ねいたします。

次、19ページの一番上の1,000万の関係です。さっきちょっとページを開きおくれましてちょっと聞こえませんでしたので、再度教えてください。

その20ページの町営住宅の水洗化ですが、残っているところがまだあるのか、どこなのかお尋ねします。

以上です。2回目を終わります。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、9ページの第3表、債務負担行為補正についてお答えをいたします。

幸議員のほうから今ありましたように、消費税2%、これは法律上、契約をするときに8%にしているものを10月1日に係ってくる契約については上げないといけないということで、今

回、私どもの6センター並びに指定管理者4団体のほうに確認をとりまして2%増をさせていただきました。

幸議員がおっしゃっておられます、この分がどれに使われるということに関しましては、今からの10%、これは契約期間、今から5年のところもあります。それから二、三年の指定管理者もいらっしゃいます。その点については、その指定管理者においてこの分については各自適宜的な予算で使っていただけるものと思っております。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

美農里館についての会計上の話でございますが、今はいろんな方向から検討してはおりますが、町の会計である優位性ということと、あとまた仕分けが非常に難しくなっているというデメリットも出てきておりますので、今売り上げが上がれば上がるにつれてその傾向が強いということから、今再度、会計上の問題点、デメリット・メリットを検討しながら、今後どうするかを決めていきたいというふうに考えております。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

10ページ、30の庁舎建設検討事業費の13委託料でございますが、1,800万。つきましては、スケジュール的に見ますと、建設工事を来年の12月中に予定しております。それでいきますと、基本設計につきましても、1年前の12月には行なわなきゃならないと。その前に、設計のプロポーザルがございますけれども、ということでこの9月議会で基本設計の委託料を上げさせていただきます。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えいたします。

とうぐらの現在の状況としまして、5月の18日にオープンいたしまして、現在、3カ月半ほどたっておりますけれども、その間のカフェ部門としまして、1,000名ほど、アクティビティ一部分がエコツアー、ナイトツアー、サップ、カヤック、マウンテンバイクなどが約70名ほど御来店いただいている状況であります。

また、月別では、カフェ部門が、5月が151名、6月が327名、7月が264名、8月が286名、9月が34名と。そして、アクティビティ部門では6月3名、7月が14名、8月が50名となっております。

この広報PRに関しましてですけれども、あまちゃんクラブのスタッフによりまして、SNSのツイッター、インスタグラム、それからフェイスブック等で情報を発信しているところがあります。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

ゆうな住宅の消火器の件についてお答えします。

建築基準法の消防用設置等の消火器において、公営住宅の3階以上50平米には備えつけていなければいけないという法がありますので、ゆうな住宅は3階建てですので、各階1戸ずつ3本設置してあるということです。

私たち町営住宅におきましても3階以上の建物には設置してありますので、報告いたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

12ページ、3・1・4の20の件につきまして、この障がい者、障がい児の旅費の助成なんですけど、これは本人さんまたは保護者の方の申請ということになっておりますので、島内で治療ができない方を対象にしていますので、全ての方が対象ということにはなっていないようなことです。

あととプレミアム商品券についてですが、町への収入はほとんどございません。これが今、先ほど申しあげましたように、9月2日から申請の受け付けを開始しておりまして、まだ販売をしておりません。9月2日からの受け付けで、きのう現在まで申請が133件ありまして、プレミアム商品券の販売は10月1日から予定しております。

○農林水産課長（高城博也君）

16ページの日29の植物工場管理運営費の委託料であります。これに対しましては、前回、360万で組んでありましたけれども、不足の60万をプラスして420万、今までの運用、光熱費、原材料費等、修繕費以外のものを全て見積もった結果、420万が現段階で必要だろうということで組んでおります。

新たに、種子等に新たな作物を入れたりいろいろ伸びる要素があれば、また売り上げを伸ばしていくのであればその委託料の検討はしていきたいと思っております。

その理由も協議の中で、受託者がある販売のほうを訓練生のほうに工賃として上乘せしていくというふうなことを、方針を持っておりますので、当然、やる気を出していただくためにそういうふうなことを考えて今後は臨みたいと思っております。

続きまして、林業振興費、同じく16ページの積立金の森林環境譲与税基金積立金でありますけれども、これについては、制度的なものでありまして、現在、上限を目標には定めていない次第であります。今後またありましたらおつなぎいたしたいと思っております。

以上です。

それと、17ページ、里山林総合対策事業の委託料、松古損木伐採業務委託料、これにつきましては、場所は現在伐倒等の処理については委託事業によって実施しており、いろいろ高所等の問題もありまして、委託専門のところをお願いせざるを得ないというふうな状況があります。委託料のほうでやっております。

続きまして、亀津漁港製氷庫管理運営費、先ほどの実績につきましては、平成28年度が217トン、平成29年度が227トン、平成30年度が187トンというふうな実績であります。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

歳入歳出の19ページ、社会資本整備交付金事業の工事費と土地購入費の1,000万の組み替えの件です。

当初予算で、建物補償費で上げてありましたが、建物補償費で建物補償と土地購入、みんな一緒にできるものだと私どもが勘違いしておりまして、土地購入につきましてはまた別会計ですよということですので、工事費から財産購入費として1,000万の組み替えをいたしました。

続きまして、住宅の大当住宅の次にあと徳之島町で水洗化は何棟、どこの住宅かということなんですけど、手々住宅と花徳住宅がまだなされておりません。これも年次的にやっていこうと思っております。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳出17ページ、7の1の4、13委託料、統計委託料ですが、前回も徳之島町の観光施設整備基本計画の中に黒畦の整備をするということで事業を計画してあります。黒畦のほうで、ちょっとすみません、手元にその土地の平米数の資料がちょっとないもんですから、後ほど答えてよろしいでしょうか。

それと、18ページ、5の13委託料、多言語なんですけど、看板の中には日本語、そして中国語、韓国語、英語ということで書いていただきまして、横にQRコード、携帯のほうでコードすると、こちら徳之島町のホームページのほうに飛んでいただいて、そこでも見れるような形をとるような形で、この看板が太陽でも、普通はなかなかちょっと色あせたりするんですけど、特殊加工のやつをしたいと一応考えております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほど幸議員の質問にお答えしていないのをちょっと気づいたんで、松古損木伐採業務事業、松枯れの状況はどういうふうになっているのかということなんですけど、大島郡の課長会等でも話も出まして、大島、沖永良部のほうはもう終息しているだろうというふうな形になっております。

徳之島についても、終息の方向へ向かっているということで、古い木がかなり、そのほうに松枯れがあっていて、状況を見ると、農道等を走っていただけるとわかると思うんですが、

若い木にはなかなか結構あちこちまだ復活しているような形にありますので、終息の方向へ向かっており、この古損木について、現在残って危険性のあるものについて、早急に進めていきたいというふうな形です。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

3回目ですが、歳出4ページ的美農里館の別会計にという話を、検討をしていくということには変わりないと思いますが、優位性であるとか仕分けが難しくなっているとかありましたけれども、優位性をどういうふうに捉えているものがあるのかと、今わかるのがあれば、今の形がいいというふうに考えている理由等あれば教えていただきたいことと、やはりいつまでもこのような形では、当初つくったときの目的等から見ても外れていると思いますし、町民にわかりやすくするためにも別会計を目指していくということを再度要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

歳入でしたね。

歳出今度。歳出の9ページ、消火器なんですけれども、3階以上のところにあるということで、小郷であるとか、大船、それからその町営住宅等が全部、各1軒ずつにあるのか、1棟の中のどこかに設置されているのか。

私はちょっときのう娘に聞いてみたら、知らない、うちにはないというふうに言っていたので、その存在をちょっともう一回確認させていただきたいと思います。

10ページの1億8,000万の新庁舎建設関係ですけど、12月までに県に相談に行くと、緊防災の関係で言っておられましたが、もしかしてこれが活用できないということになったときには、これはどうすることになるのでしょうか。

13ページ、プレミアム付商品券の関係は、今133件が申し込まれているということで、案内を出しているのが4,100件ぐらいありますので、まだまだだと思いますけれども、使わないという選択の人もいるかどうかわかりませんが、収入としてほとんどないという話でしたが、ほとんどないということは少しは何かあるのか、人件費的なこと、作業的なことはあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

以上でお願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

美農里館についてですが、税制上の問題で、ある程度の町が経営をやるということで、多少優位的な歳出になろうかというふうに思っております。

今後はどういった運営をするのか。例えば、町全体の支出の中から考えると、職員を何名配

置するのか。それとも職員は全然配置しないのか等々で、町全体としての歳出面での不合理性ないしは赤字の幅が縮小される等々の問題がございますので、ここは特別会計にするにしても、運営体系をどのようにするのか等々をしっかりと見きわめた上であるのが一番ベストではないかなというふうに思っております。

今は、その優位性とかにつきましては、今職員が非常に大きな技術、そういった知識等を得ておりますので、営業面での優位性は非常に大きいと。あと税制上も多少優位性が発揮されているというふうに思っておりますので、今後はその歳出と運営のやり方をしっかりと決めるということが必要でありまして、それによって技術力が衰えるとか、営業力が衰えるとか、販売力が衰えるとか、そういったものが絶対にならないようにしていきたいなというふうに考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

消火器の件についてお答えします。

消火器につきましては、各1戸ごとではなく、そのフロアに1個ずつということです。恐らく廊下かどこかにおいてあったと思いますので、御確認ください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほど、庁舎建設の設計の委託料でございますが、これは来月をめどに、町長、それから総務課長で相談に行くという計画をしております。これが通らなかつたらどうするかということではなくて、通る努力をしたいと思っております。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

プレミアム商品券についてですが、議員がおっしゃるとおり、購入される方もいらっしゃるしされない方もいらっしゃると思います。これはもう100%国の補助金で賄っておりますので、その分、またそれぞれプレミアム付商品券の販売店舗も今までは商工会でこういう商品券の販売をしていたんですけども、今回は国のほうから、全店舗対象にしてくれということです。今まで商工会のほうでできなかったAコープ、あとドラッグストアモリ、ニシムタ、あとマツモトキヨシとかそういうところも一応これに加入していただくような形で案内をしております。

ですので、ちょっと低所得世帯とかそういうところが対象になりますので、2万円は自分で払わなきゃいけないというようなところがありますので、これが購入が全対象の方が購入するかどうかはちょっと今不透明なところですよ。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

歳入の5ページ、繰入金。ふるさと思いやり基金、残高は幾らになっているか。

歳出の8ページ、2・1の4の財産管理費94万円、重機借り上げの借り上げ料、その使い道、内容です。

9ページ、庁舎整備基金1億4,900万。前の基金と合わせたら4億5,000万、整備資金計画の中では2億4,000万を予定していたわけですね。4億5,000万をためるということは、前から補助対象外があって、そのための基金をためていたのか。

電算管理費。需用費修繕費。本庁舎1階L2スイッチ修繕、これは内容はどのようなものか。16企画費、12役務費、海外旅行保険料、その内容です。

19ホストタウン交流事業実行委員会補助金32万、内容。

20の移住促進事業費、修繕費7万円ですけれども、7万円だったら新品が買えるんじゃないかと思えますけど、これは修繕が7万もかかるというわけでしょうか。

22の自然環境保全事業費、印刷製本費、どのような印刷をするのか。

24のふるさと納税推進事業費35万7,000円、普通旅費。その内容。

同じく10ページの14使用料、会場借り上げ料、その内容です。

25コワーキングスペース運営事業費、13の委託料～報償費に組み替えをした理由。

10ページの北部振興対策事業費、普通旅費24万、その内容。

次の28、島の生業創出とみらいづくり人材育成事業、普通旅費、その内容。

目30の庁舎建設検討事業費、起債の借り入れがまだ決まっていないのに予算を組むのはなぜか。その予算を組む前に、一般質問でも言いましたけど、町の税金を使うわけですから、確実な方法でやらなければいけないと思います。

13ページ、3・1プレミアム商品券、印刷製本費の内容。19のプレミアム商品券事業、年寄りの話を聞いたら2万円一遍に出すのはちょっと無理があるということが話が多いんです。これを1万円で1万2,500円を買うという、そういうことはできないか。

3・2の母間保育所、賃金44万1,000円、職員が何名いて、臨時の保育士が何名いて、国の基準があると思いますけど、その基準どおり、基準に合致しているか基準をオーバーしているかお伺いいたします。

14ページ、6・1・5の畜産振興費、旅費65万4,000円、その内容。

同じく18の備品購入費50万円、これは町で使うのか、または受精卵センターで使うのか。

15ページ、目21の営農研修センター管理運営費、消耗品はどのようなものか、また、現在どのような運営をなされているのか。

23美農里館管理運営費、設計委託料100万円組んでいますけど、また次の補正で、先ほどトイレということでしたが、予算を組むのか。

16ページ、24農地費、14の使用料及び520万の重機借り上げ料、どのような、その内容。

目29、植物工場管理運営費、委託料60万、当初からこういうのは、私が考えたらわかっていることです。受ける人ときちっと協議して委託料なんか決めてもらわないと、途中でこうして委託料自体が上がるというのもおかしいと思うんです。この分は要望でいいですけど、今後こういうことがないようによろしくお願いします。

16ページの6・2の2林業振興費、19補助金、特用林産振興総合対策事業費92万円、その内容。

17ページ、6・3の水産振興費、サンゴ礁移植事業委託料36万6,000円、事業の内容。

7・1の4観光費、これは18ページです。負担金及び補助金、桜並木ロード補助金、これは恐らく母間の桜並木だと思いますが、補助金を出すのはどこに出すのかお伺いします。

同じく18ページの5観光整備費の事業の原材料費、その内容。

20ページ、8・6の1、住宅管理費の14使用料及び245万円、重機借り上げ料、その内容。

同じく2番の住宅建設費、これは要望なんですけど、トイレだけきれいくしても大当の住宅にしても花徳の住宅にしても、外観も汚いし中も汚いんです。こういうのを長寿命化計画である程度なされていると思いますけど、内部までするような事業を持ってきてやってもらいたいと思います。これは要望でよろしいです。

21ページ、10・1・2の事務局費、9の20万4,000円、普通旅費、その内容。

目10のICT、IoTの旅費、その内容。

22ページ、学校施設整備費、11の需用費、花徳小学校図書室エアコン修繕、16万円、これは純然たる修繕かまた取りかえか。

同じく、これはこないだテレビで、日本全国版で宣伝されましたけど、手々小学校雨漏り、これは前からこういう雨漏りがするという要望があったのかどうか。

3の14使用料、重機借り上げ料105万5,000円、これはその事業の内容。

23ページ、10・2の18備品購入費、亀徳小学校パソコン室エアコン、あそこはエアコンが2台か3台あったと思うんです。これは大きいほうにかえて1台で済ますというふうな方法か。

10・3の3学校施設整備費、山中学校体育館照明器具修繕、その事業の内容。

13の委託料、調査業務委託料、この内容。

24ページ、10・5の4文化会館、11需用費、トイレ用消音ボックスその中身。

25ページ、10・5の5、図書館費、寄贈図書登録業務委託料、何冊ぐらいの図書を登録するのか。

1つ忘れましたが、地域営業課の登記手数料です。土地はもう買収してあるのか無償提供か。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の皆さん、答弁のほうよろしくお願ひします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

歳入の5ページ、款17、項1のふるさと思いやり基金、繰入金の中で、基金の残高でございますけれども、令和元年8月末の基金残高は、約3億4,137万9,323円でございます。

以上です。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

5ページ、歳出8ページ、2の1の4の14、重機機械借り上げなんですけれども、つむぎ養成工場ブロック塀の撤去、そして亀徳児童公園のブロック塀の撤去と積み直しであります。

9ページ、2・1・13の11です。修繕料なんですけれども、これは本庁舎1階のL2スイッチ修繕であります。出向機関、行政機関、インターネットなど全てのシステムと職員のパソコンをつなぐための機器の破損によって今業者の代替機を入れております。その分の修繕料として上げさせていただいております。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

歳出の9ページ、一番上の庁舎基金の庁舎整備基金積立金でございますけれども、議員おっしゃいましたように、その実際の起債で借りれる以外のものも想定した上での基金積み立てでございます。

それから、その下の下の下の16の企画費の12役務費の海外旅行保険料、それから下の19のホストタウン交流事業実行委員会のことですけれど、これ全体の事業を申し上げますと、現在、カリブ海にございますセントビンセント及びグレナディーン諸島とのホストタウン契約を結んでございます。これは、来年東京オリンピックがございまして、そこへ行く選手たちとの交流を深める事業でございます。昨年度、1度、行なったわけなんですけれども、今年度もこの10月に予定しておりまして、そのための受け入れとしてホストタウン交流事業実行委員会を立ち上げます。その補助金が32万円。これはですね、ホストタウン受け入れに関しましては、国が基本的に予算化しているわけでございますけれども、そこで賄えないものをこの補助金で賄っており

ます。

そして、この上の海外旅行保険料につきましては、約6名セントビンセントからこちらに来ていただくと予定をしております、その海外旅行保険料でございます。

この海外旅行保険料につきましては、実際は国が出すべきものですが、一応立てかえ払いをして、後で、歳入のほうに書いてございますけれども、入ってくるという予定になっているところでございます。

それから、その下の20番、移住定住促進事業、金見定住修繕料でございますが、これは室外機の修繕でございます、実は本体、屋内にあるものはほとんど傷みはなく、室外が、海岸端にあるということで、さびついて動かないということで、修繕をいたしております。全部取っかえという案もありましたけれども、やはりもったいないと。本体はしっかりしているものがございますので、室外機だけを取りかえるということでございます。

その下の自然環境保全事業費、22、11の需用費、消耗品費、印刷製本費でございますが、これにつきましては、アマミノクロウサギ共生推進事業でございます、財源はG C Fを活用したいと思っております。その中で道路キル防止、それからチラシ、横断幕、それから希少種をモチーフとしたステッカー、マグネット等の消耗品を児童生徒、それから町民、納税寄附者への配布ということで活動を広げていきたいということでの印刷製本費でございます。印刷製本費は、チラシ、ポスターカード、ステッカーマグネット等の印刷製本費でございます。

その下、24のふるさと納税の9旅費でございますが、35万7,000円、これにつきましては、ふるさと思いやり基金、おかげさまで今年度も多額の寄附をいただいておりますが、このお礼といえますか、感謝祭といえますか、これが横浜のほうで開催されます。それで、3名を横浜に派遣いたしまして、11月の16日、17日、ふるさと思いやり基金の感謝祭ということでP R等々を行う予定でございます。そのための旅費、3人分でございます。

次、10ページ、同じ10ページの14の使用料、会場借り上げ料でございますが、その中のイベント会場の会場借り上げ料プラスこちらからジェラートを持っていきますと、ジェラート等の冷凍庫をお借りします。その冷凍庫等の使用料を含めまして55万円計上しております。

次の、25コワーキングスペース運営費の8報償費の31万1,000円の増でございますが、これは現在小学生、それから中高生と2つに分けて、プログラミング教育を今井之川ラボで行っております。ただ、今ベンダーといえますか、指導者が2人しかなくて、この2つをまとめて、なおかつ1週間、週1回を週2回にしたほうがよいと、効率も上がるし的確なプログラミング教育ができるということで、週2回にふやして小中高一緒にやるということで、講師報酬費をふやしてございます。その31万1,000円でございます。

それから、30の庁舎建設検討事業費、1,800万の金額でございますが、これは起債の借り上げ、先ほども幸議員のほうに申し上げましたけれども、年度末、来年の12月には建築をしなき

やいけないと。起債の借り上げ時期としては今の時期をおいてないということで、計上させていただきます。

以上です。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えいたします。

10ページの北部振興対策事業費、節の9旅費、普通旅費でありますけれども24万円。これに関しまして、北部創生推進員によります先進地視察研修であります。これは2泊3日の奄美市です。1人当たり3万円ということで8名を計上してあります。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

13ページ、3の1プレミアム商品券の印刷製本費なんですけど、これは商品券の印刷ということで、不正使用防止のために特殊な印刷が必要ということでこのような金額になっております。

あと、先ほど申し上げましたけど、1,000円券5枚を1冊といたしまして、5,000円の商品券を4,000円で売ることも可能ですので、1冊ごとに購入は可能となっております。で、上限が2万円ということです。

あと、母間保育所の件なんですけど、今正規の職員が4名いらっしゃるんですけど、その中で1名は所長兼主任保育士ですので、保育士としてはカウントできないような状況になっております。3名いらっしゃるんですけど、現段階のうち2名は産休・育休を取得しております。と再任用の方が3名おりまして、あとは臨時の職員が11名、有資格者が4名、あと子育て支援員の研修を受けられた方が4名、あと無資格の方が2名ということで、勤務しております。

保育定数にどうにか正規の職員の方も臨時の方も、やりくりをして、再任用の方もやりくりをしてどうにか保育定数を満たしているような状況なんですけれども、もうぎりぎりのような状態でやっておりますので、今後は正規の職員の補充を検討いたしたいと思っております。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

14ページ、目の5畜産振興費、普通旅費65万4,000円、これにつきましては、受精卵センターの鹿大の先生と生徒、採卵を行っておりますけれども、それに伴う旅費が不足しているということで、今回3名の4回分を計上してあります。

それと、次の機械器具費、液体窒素ボンベ1台、これにつきましては、受精卵センターに備えつけ、固定した形で、そちらのほうで受精卵のほうを液体窒素の中で管理するというふうな形になります。現在、2つ持っておりますけれども、もう既に1つのほうは備えつけで、1つのほうは受精卵等に使っておりますが、いっぱいということで今回、大きな保存のボンベを常

備して対応しようということでもあります。

続きまして、15ページ、21の営農研修センター管理運営費、これにつきましては、消耗品なんですけれども、営農に係る栽培用の資材並びに種苗等の関係であるもろもろの関係であります。現状をということでありましたので、現在、専任の職員を配置して当たっておりますけれども、現在のところ、育苗採取から定植、育苗のほうを2名の研修生を受け入れて実際に行っております。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

歳出、15ページ、美農里館管理運営費、設計監理業務委託料100万円ですが、美農里館のトイレ、今回は設計委託料を上げて、次回に設置をしたいと思っておりますので、次回上げさせていただきますと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

16ページ、24農地費、14の重機借り上げ料ですが、下久志、諸田、亀徳、徳和瀬地区の農道及び水路、圃場のり面の補修の重機借り上げ料になります。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

16ページ、林業振興費の19の特用林産振興総合対策事業補助金92万ですけれども、これにつきましては、シイタケ栽培、以前、井之川岳のところに森林組合が管理するシイタケ栽培場があったんですけど、前盗難とかいろいろあって、一時的に休止しておりますけれども、門扉等いろいろ整備して、管理ができるような形で、今回新たにまたシイタケ栽培のほうに取り組もうというふうな形での補助金であります。

続きまして、17ページ、1の水産業振興費、13委託料、サンゴ礁移植事業委託料ということです。これは、先日のふるさと思いやり基金活用事業に承認していただいたんですけれども、以前、哇プリンスビーチの白化現象に伴って、ウンバチイソギンチャクが発生したものですから、それを白化現象によってサンゴ礁がだめになったということで、そういうふうなイソギンチャクが発生したともとられますので、今回、母間等の枝サンゴ等を移植するような事業を今回研究ということで、水産の研究というふうな、資源確保という形で許可をもらい、移植しようというふうな形で計上してあります。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

17ページ、4観光費、13委託料、登記委託料に、土地に関しましては、黒畦の入り口、面積は250平米ぐらいで、土地のほうは寄贈という形に聞いております。

続きまして、18ページ、観光並木ロード補助金15万ですが、母間校区会のほうに負担金として支払う予定にしております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

8・6・1・14重機借り上げ料245万円の内訳です。婦貴田住宅解体工事160万円、港ヶ丘団地敷地整備50万円、満久里団地敷地整備35万円、トータル245万円となっております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、お答えします。

歳出21ページ、10・1・2の9の旅費なんですけど、これ子ども・子育て支援新制度の説明会の旅費と、あと就学相談会の専門員の旅費で、東京のほうから2名来ていただきます。

続きまして、10の9の旅費、普通旅費、13万円なんですけど、これは教育ITソリューションエキスポが大阪でありますので、そちらの旅費です。

続きまして、次の22ページ、10・2の3の11、需用費の修繕費で、花徳小学校図書室エアコンの修繕か取りかえかということなんですけど、これは一応修繕費で2台分、16万組んであります。手々小学校校舎雨漏り修繕の15万円、これはそのときちょっと急な雨で、急にああいうふうな漏水が起きました。

続きまして、下の14の使用料及び賃借料の重機借り上げ料105万5,000円なんですけど、これは亀津小のブロック塀の補修の重機の借り上げ料と、あと花徳小学校遊具滑り台の重機の借り上げ料と思っています。

次のページ、23ページの10・2の備品購入費の亀徳小学校パソコン、普通エアコンの32万円なんですけど、3台今入ってまして、2台が故障して、その2台を入れかえる計画となっております。1台って間違えていました。すみません。ちょっと訂正してもらっていいですか、すみません。2台です、ごめんなさい。

次の、下の10・3の3の11の修繕費で、山中学校体育館の照明の修繕費なんですけれども、これは漏電で体育館の3列ある照明のうち1列がつかなくなってしまったため、これちょっと照明が高台にありますので足場を組んで修繕するため、ちょっと高くなっています。

次の13の調査委託料20万なんですけど、これは東天城中学校の鉄管を塩ビに変えるための調査してもらった調査費です。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

24ページ、款項目10・5の4、文化会館費、その中の需用費の中の修繕料、このトイレの消音ボックスの修繕ということで上げさせていただきました。これは、御承知のとおり文化会館の老朽化に伴いいろんな形で修繕が必要となっております。その中で、男子用、来場者用、お客様の男子トイレ、女子トイレに埋め込み式でそれぞれの天井に換気扇をつけております。これが、安易なものではなくて、モーターを使い、ダクトを通して外に排気する形になっておりまして、正式にいいますと、トイレ用消音ボックス入りシリコンファンといいます。この部分でこれだけの金額がかかるということで、今回計上させていただきました。

それともう一点、次のページ25ページの図書館費10・5・5の図書館費の中の寄贈図書登録業務委託料ですけれども、今回21万4,000円を上げさせていただきました。それまで2年間にわたり登録業務を行いました。勇元議員の御指摘の冊数につきましては、1,500冊をめどに、登録は今完了しております。ただ、登録完了後の図書館の配置についてどの辺に置いていくかという作業をこし人を雇うことができるということで、やっぱり専門的な分野ですので、その点につきまして、今回9月補正で、残り半年間でいきますということで、今からやる作業は、図書館内のどこにどの本が、どこに寄贈の図書があるかということを知る作業となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

10ページの庁舎関係の13の委託料、普通、借り入れをする場合、設計を頼むときは、普通の民間だったら崖下とかいろいろあります。法的にそれがクリアできるかできないかで設計を委託すべきであって、また、起債の条件をクリアできるかできないのに1,800万の基本設計を委託する。もしこれが起債が許可がなかった場合、今まで使った分、恐らく3,000万近くはなると思うんです。そういう大事な町民の税金を使ってするわけですから、県と協議をして、それをクリアできるかできないかによって設計委託とかそういうのはすべきであって、その条件をクリアできるかできないかわからないのにこういうような設計委託料を組むというのを、町民の税金を守るべき公務員としてどう考えているか。

あとは、要望として聞いてもらいたいと思います。

これは13ページの3・1の19、プレミアム商品券、役場から来た書類を見たら、必ず2万5,000円分を買わなければいけないような感じで受け取れますので、先ほど課長が言ったような単位でも買えますよということを広報で流すか、また防災無線で流すかしないと、年寄りには2万円持って行って買いたいんだけど、2万円は出せない。そういう方もいっぱいいますから、

そういうことを考慮して、単位が4,000円ですか、5,000円ですか、その単位でも買えますよということを広報で流すか、また防災無線で流すかして、町民の方に周知してもらいたいと思います。これは要望です。

17ページの里山林総合対策事業なんですけど、これは前もお願いしたと思いますけど、農林水産課は道路関係は管理していないわけです。農道は耕地課、町道は建設課、その係もいるわけですから、農道は耕地課のほうである程度巡回してもらって、あそこに枯れ松があるからということを農林水産課に説明して、また、建設課のほうもそういうことをしなければ農林水産課の係1人じゃとても今できるような事務量じゃないと思うんです。これは前も、こういうことをするようにお願いしました。今度はもう確実にこういう体制でやってもらいたいと思います。

20ページの住宅改修ですけど、何年か前に長寿命化計画ストックマネジメントをやりました。その計画に沿って、今古い住宅がいっぱいあります。回って見たら花徳の浜の住宅なんかほんと、人が住んでいるのかなと思うような滅びた住宅もあります。そういうのを計画的に今後ストックマネジメント長寿命化計画でやってもらいたいと思います。

質問は1件だけですが、あとの要望、またよろしくお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

10ページの20庁舎建設検討事業費の委託料1,880万4,000円の件でございますけれども、起債の借上げ等の時期といたしまして、どうしても令和2年度の12月ということでスケジュールを組みまして、設計プロポーザルを9月から11月、基本設計を12月から3月、その前に、まず県のほうに打ち合わせに行くという予定がございます。そのあと住民説明会等もございますけれども、基本設計につきましては、12月から3月に予定してございます。12月の議会では間に合いません。9月の議会のほうでしっかりと提出いただき、そして基本設計等々の案件をもって来年の5月の起債の申請に当たりたいと思っているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

こういう質問をするのは、前の議会で基本計画の説明会が終わったら県のほうと打ち合わせしますという答弁をもらっているから質問しているわけです。こういうのを議会軽視というんです。議会で答弁したことを守らない。何のための議会ですか。

その答弁した時点、基本計画の説明会が終わった時点で県のほうに行って説明していたら、わかるわけでしょう。県のほうも、これだけの条件だからできるできない判断できると思うんです。県のほうに行っても、町のほうからの今話がないから仮定の話では話ができないという、そういう話ばかりするんです。5回か6回行ったんですね、県のほうに。行ってもそういう

答弁ですから。何千万単位のお金です。だからそういうことを踏まえて、議会で答弁したことには責任を持ってやってもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありですね。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○6番（勇元勝雄君）

庁舎建設に対して、庁舎建設基金、計画では町の持ち出しが2億4,000万、それに対して、現在4億5,000万の基金を積み立てています。これは恐らく、補助対象外の事業がこれだけ出てくるということを想定して、基金の積み上げをしていると思います。

そして、庁舎建設に対して、県が許可してくれるだろうという安易な考えで3,000万近くの金を、町費をつぎ込んでいます。そういうことに対して、町民の生命、財産を守らなきゃいけない町が、現地建て替え、そういう観点から、私は庁舎建設検討事業に対して反対をいたします。

○議長（池山富良君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番（富田良一君）

庁舎建てかえの件については、検討委員会でももう決定しております。耐震性がない本庁舎、建て替えが長引けば倒壊の危険性も大きくなります。近隣住民の不安も大きくなります。

今、地球温暖化で日本各地で豪雨災害が起きております。過去にも、亀津地区でも川が決壊して災害が起きています。また、近場の緊急避難場所が1つでも多いほうが住民も安心して暮らすことができます。亀津の住民の多数がそれを望んでいますので、私は賛成したいと思います。

○議長（池山富良君）

次に、反対者の発言を許します。

○9番（幸 千恵子君）

私も、勇元議員と同じく、庁舎建設検討事業費についてのみの反対討論を行います。

この今月議会でも討論をしてみましたけれども、どんな事業についても言えると思いますが、町政を行う者の視点としては、やっぱり町全体を見るものだと思います。

それがこの庁舎建設については、町全体のことを考えて、将来を見通して、広い視野に立つ

○3番（松田太志君）

原案に賛成のほうから討論いたします。

この議場から亀津のまちを見ると、大変多くの建物があります。昼間ですと、中区、南区の住民が約2,000名、そして夜間になりますと1,500名の避難住民がいて、この書類にあります。夜間に地震、津波があると、建物が崩れるかもしれない。古い建物が崩れるかもしれない。そして、住民がどこに向かって逃げる。それは高台に近い人は高台に逃げるでしょう。暗い中、この庁舎を明るくして避難できる庁舎をつくる。1人でも多くの住民を救う予算として、私は賛成をいたします。

○議長（池山富良君）

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号、令和元年度一般会計補正予算（第3号）について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（池山富良君）

起立多数であります。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第47号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第47号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第47号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,842万9,000円とするものであります。

歳入は、繰越金394万1,000円の増額、繰入金262万2,000円の減額であります。

歳出は、施設整備費79万1,000円、総務費52万8,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第48号 令和元年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第48号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第48号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,139万5,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ15億1,582万2,000円とするものであります。

歳入は、繰入金608万6,000円、繰越金502万7,000円、県支出金28万2,000円の増額であります。

歳出は、諸支出金1,105万4,000円、総務費27万9,000円、保険給付費4万2,000円、保健事業費2万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

歳出の5ページ、保険給付費等交付金償還金1,063万8,000円、県支出金の返納金となっておりますけど、これは県から多くもらっていたということによろしいでしょうか。お伺いします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

そのとおりでございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第49号 令和元年度農業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第49号、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第49号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,497万1,000円とするものであります。

歳入は、繰入金26万円の増額であります。歳出は、予備費23万2,000円、総務費2万8,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

この処理場の診断を一遍したと思うんですけど、機械の状態は今どのような状態か、ちょっとわかっている範囲で教えてもらいたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

去年、それを最適かどうかを診断いたしまして、ほとんどよかったんですけど、ちょっとした改修部分がありましたので、本年度の当初予算でその分を乗せて改修をするようになっております。金額についてはそれほど大きな金額で、ちょっとした予算で済む額と聞いております。以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第50号 令和元年度介護保険事業特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第50号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第50号の提案の理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,909万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億541万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金3,887万、繰入金9万3,000円、国庫支出金8万5,000円などの増額であります。

歳出の主な内容は、諸支出金3,214万2,000円、保険給付費672万8,000円、地域支援事業費22万1,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

歳出4ページ、最後のページですが、下のほうから2つ目、諸支出金、国庫返還金、県費返還金、支払い交付金返還金、そしてその下の一般会計繰出金について内訳を説明を求めます。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

4 ページ、諸支出金、国庫返還金、これは先ほどありましたように、国からの補助金なんですけど、30年度の実績に伴いまして返還する金額となっております。

ここにありますように、国庫支出金が1,845万5,000円、県の支出金が788万4,000円、支払い交付金で484万8,000円ということになっております。一般会計の繰出金、一般会計から繰り出されている金額で95万5,000円繰り出しを行うということになっております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

実績に伴いこの金額を返還するということですが、根拠があって国から、県から入ってきたお金だと思うんですが、これだけの金額が返還されるということは、毎年こういうぐらいの状況なんですか。金額が大きいと思いますし、何か問題があるかどうかということをお尋ねします。

そして、その下の一般会計繰出金については、95万5,000円を一般会計に入れるということですよ。30年については、補正予算等を組んで、介護保険の事業予算に追加になっているのもあるのではないかなと思うんですが、30年度、どれだけ補正がされていたのか、金額等をお尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

国庫、一応概算ということで交付されておりました、それに伴って実績等がありまして、その関係で返還金が発生しているような状況です。例年このような形で、返還はあるものと思います。

繰出金につきましては、済みません、後ほど詳しい資料をお渡ししてもよろしいでしょうか。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第51号 令和元年度公共下水道事業特別会計補
正予算（第1号）について

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第51号、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第51号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を
求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ7億118万7,000円とするものであります。

歳入は、繰越金60万円、繰入金57万5,000円の増額であります。

歳出は、総務費90万円、事業費27万5,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

最後のページ、4ページですが、上のほうの処理場維持管理委託と、あと普通肥料登録に伴
う分析業務委託について、内訳をお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

処理場維持管理委託費は、消費税の増額による13万円の増額でございます。

普通肥料登録に伴う分析業務委託なんですけど、これは今年度、日本下水道協会とともに下水
道汚泥、生ごみ、南国パワー肥料を混合し、普通肥料を試験的に生産し、バレイショでの効果

の実証を今行っているところでもあります。

それにつきまして、浄化槽、下水道汚泥の肥料登録が必要ということで、その肥料登録の分析委託料、肥料汚泥を普通肥料登録に伴う分析委託業務のお金です。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

今の事業の内容について、今後の予定、計画を少し、もうちょっとわかりやすく教えていただけないでしょうか。

それと、公共下水道への加入率、加入の状況、そして、今加入しても補助はあるのか。そして、計画としてどこまで今年度で進める予定で、新たに新しくする分にもこれはできる計画があるのかお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

まず、その事業なんですけど、昨年、日本下水道協会のアンケートにおいて、下水道汚泥の肥料化を検討していると徳之島町が回答をしたところ、日本下水道協会のほうから、協力してもらえろという話がありまして、これはお金が一切かかりません、向こうからの協力ということで、一緒に頑張りましょうということでやっている事業でございます。

その事業につきましては、本年度、先ほど言いましたように、下水道汚泥と生ごみと南国パワーの肥料を混合して実験するということです。生ごみに関しましては、徳之島町も今、処理場で大変なことになっているので、建設課のほうでも、少しでもできればということで、職員にもお願いして、6月の末、3回にわたり生ごみの回収をして、その事業をただいま行っているところでございます。

今から実証実験として、これから結果なんか出てくると思いますけど、そういった状況です。

で、下水道につきましては、本年度2期工事といえますか、まず徳高の裏、裁判所の近くから入ります。裁判所の近く及びその墓から、宮之原議員のそこを通してつなぐ工事と、あと大島石油からその上のところ、ちょっとつなぐという工事を始めております。

補助金につきましては、今までどおり受け付けておりますので、大丈夫でございます。

加入率につきましては、今資料を持っていないので、決算のときにでも発表したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

し尿処理の受け入れ施設です。その進捗状況は今どのようになっているかお伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

し尿処理につきましては、今仕上げの段階で、もうそろそろ入札できる状況になっております。今、最後の設計者の合計金額とかを決めているところでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第52号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（池山富良君） 議案第52号、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第52号の提案の理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億481万2,000円とするものであります。

歳入は、繰越金42万9,000円、繰入金1万7,000円の増額であります。

歳出は、予備費42万9,000円、総務費1万7,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第53号 令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君） 日程第14、議案第53号、令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第53号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的支出におきまして、営業費用1,447万4,000円の増額、営業外費用377万2,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○6番（勇元勝雄君）

前の水道課長ですね。亀徳の浄水場が終わった時点で亀津の浄水場、石灰分が多いということで、その石灰分除去の事業をやるというような答弁をもらったんです。同じ水道料金を払いながら、石灰分の入っているところは、ポットとかいろいろ住民に迷惑をかけています。水道課としては、そのような事業を取り入れる予定があるかないか、お伺いいたします。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

その石灰除去の事業については、すみません、前課長から伺ってはないんですが、今のところ、亀津浄水場除のほうが石灰分が多いということですので、亀津浄水場を今後約2年ほどかけて更新をしていきたいというふうに、水道課のほうでは計画をしているところです。

コンサルタントのほうにお願いをして、どれぐらいの経費になるか、それによってどれぐらい石灰除去ができるのか等を検討してまいりたいと思います。

また、その浄水場がもし建設できるのであれば、また議会のほうへも報告をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

現在、和泊町のほうでやっていますよね。同じ水道料金を払って、片方はおいしい水を飲んで、片方は石灰分の入った水を飲む。料金は、それはそれなりに低かったらいいんですけど、同じ料金ですから、絶対にそのような不公平がでないように、浄水場に対して、恐らくそれなりの金額がかかると思えば四、五億、四、五億じゃ済まんと思いますけど、そういうことを踏まえて平等においしい水が飲めるような状態にしてもらいたいと思います。これは要望です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第15 議案第54号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第16 議案第55号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第17 議案第56号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第18 議案第57号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第19 議案第58号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第20 議案第59号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第21 議案第60号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第22 議案第61号 平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（池山富良君）

日程第15、議案第54号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、議案第61号、平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、8件は一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

平成30年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会にお願いするに当たり、それぞれの議案について提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第54号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

平成30年度一般会計歳入歳出総額は81億6,289万8,257円、歳出総額は79億7,154万3,745円、歳入歳出の差し引き額は1億9,135万4,512円ではありますが、翌年度へ繰り越すべき財源が580万1,040円のため、実質収支額は1億8,555万3,472円であります。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、9,300万円は財政調整基金へ繰り入れ、9,215万3,472円を翌年度へ繰り越しをすべく処置をいたしました。

それでは、各項目の内容について御説明を申し上げます。

本町の歳入の72.7%に当たる59億4,070万4,620円が地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などの依存財源であります。

その中で最も高い比率を占めているのが地方交付税の42.3%で、34億4,888万8,000円、続いて、町債の9.9%で8億1,212万1,000円、国庫支出金の9.8%で7億3,684万1,069円、県支出金の7.8%で6億3,806万7,236円などとなっております。

一方、自主財源は、歳入総額の27.3%に当たる22億2,219万3,637円で、そのうち町税が11.7%で9億5,314万6,024円あります。

その徴収実績は、現年度分が96.7%、滞納分が16.2%、全体で89.5%となっております。

歳出につきましては、総務費が最も高く20.3%で、16億2,096万9,179円、続いて、民生費の20.2%で16億768万1,861円、農林水産業費の13.3%で10億6,454万158円。教育費の12.8%で10億1,965万6,346円、公債費の10.3%で8億2,358万2,530円、衛生費の9.1%で、7億2,429万8,013円、土木費の7.2%で5億7,435万8,877円となっております。

次に、議案第55号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入総額は2億9,917万5,783円、歳出総額は2億9,523万3,681円、歳入歳出の差し引き残高は394万2,102円となっております。

歳入の主な内容は、町債9,400万円、国庫支出金8,377万7,000円、繰入金7,165万4,000円、使用料及び手数料4,018万4,768円などあります。

また、使用料の収入未済額は457万6,200円となっております。

歳出の内容は、施設整備費が1億8,891万9,750円、公債費が6,786万5,668円、総務費が3,844万8,263円となっております。

次に、議案第56号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は、14億7,859万5,919円、歳出総額は14億4,656万7,088円、差し引き残額は3,202

万8,831円となっております。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条2の規定により、2,700万円は基金へ繰り入れ、502万8,831円は翌年へ繰り越すべく処置いたしました。

歳入の主な内容は、県支出金11億4,042万7,641円、国民健康保険税1億8,480万633円、繰入金1億4,692万7,224円、繰越金404万3,364円などです。

また、自主財源の中心であります保険税の徴収率は、現年度分で89.8%の、滞納分で25.5%、全体で74.6%となっております。

歳出の主な内容は、保険給付費10億9,625万3,481円、国民健康保険事業費給付金3億2,317万7,721円、保健事業費1,147万3,001円、諸支出金836万718円などです。

次に、議案第57号、平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は、1,310万6,102円、歳出総額は、1,284万4,437円、差し引き残額は26万1,665円です。

歳入の主な内容は、繰入金950万円、使用料及び手数料140万7,400円、繰越金19万8,635円などです。

歳出の内容は、事業費919万1,385円、公債費365万3,052円です。

次に、議案第58号、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入総額は、11億5,190万1,369円、歳出総額は11億503万87円、差し引き残高は4,687万1,282円です。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条2の規定により、800万円は基金に繰り入れ、3,887万1,282円を翌年へ繰り越すべく処置いたしました。

歳入の主な内容は、国庫支出金3億4,711万4,929円、支払い基金交付金2億8,539万3,000円、保険料1億6,575万9,800円、県支出金1億6,023万4,575円、繰入金1億5,417万2,400円などです。

歳出の内容は、保険給付費10億1,161万4,636円、諸支出金3,746万7,446円、地域支援事業費3,485万5,918円、総務費1,749万2,087円です。

次に、議案第59号、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は2億3,187万9,457円、歳出総額は2億3,119万2,492円、歳入歳出の差し引き額は68万6,965円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が8万5,520円のため、実質収支額は60万1,445円です。

歳入の主な内容は、繰入金1億4,550万円、使用料及び手数料2,901万3,970円、町債2,640万

円、国庫支出金2,841万3,000円、繰越金255万447円などであります。

歳出の内容は、公債費1億2,500万5,717円、事業費6,917万619円、総務費3,701万6,156円です。

次に、議案第60号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入の総額は1億612万8,468円、歳出総額は1億569万7,689円、差し引き残額は43万779円となっております。

歳入の主な内容は、繰入金5,157万5,583円、後期高齢者医療保険料5,061万657円、諸収入281万8,567円などです。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合給付金1億139万9,371円、保健事業費327万6,669円、総務費87万2,049円などです。

次に、議案第61号、平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

収益的収入総額は、消費税抜きで1億6,316万4,800円ですが、一般会計から8万円を繰り入れてあります。収益的支出総額は、消費税抜きで1億5,766万9,415円です。資本的収入総額は、5億4,720万円です。資本的支出総額は5億9,500万8,471円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,780万8,471円は、過年度分損益勘定留保資金727万2,220円及び当年度分消費税及び地方税資本的収支調整額4,053万6,251円で補填いたしました。

以上、各会計の歳入歳出決算認定について御説明申し上げましたが、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、認定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本決算案8件については、議長と監査委員を除く14人の委員をもって構成する平成30年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、本決算 8 件については、議長と監査委員を除く14人の委員をもって構成する平成30年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、委員長、副委員長は委員会において互選することとなっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に総務文教厚生常任委員会委員長の行沢弘栄議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の徳田進議員が決定しました。

△ 日程第23 報告第2号 平成30年度健全化判断比率

○議長（池山富良君）

日程第23、報告第2号、平成30年度健全化判断比率の報告を求めます。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

報告第2号、財政健全化法における平成30年度健全化判断比率について申し上げます。

実質赤字、連結実質赤字等はありません。

実質公債費比率7.6%、将来負担比率16.4%となっております。

以上です。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告2号については終わります。

△ 日程第24 報告第3号 平成30年度資金不足比率

○議長（池山富良君）

日程第24、報告第3号、平成30年度資金不足比率の報告を求めます。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

報告第3号、平成30年度資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率はございません。

以上です。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告3号については終わります。

△ 日程第25 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（池山富良君）

日程第25、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

地方自治法117条の規定によって、宮之原順子議員の退場を求めます。

[5番 宮之原順子君 退場]

○議長（池山富良君）

諮問第3号、町長の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

諮問第3号の提案理由の御説明を申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件であります。内容は、引き続き徳之島町亀津491番地の4、宮之原順子氏を推薦するものであります。

何とぞ御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本件は、適任であると答申することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任であると答申することに決定しました。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月11日午後4時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時45分

令和元年第3回徳之島町議会定例会

第4日

令和元年9月11日

令和元年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和元年9月11日（水曜日） 午後4時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第54号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について
……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 2 議案第55号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について ……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第56号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 4 議案第57号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 5 議案第58号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について ……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 6 議案第59号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 7 議案第60号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 8 議案第61号 平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて ……………（決算審査特別委員長報告）
- 日程第 9 陳情第 9号 徳之島自動車学校存続について ……（経済建設常任委員長）
- 日程第10 陳情第10号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出
について ……………（総務文教厚生常任委員長）
- 日程第11 請願第 1号 『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資
源作物交付金制度の創設について …（経済建設常任委員長）
- 日程第12 請願第 2号 さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、
さとうきび価格の引き上げについて
……………（経済建設常任委員長）
- 日程第13 発議第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書につい
て ……………（総務文教厚生常任委員長）
- 日程第14 発議第 3号 『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資
源作物交付金制度の創設についての請願に関する意
見書について ……………（経済建設常任委員長）

○日程第15 発議第 4号 さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、
さとうきび価格の引き上げについての請願に関する
意見書について …………… (経済建設常任委員長)

○日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
…………… (議会運営委員長)

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長補佐	嶺山恵子君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午後 4時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第54号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第2 議案第55号 平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第3 議案第56号 平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第4 議案第57号 平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第5 議案第58号 平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第6 議案第59号 平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第7 議案第60号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第8 議案第61号 平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第54号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、議案第61号、平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（行沢弘栄君）

平成30年度歳入歳出決算審査特別委員会に付託されました一般会計並びに特別会計決算書の審査の結果と経過について御報告申し上げます。

去る、9月6日、9日、10日の3日間にわたり、町長を初め、副町長、総務課長補佐及び財政係長、各担当課長、担当職員の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書等に基づき、審査を行いました。

審査の過程では、平成30年度の決算に係る事業の成果、課題、または今後の方策等について質疑や要望等がなされました。当委員会は、議長、監査委員を除く14名が委員ということで構成され、その内容については、皆さん御承知ですので省略させていただきます。

それでは、結果を御報告申し上げます。

議案第54号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号、平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号、平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上、8件については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論採決を行います。

議案第54号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は認定することに決定しました。

これから、議案第55号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は認定することに決定しました。

これから、議案第56号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、平成30年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は認定することに決定しました。

これから、議案第57号、平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号、平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は認定することに決定しました。

これから、議案第58号、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号、平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は認定することに決定しました。

これから、議案第59号、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号、平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は認定することに決定しました。

これから、議案第60号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は認定することに決定しました。

これから、議案第61号、平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

す。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号、平成30年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は認定することに決定しました。

△ 日程第9 陳情第9号 徳之島自動車学校存続について

○議長（池山富良君）

日程第9、陳情第9号、徳之島自動車学校存続についての陳情を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

お疲れさまです。

ただいま議題となりました陳情第9号、徳之島自動車学校存続についての陳情書について、経済建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月5日の本会議散会后、委員会を開催いたしました。

陳情の主な内容は、徳之島自動車学校においては、少子高齢化の進展に伴い、平成10年度から義務化となった高齢者講習者は年々増加傾向にあるものの、新規免許取得者数は年々減少し、売上高は平成9年度比較で約6割減と落ち込んでいます。

また、老朽化した車両等の買い換えや労働規定見直しに伴う雇用増が必要不可欠なことから、ここ数年において、車両・教習資材・施設整備等の多額の資金も必要となり、今後の事業運営は厳しい状況にあります。

一方、当該自動車学校は、都会での進学や就職を目指す若年層にとっては運転免許取得は必要不可欠、中山間地域における島内生活（通学や通勤等）においても、運転免許取得は必須、高齢化が進む徳之島での高齢者講習義務化への対応など利便性と安心感を与え、暮らしを支えている観点からも不可欠な教育機関であることから、今後も島内における社会的役割は大きいと思われま。

これらを踏まえ、経費削減等の経営努力に努める必要がありますが、人口減少による自然条件や離島による新規顧客獲得が難しい地理的条件を抱える中で、今後の島民の暮らしを支えて

いる役割を一民間企業で乗り越えることは困難であることから、行政における財政支援をお願いしたいとのことであります。

当委員会は、陳情趣旨に賛同する意見が多く、採決を行った結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第9号、徳之島自動車学校存続についての陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第10 陳情第10号 新たな過疎対策法の制定に関する議会
意見書の提出について

○議長（池山富良君）

日程第10、陳情第10号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（行沢弘栄君）

ただいま議題となりました陳情第10号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についての陳情書について、総務文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月5日の本会議散会后、委員会を開催いたしました。

陳情の主な内容は、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・維持することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上が陳情の趣旨であります。当委員会としては、陳情趣旨に賛同する意見が多く、採決を行った結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第10号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書の提出についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第11 請願第1号 『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設について

○議長（池山富良君）

日程第11、請願第1号、『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

ただいま議題となりました請願第1号、『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願について、経済建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月5日の本会議散会后、委員会を開催いたしました。

奄美群島におけるサトウキビ生産の歴史において、昭和30年代初めごろまで、農家個々に自前の小規模製糖工場を設置し、サトウキビを圧搾し製糖含みつ糖（黒糖）をつかって販売していました。その後は甘味資源作物交付金制度により国内産製糖造事業者にはほとんど集積され、含みつ糖（黒糖）をつくる小規模製糖業者は、現在各市町村において数軒が残っている状況であります。

奄美群島のサトウキビの増産と経済の活性化、人口増を図るために分みつ糖同様含みつ糖（黒糖）用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度を創設していただきたく強く要望したい。

以上が、請願の趣旨であります。当委員会については、請願趣旨に賛同する意見が多く、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号、『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第12 請願第2号 さとうきびハーベスター利用助成金の
創設、又は、さとうきび価格の引き上
げについて

○議長（池山富良君）

日程第12、請願第2号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについての請願を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

ただいま議題となりました請願第2号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについての請願について、経済建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月5日の本会議散会后、委員会を開催いたしました。

産業の少ない奄美群島では、さとうきびの重要性は大きく、農家だけではなく地域経済、雇用確保に直結する重要な作物であるといえます。

しかし、人口減少や農業従事者の高齢化など、農業・農村の構造が変化する中で、将来にわたり地域農業の維持・発展を図るため、高齢農業者の豊富な経験や知識・技術を生かした生活活動等を支援するとともに、高齢者が生活活動や地域づくりに参画しやすい地域営農の仕組みづくりを促進する必要があります。

小規模農家や生産農家の高齢化に対する、ハーベスター委託の需要が増加する中、肥料の高騰においても農家所得は減少しており、その改善及び生産構造の強化を図るため、国費によるハーベスターの利用助成（利用率の50%）の創設、またはさとうきび価格の引き上げ（t当たり2万4,500円以上）を強く要望いたします。

以上が、請願の趣旨であります。当委員会では、請願趣旨に賛同する意見が多く、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、請願第2号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第13 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する議会
意見書について

○議長（池山富良君）

日程第13、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（行沢弘栄君）

ただいま議題となりました発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の説明をいたします。

この件は、先ほど採択していただきました陳情第10号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する議会意見書についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 発議第3号 『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに
対する甘味資源作物交付金制度の創設
についての請願に関する意見書につい
て

○議長（池山富良君）

日程第14、発議第3号、『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願に関する意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

ただいま議題となりました発議第3号、『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制度の創設についての請願に係る意見書の説明をいたします。

この件は、先ほど採択していただきました請願第1号に関する意見書の提出であります。皆様に配付してあります意見書の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号、『含みつ糖（黒糖）』用サトウキビに対する甘味資源作物交付金制

度の創設についての請願に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 発議第4号 さとうきびハーベスター利用助成金の
創設、又は、さとうきび価格の引き上
げについての請願に関する意見書につ
いて

○議長（池山富良君）

日程第15、発議第4号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについての請願に関する意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

ただいま議題となりました発議第4号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについての請願に係る意見書の説明をいたします。

この件は、先ほど採択していただきました請願第2号に関する意見書の提出であります。皆様に配付してあります意見書の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号、さとうきびハーベスター利用助成金の創設、又は、さとうきび価格の引き上げについての請願に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について、議会運営委員長から議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

○議長（池山富良君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回徳之島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池山富良

徳之島町議会議員 竹山成浩

徳之島町議会議員 福岡兵八郎